

平成 19 年第 4 回 つくばみらい市議会定例会会議録

平成 19 年 12 月 10 日 開会
平成 19 年 12 月 18 日 閉会

つくばみらい市議会

平成19年第4回つくばみらい市議会定例会会議録

○招集告示	1
○会期日程表	2

会 議 録 第 1 号

○日時	3
○出席並びに欠席議員	3
○出席説明員	3
○出席事務局職員	4
○会議録署名議員	4
○議事日程	4
○本日の会議に付した事件	5
○開会	6
・開会の宣告	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定について	6
・請願について	7
・請願第2号～請願第5号 上程、委員長報告、質疑、討論、採決	13
・議案第82号～議案第98号 上程	14
・提案理由の説明	14
・一般質問	17
18番 海老原 弘 君	17
1. 県道バイパス（市道豊体横町下宿線）について	
12番 横 張 光 男 君	20
1. （仮称）豊体横町下宿線整備事業の促進について（県道常総取手線 の変則丁字路改良事業）	
18番 海老原 弘 君	26
2. 県道取手筑波のバイパス（谷井田交差点まで）	
3. 都市軸道路について	
20番 山 崎 貞 美 君	30
1. 行政バスについて	
2. 都市計画道路「小張・南太田線について」	
3. 分譲住宅名義書換料訴訟について	

・散会の宣告	36
○散会	36

会 議 録 第 2 号

○日時	37
○出席並びに欠席議員	37
○出席説明員	37
○出席事務局職員	38
○議事日程	38
○本日の会議に付した事件	38
○開議	38
・開議の宣告	38
・一般質問	38
7 番 堤 実 君	38
1. 企業誘致の状況について	
2. 市内行事場所の見直しについて	
10番 古 舘 千恵子 君	42
1. コミュニティバス「みらい平駅」停留所にトイレを	
15番 古 川 よし枝 君	43
2. みらい平駅前にトイレの設置を求める	
10番 古 舘 千恵子 君	45
2. みらい平駅、小絹駅前に期日前投票所を	
3. 再度、絹の台警察関連について	
4 番 中 山 栄 一 君	48
1. 各種審議委員会のあり方について	
2. 保育所送迎バスの廃止について	
30番 市 川 忠 夫 君	56
2. 保育所バス送迎について	
4 番 中 山 栄 一 君	58
3. 合併特例債事業、幼保一体型施設の建設について	
6 番 今 川 英 明 君	60
1. 西ノ台水道基地（小絹浄水場）について	
2. いじめ問題について	
3. コミュニティバス事業について	

4 . 財政改革について	
5 . 寄附条例制定について	
3 番 染 谷 礼 子 君	70
1 . 妊婦の無料健診拡充について	
15番 古 川 よし枝 君	72
3 . 妊産婦無料診査の拡充について	
3 番 染 谷 礼 子 君	74
2 . 税の徴収の拡大策について	
24番 細 川 忠 夫 君	75
1 . 市政の展望について	
2 . 休日の窓口業務実施について	
30番 市 川 忠 夫 君	80
1 . 地産地消は学校給食から	
3 . 品目横断的経営安定対策について	
・ 散会の宣告	88
○ 散会	88

会 議 録 第 3 号

○ 日時	89
○ 出席並びに欠席議員	89
○ 出席説明員	89
○ 出席事務局職員	90
○ 議事日程	90
○ 本日の会議に付した事件	90
○ 開議	91
・ 開議の宣告	91
・ 一般質問	92
26番 川 上 文 子 君	92
1 . 地域の活性化策にどう取り組むか	
2 . かつて市長が福岡堰土地改良区理事長だった3年余について	
3 . 子育て支援センター事業の実施を	
15番 古 川 よし枝 君	106
1 . 同和団体への対応について	
13番 安 藤 幸 子 君	110

1．エコドライブの推進について	
12番 横 張 光 男 君	114
2．平成20年度予算編成に当たり、その方針と取り組みについて	
・議案第82号～議案第98号 質疑	119
・議案第82号～議案第92号及び議案第94号～議案第98号について各委員会付託	119
・散会の宣告	120
○散会	120

会 議 録 第 4 号

○日時	121
○出席並びに欠席議員	121
○出席説明員	121
○出席事務局職員	122
○議事日程	122
○本日の会議に付した事件	123
○開議	123
・開議の宣告	123
・日程追加	124
・発議第8号 上程、説明、質疑、討論、採決	124
・議案第82号～議案第98号、請願第7号 委員長報告、質疑	127
・討論・採決	133
・日程追加	143
・発議第9号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	143
・日程追加	145
・発議第10号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	146
・日程追加	148
・発議第11号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	148
・日程追加	150
・発議第12号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	150
・閉会の宣告	152
○閉会	152

つくばみらい市告示第 1 1 9 号

平成 1 9 年第 4 回つくばみらい市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 1 9 年 1 2 月 3 日

つくばみらい市長 飯 島 善

1 . 期 日 平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日

2 . 場 所 つくばみらい市議会議事堂

平成１９年第４回つくばみらい市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	区 分	議 事 内 容
12月10日	月	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願の委員長報告、採決 議案上程 提案理由等の説明 一般質問 散会
12月11日	火	本会議	一般質問
12月12日	水	本会議	一般質問 議案に対する質疑 議案の委員会付託
12月13日	木	休 会	総務常任委員会（連合審査）／総務常任委員会
12月14日	金	休 会	教育民生常任委員会 経済常任委員会
12月15日	土	休 日	
12月16日	日	休 日	
12月17日	月	休 会	
12月18日	火	本会議	発議第８号 委員長報告 質疑、討論、採決（議案第82号～議案第98号、 請願第７号） 発議第９号～発議第12号 閉会

第 1 号

[12 月 10 日]

平成19年第4回
つくばみらい市議会定例会会議録 第1号

平成19年12月10日 午後1時02分開会

1.出席議員

1 番	高 木 寛 房 君	1 6 番	飯 野 喬 一 君
2 番	鴻 巢 早 苗 君	1 7 番	大 好 光 君
3 番	染 谷 礼 子 君	1 8 番	海老原 弘 君
4 番	中 山 栄 一 君	1 9 番	富 山 和 夫 君
5 番	倉 持 悦 典 君	2 0 番	山 崎 貞 美 君
6 番	飯 泉 静 男 君	2 1 番	廣 瀬 満 君
7 番	堤 實 君	2 2 番	今 川 英 明 君
8 番	福 嶋 克 良 君	2 3 番	豊 島 葵 君
9 番	岡 田 伊 生 君	2 4 番	細 田 忠 夫 君
1 0 番	古 舘 千恵子 君	2 5 番	倉 持 眞 孜 君
1 1 番	直 井 誠 巳 君	2 6 番	川 上 文 子 君
1 2 番	横 張 光 男 君	2 7 番	中 山 平 君
1 3 番	安 藤 幸 子 君	2 9 番	神 立 精 之 君
1 4 番	松 本 和 男 君	3 0 番	市 川 忠 夫 君
1 5 番	古 川 よし枝 君	3 2 番	野 田 正 男 君

1.欠席議員

な し

1.地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
副 市 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	海老原 茂 君
市 民 部 長	渡 辺 勝 美 君
保 健 福 祉 部 長	鈴 木 等 君
産 業 振 興 部 長	鈴 木 清 君
都 市 建 設 部 長	青 木 秀 君
教 育 次 長	倉 持 政 永 君
会 計 管 理 者	豊 島 久 君
秘 書 広 聴 課 長	森 勝 巳 君
参 事 兼 企 画 政 策 課 長	中 川 修 君
総 務 課 長	湯 元 茂 男 君
財 政 課 長	秋 田 信 博 君
都 市 計 画 課 長	大久保 明 一 君

建設課長	瀬崎和弘君
特定事業推進課長	片見和男君
水道課長	間根山知己君
農業委員会事務局長	猪瀬重夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	古谷安史君
書記	亀田和義君

1. 会議録署名議員

20番	山崎貞美君
22番	今川英明君

1. 議事日程

議事日程第1号

平成19年12月10日(月曜日)

午後1時02分開会

- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 請願について |
| 日程第4 | 請願第2号 強風による休耕地からの土砂・粉塵対策についての請願書 |
| | 請願第3号 品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める請願 |
| | 請願第4号 日豪をはじめとするEPA路線を転換し、自給率の向上と食糧主権にもとづく農政を求める請願 |
| | 請願第5号 水道料金の引き下げを求める請願書 |
| 日程第5 | 議案第82号 つくばみらい市総合計画基本構想の策定について |
| | 議案第83号 つくばみらい市部設置条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第84号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第85号 つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第86号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第87号 つくばみらい市営住宅条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第88号 つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第89号 つくばみらい市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第90号 つくばみらい市下水道条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第91号 つくばみらい市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第92号 つくばみらい市水道事業給水条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第93号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算(第3号) |
| | 議案第94号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |

- 議案第95号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 議案第96号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
 議案第97号 平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第98号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）

日程第6 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
 日程第2 会期の決定について
 日程第3 請願について
 日程第4 請願第2号 強風による休耕地からの土砂・粉塵対策についての請願書
 請願第3号 品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める請願
 請願第4号 日豪をはじめとするEPA路線を転換し、自給率の向上と食糧主権にもとづく農政を求める請願
 請願第5号 水道料金の引き下げを求める請願書
 日程第5 議案第82号 つくばみらい市総合計画基本構想の策定について
 議案第83号 つくばみらい市部設置条例の一部を改正する条例
 議案第84号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 議案第85号 つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例
 議案第86号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 議案第87号 つくばみらい市営住宅条例の一部を改正する条例
 議案第88号 つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
 議案第89号 つくばみらい市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例
 議案第90号 つくばみらい市下水道条例の一部を改正する条例
 議案第91号 つくばみらい市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
 議案第92号 つくばみらい市水道事業給水条例の一部を改正する条例
 議案第93号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）
 議案第94号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 議案第95号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 議案第96号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第97号 平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第98号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）

日程第6 一般質問

午後1時02分開会

開会の宣告

○議長（廣瀬 満君） ただいまの出席議員は30名です。全員出席です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第4回つくばみらい市議会定例会を開会します。

○議長（廣瀬 満君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局主幹、議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名について

○議長（廣瀬 満君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により議長において20番山崎貞美君、22番今川英明君を指名します。

会期の決定について

○議長（廣瀬 満君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りする前に、過日、議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長から会期等について委員会の結果を報告願います。

議会運営委員長倉持眞孜君。

〔議会運営委員長 倉持眞孜君 登壇〕

○議会運営委員長（倉持眞孜君） 議会運営委員会の報告を行います。

去る12月3日に議会運営委員会を開催し、本定例会の日程等について協議しました。その結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日から18日までの9日間で、本日は、9月議会で継続審査になっていた請願4件について、委員長報告の後、採決を行います。その後、議案の上程及び執行部から議案の説明を求めます。その後、通告順に従い一般質問を行います。今定例会での一般質問は、関連のある質問は一緒に行っていただくことになりましたので、若干順番が変わってくる人が出てきますので、よろしくお願いをいたします。

明日11日は、午前10時から本会議を開き、7名の通告者と1名の関連者の一般質問を行います。

12日は、午前10時から本会議を開き、残り4名の方の一般質問を行います。一般質問終

了後、提出議案に対する質疑を行います。質疑は通告制ですので、質疑のある方は11日正午までをお願いいたします。続いて、議案の委員会付託を行います。

13日は、午前10時から総務常任委員会を開催し、総合計画基本構想の策定についてを連合審査で行い、その後、付託された議案の審査を行っていただきます。

14日は、午前10時から教育民生常任委員会、午後1時半から経済常任委員会をそれぞれ開催し、付託された議案の審査をしていただきます。

15、16日は休日で、17日は休会となります。

最終日、18日は午後1時から本会議を開き、各常任委員長の報告、質疑、討論を、なお、討論は通告制ですので、討論のある方は17日正午までをお願いいたします。引き続き、議案の採決を行い、閉会となります。

以上が、議会運営委員会における会期日程についての協議の結果であります。ご協力のほどお願いいたしまして、報告いたします。

○議長（廣瀬 満君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月18日までの9日間に決定いたしました。

請願について

○議長（廣瀬 満君） 日程第3、請願について。

今期定例会までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたから、報告いたします。

請願第2号 強風による休耕地からの土砂・粉塵対策についての請願書

請願第3号 品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める請願

請願第4号 日豪をはじめとするEPA路線を転換し、自給率の向上と食糧主権にもとづく農政を求める請願

請願第5号 水道料金の引き下げを求める請願書

○議長（廣瀬 満君） 日程第4、請願第2号 強風による休耕地からの土砂・粉塵対策についての請願書、請願第3号 品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める請願、請願第4号 日豪をはじめとするEPA路線を転換し、自給率の向上と食糧主権にもとづく農政を求める請願、請願第5号 水道料金の引き下げを求める請願書、以上4案件を一括して議題といたします。

委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

経済常任委員長今川英明君。

〔経済常任委員長 今川英明君 登壇〕

○経済常任委員長（今川英明君） 経済常任委員会に付託されました請願4件につきまし

て、去る11月13日に委員会を開催し、審議をいたしました。その審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

請願第2号 強風による休耕地からの土砂・粉塵対策についての請願書については、第2回の定例会、6月定例会でありますけれども、そのときに当委員会に付託され、現地調査や他市町村の取り組み、これまでに継続して審査を進めてきたものであります。

先日の委員会では、執行部からヘアリーベッチという豆科の植物の生育状況につきまして報告を受けまして、各委員から質疑、意見を求める形で実施をいたしました。

委員から、試験的に播種したヘアリーベッチは、休耕地を何度も耕して管理するより、秋に播種をすれば冬は地面を覆ってほこりが飛ばず、春、夏には他の雑草も生えずに手間も経費もかからないと。また、結実する前に耕すことにより肥料になるということで、非常に有効な作物で当面の対策としては非常によいと、これを積極的に進めるべきであるという意見が出されました。

また、広範囲で被害も大きく、緊急を要することから、ほかの方策についても模索するべきであるという意見も出されました。

執行部に対して、被害防止のため、この場所だけではなく、市内全域を考慮の上、取り組んでほしい旨の要望がありました。

審査の結果、全員賛成で採択すべきものであると決定した次第であります。

請願第3号 品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める請願については、第3回定例会、9月に当委員会に付託され、継続審査としたものであります。

この請願は、品目横断的対策を見直し、農業をやりたい人、続けたい人、すべてを対象にすること、農産物の輸入を規制し、価格保障政策を復活、充実させること、きめ細かい支援策を講じ、多様な農業の担い手を育成することを政府関係機関に意見書を提出してほしい旨の請願であります。

委員からは、現在の米価では農家は大きな赤字であると。また、品目横断対策は、農産物の自由化要求のための政策であって発展性がないという賛成意見も出されましたが、農家の現状が非常に厳しいことは理解できる。しかし、より効率的なことも考えるべきで、時代の流れで所得保障制度はなくなっているという意見も出されました。

審査の結果、賛成多数で不採択すべきものであると決した次第であります。

次に、請願第4号 日豪をはじめとするEPA路線を転換し、自給率の向上と食糧主権にもとづく農政を求める請願は、第3回定例会、9月に当委員会に付託され、継続審査としたものであります。

この請願の趣旨は、政府はEPA交渉を中止し、EPA路線を転換すること、食糧主権に基づいて国内生産を拡大し、食糧自給率を向上させる施策を強めることを政府関係機関に意見書を提出してほしいという請願であります。

委員からは、請願第3号とほぼ同じ請願である、ぜひ採択すべきとの意見もありましたが、我が国として国際協調も大切であり、この請願には賛成できないと。また、EPA交渉は中止すべきとは言えないので、賛成できないとの意見が出されました。

審査の結果、これも不採択すべきもの、賛成多数で決した次第であります。

次に、請願第5号 水道料金の引き下げを求める請願書は、第3回定例会、9月定例会に当委員会に付託された継続審査であります。

この請願は、料金の統一に当たって、一般家庭で使用している13ミリ、20ミリ管の基本

料金を抑え、水道料金を引き下げてください、使った分だけ料金を課すように１トンからの従量料金制度を基本としてくださいという旨の請願であります。

委員からは、水道運営審議会からの答申内容を見ると、全体的に料金が引き下げられていると。統一に当たっては、従量料金の制度になっているという改正の努力が見られると意見が出されました。

審査の結果、ほぼ請願内容の趣旨に沿った現在の進行状況でありますので、これも不採択すべきものに賛成多数で決した次第であります。

以上、経済常任委員会に付託されました請願の審査の経過と結果について申し上げましたが、この決定に議員各位のご理解をお願いしまして、ご賛同をお願いしまして、報告を終わります。

○議長（廣瀬 満君） 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

○26番（川上文子君） 請願第5号の水道料金の引き下げを求める請願書の審議と、それから採決結果、委員長の報告について質問をしたいと思います。何ともその報告の内容がわからないんですが、今報告されたのは、委員の中で水道運営審議会の中で全体として引き下げになっていると、それから従量料金制度になっているという指摘があって、そして今、委員長は、全体的にそういう方向での結論が出ているから「採択」という結論ならわかるんだけど、そういう結論が出ているから「不採択」という意味がわからないんですが。私は、十分な水道運営審議会、それから12月議会で出ている議案が、住民が求める形での引き下げになっているというふうに思っています。しかし、2%平均下げる、それから1トンからの従量料金にするというのは、水道運営審議会もそういう住民の水道料金を引き下げしてほしいという思いを受けとめながら、水道課のやっぱりいろいろなすり合わせの中で難しい、料金体系が違いますから。そういう中で打ち出した方向性、なるだけ住民の意向にこたえていこうという形での方向性だったんだと思うんですよ。それはやっぱり市の努力だと思うし、水道料金の引き下げを求める住民からすれば、それは一定評価すべきだと思いますよね。

ですから、引き下げを求める請願に市はこたえてきたんだと、そういう意味で議会も努力をしたんだというふうに受けとめるのが正しいわけで、今の説明も、そういう説明が前段にあって、結論だけが不採択という結論が何ともわからないんですが、説明してください。

○議長（廣瀬 満君） 今川経済委員長。

〔経済常任委員長 今川英明君 登壇〕

○経済常任委員長（今川英明君） 今、川上議員が話されましたように、水道運営審議会ですれなりのすり合わせ、また調整をしまして値下げになったというような経過から、この請願はそれなりに趣旨としては通っているかもしれませんが、委員の中にはいろいろな意見があるわけですよ。採択したらいいだろう、不採択にしたらいいだろうと。私としては、その結論を報告するだけで、その委員さん個人個人の意見をここでどうのこうのということとはできないと思うんですよ。

ですから、賛成がなかったのが不採択と。不採択に賛成が多かったと、そういうことで

ございます。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論、それから採決に入ります。

請願第2号 強風による休耕地からの土砂・粉塵対策についての請願書について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから請願第2号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

請願第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 挙手多数です。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、請願第3号 品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める請願について討論を行います。

まず、原案に対して賛成の方の発言を許します。

30番市川忠夫君。

〔30番 市川忠夫君 登壇〕

○30番（市川忠夫君） それでは、請願第3号について、賛成の立場から反対に対しての討論を行います。

品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める請願に対して、賛成の立場から不採択に反対の討論を行います。

私が今さら申し上げるまでもなく、今、農村では、高齢化や後継者不足が進み、大変深刻であります。このような中で、耕作を放棄する農地も年々広がっております。このような困難の大もとには、あらゆる農産物の輸入自由化にあります。米価を初め、農産物の価格低迷があります。しかし、品目横断対策は、さらに農産物の輸入自由化を前提としており、これでは中小農家を切り捨てるものであります。困難を解決するどころではなく、農家の暮らしや経営をさらに悪化させるものであります。

このような対策の抜本的な見直しをすべきであります。日本農業を再生をし、発展させる道は、輸入を規制し、主な農産物の価格を保障する政策を復活させて、充実させることでもあります。そして、小さい農家も、お年寄りも、新規の就農者なども、支援の対象者として多様な農業の担い手として育成していくべきであります。不採択では、日本の農業はもちろんのこと、基幹産業であるつくばみらい市の農業を守り、発展させることはできません。したがって、不採択には反対であります。

以上であります。さらに、このことにつきまして最近の政府の動きについて参考までに申し上げてみたいと思います。

日本農業新聞の11月14日の新聞であります、12日の新聞ですね。そこには、「品目横断見直し 農水省が緊急本部を設置し、11月までに具体化する」と、こういう新聞が載りました。皆さん、見た方もあるかと思いますが、これを見ますと、政府与党は11日、品目横断的安定対策や米政策改革、農地・水・環境保全向上対策を柱とした農政改革の改善、見直しに向けて検討を始めた。農水省は、同日、緊急検討本部を設置をして、自民党も来週から集中的に協議をします。そして、11月下旬に具体策を取りまとめると。急ぐ必要のある対策は年度内に実施する方針だと、こういう方向を示しているんですね。農政改革の初年度に見直しを迫られた背景には、農村部での小農切り捨て、批判の噴出から7月の参議院選挙で与党が惨敗したことがある。米価が続落する中で、所得保障対策や米の生産調整の実効確保策などが焦点となると。その後、この会議の結果ですね、かなり内容的には改善された分がたくさんあるわけですね。このように、自民党も品目横断等につきましては見直しをしているということなんですね。

それに、もう1点申し上げますが、その12日の後に、やはり同じ日本農業新聞ですね。これに載っていたことなんです、「小規模農家を支援する」と、こういうことです。これは、「公明農林部会 農相に要望」と、「生産調整で優遇策」ということですね。公明党の農林水産部会は、13日に東京霞が関の農水省で、若林正俊農相に農政改革の見直しの申し入れをした。いいですか。多様な担い手が支える地域農業を目指すには、小規模農家支援が必要だと。米政策改革でも、転作作物の生産を拡大したり、生産調整に継続して協力した農家に交付金を加算するメリット措置を求めた。申し入れは、同党農林水産部会が生産現場の声などをもとにまとめた。今年度から本格的にスタートした農政3改革、米政策、品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全向上対策に、小規模農家対策をあわせた四つの対策の見直しが必要としたのが特徴であると。

今、申し上げましたように、自民党も公明党もですよ、大政党2党がこういうふうにして見直しが必要だということを言っているわけですね。当然、これは農民の立場あるいは消費者の立場を考えた場合には、これは当然この請願については採択すべきだと、私はそのように思います。

以上、申し上げて終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 次に、原案に対し、反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから請願第3号について採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りします。

請願第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣瀬 満君） 起立少数です。したがって、請願第3号は不採択とすることに決定しました。

次に、請願第4号 日豪をはじめとするEPA路線を転換し、自給率の向上と食糧主権にもとづく農政を求める請願について討論を行います。

まず、原案に対し、賛成の方の発言を許します。

30番市川忠夫君。

〔30番 市川忠夫君 登壇〕

○30番（市川忠夫君） 請願第4号 日豪をはじめとするEPA路線を転換し、自給率の向上と食糧主権にもとづく農政を求める請願に、賛成の立場から不採択に対して反対の討論を行います。

この請願も、第3号と内容については農産物の自由化の問題でほぼ同じようなことであります。

政府は、方針で、2009年までにEPA経済連携協定で8月にオーストラリアとEPA協定の妥結に向けて2回目の交渉を行いました。オーストラリアは、日本に輸出をすることに関心を示しています。小麦や乳製品、それに牛肉や砂糖など、これは日本にとっては重要な品目であって、もしもこれらの品目の関税が撤廃をされたなら、国内の生産が約7,900億円もの減少がすると試算されております。そうした場合には、日本農業が破滅的な打撃を受けるおそれがあるということでもあります。

さらに、政府が進めている骨太方針では、アメリカ、EU、中国を含む6カ国とEPAを検討課題に挙げており、もしもアメリカやEUや中国などともEPAを結ぶことにでもなれば、国内の農業は大変深刻な影響を及ぼすことになります。完全自由化をした場合のことを農水省が試算をしたその結果は、耕作面積が約6割も減少して、食糧の自給率は現在は40%であるが、12%にも低下をされると言われております。このようになると、日本には農業のない国に突き進む、その突破口になりかねない。したがって、日豪EPAの交渉は中止をすべきであります。そして、国民には、安定的に食糧を将来的に供給ができるように、国内での食糧生産を拡大をして、食糧の自給率を高めるべきであります。

今、世界の国々では、国と国民が自分たち自身の食糧と農業の政策を決定をする権利、食糧資金を確立することを求める運動が広がっております。ネパールやマリ、ベネズエラ、それにボリビアなどでも食糧資金を明記した農業法や憲法が制定されようとしております。ベネズエラ、それにボリビアなど、南米諸国にもこのような流れが広がっています。

私たちは、WTOやアメリカが進める品目自由化要求をはねのけることを進め、EPA促進の路線を転換をすべきであります。

以上、申し上げまして、反対の討論といたします。

○議長（廣瀬 満君） 次に、原案に対し、反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから請願第4号について採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りします。

請願第4号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣瀬 満君） 起立少数です。したがって、請願第4号は不採択とすることに決定しました。

次に、請願第5号 水道料金の引き下げを求める請願書について討論を行います。

まず原案に対し、賛成の方の発言を許します。

15番古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

○15番（古川よし枝君） 請願第5号 水道料金の引き下げを求める請願書について、賛成の討論をいたします。

請願事項は、一つは、料金統一に当たって一般家庭で使用している口径13ミリ、20ミリ管の基本料金を抑え、水道料金を引き下げてください。二つ目は、使った分だけ料金に課すよう1トンからの従量料金制度としてくださいというのが請願事項です。

今議会に、水道事業統一議案が提出されています。提出された水道料金改定の議案は、基本料金に1トンから使った分だけの従量料金が加算される従量料金制となり、平均で水道料金は約2%の引き下げとなります。基本水量制から従量料金制に変えたことで、使用料によっては若干値上げになるという場合もあるが、全体的な引き下げができたわけです。特に、家族数が少ない世帯では、使わない水まで料金に課せられるという矛盾は解消されるわけです。

市は、経費節減に努力し、値下げに踏み込んだわけですが、高い水道料金の大きな原因は、高い県の水道料金と過大な契約水量にある。このことによる市の負担が大きいことであり、引き続き県に契約水量の見直しを求めることが必要です。

現在、人口がふえていることから、今後、余剰水が緩和され、効率がよくなれば、水道会計の黒字が見込まれることも予測できます。一層安い料金で市民に供給することの努力を求めるところです。

既に、市は、請願書の二つの請願事項について実施する料金改定を行い、今議会に提案していることから、この請願は当然議会としては採択をなすべきと考えます。

以上、討論といたします。

○議長（廣瀬 満君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから請願第5号について採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りします。

請願第5号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣瀬 満君） 起立少数です。したがって、請願第5号は不採択することに決定しました。

議案第82号 つくばみらい市総合計画基本構想の策定について

議案第83号 つくばみらい市部設置条例の一部を改正する条例

議案第84号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第85号 つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

議案第86号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第87号 つくばみらい市営住宅条例の一部を改正する条例

議案第88号 つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

- 議案第 89 号 つくばみらい市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例
議案第 90 号 つくばみらい市下水道条例の一部を改正する条例
議案第 91 号 つくばみらい市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
議案第 92 号 つくばみらい市水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第 93 号 平成 19 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 94 号 平成 19 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 95 号 平成 19 年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 96 号 平成 19 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 97 号 平成 19 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 98 号 平成 19 年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（廣瀬 満君） 日程第 5、議案第 82 号から議案第 98 号まで、以上 17 案件を一括上程いたします。

提案理由の説明

- 議長（廣瀬 満君） 提案理由の説明を求めます。
市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 本日、第 4 回つくばみらい市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用中のところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、本市を取り巻く社会経済環境は、地方分権による権限の移譲、少子・高齢化の急速な進展、高度情報化社会の到来、地球規模での環境問題の深刻化、市民ニーズの多様化など、時代の大きな変革期にあります。

そのような中、本市では、様々な行政課題に的確に対応し、魅力あるまちづくりを進めていくため、このたび平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 力年間の市民と行政のまちづくりの行動指針となる「つくばみらい市総合計画案」を策定し、今議会に提案させていただくことになりました。

本計画は、つくばみらい市まちづくり計画の理念を継承し、将来像を「活力に満ちたうるおいとやすらぎのまち」と定め、都市基盤の整備、生活環境の整備、保健・医療・福祉の充実、教育・文化・スポーツの振興、産業の振興、コミュニティの醸成、適正な行財政運営の七つの基本目標を制定しております。今後は、目指す将来像の実現のため、この基本目標に沿って、本市の豊かな自然を生かしながら、市民一人一人に優しく、地域に愛情と誇りを持ち、だれもが安全で安心して住み続けられる活力あるまちづくりを目指し、鋭意努力してまいる所存でございます。

それでは、今定例会に提案をいたしました議案についてご説明申し上げます。

議案第 82 号 つくばみらい市総合計画基本構想の策定についてでございますが、冒頭申し上げましたとおり、平成 20 年から平成 29 年までの 10 力年の総合計画でございます。計画策定に当たりましては、市民公募委員 2 名の方を含めた総合計画審議会でご審議をいただきまして、去る 11 月 2 日に審議会会長から答申をちょうだいしたところでございます。

また、計画の策定プロセスでは、市民アンケートを初め、地域で活躍されておられる団体の方々の懇談会、市民の皆様方の懇談会、そして計画案を市民の皆様にご意見をちょうだいするパブリックコメントを実施するなど、市民の市政に対するご意見を反映させた計画でございます。

議案第83号 つくばみらい市部設置条例の一部を改正する条例でございますが、本年3月に策定いたしました行政改革大綱実施計画に基づき、行政サービスを効果的、効率的に行うため、部の再編を行うものであります。

議案第84号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、平成19年8月に人事院による国家公務員の給与等に関する勧告に基づき、人事院勧告尊重の基本姿勢に立って勧告内容を受け入れ、平成19年4月1日にさかのぼって完全実施をするものであります。

議案第85号 つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例でございますが、敬老祝金の支給対象年齢及び支給額等を改めるものでございます。

議案第86号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、平成20年4月から国民健康保険税の特別徴収が始まることに伴う改正でございます。

議案第87号 つくばみらい市営住宅条例の一部を改正する条例でございますが、本年4月、東京の都営住宅において暴力団員による立てこもり事件が発生するなど、公営住宅での平穏な生活が暴力団員の入居者により脅かされる事案が発生しております。このような状況を踏まえ、市営住宅の入居者等の生活の安全と平穏の確保、市営住宅制度への信頼の確保等のため、その対策に取り組むものでございます。

また、御出子住宅は、全戸を用途廃止をしたことにより、その規定を削除するものでございます。

議案第88号 つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例でございますが、旧伊奈町と旧谷和原村の農業集落排水事業を平成20年4月1日から統合を図るため、使用料金体系及び徴収方法を改正するものでございます。

主な改正点は、使用料金は水道使用料割とし、現行の公共下水道使用料を、基本的に10立方メートルまでの基本料金を従量制とし、また使用料の徴収方法についても毎月賦課徴収にするものであります。

議案第89号 つくばみらい市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例でございますが、旧伊奈町のコミュニティ・プラント事業につきましては、農業集落排水事業と同様の使用料金体系と徴収方法をとっておりましたので、農業集落排水処理施設条例の一部を改正するにあわせ、コミュニティ・プラントにおいても同様の使用料金体系と徴収方法にするものであります。

議案第90号 つくばみらい市下水道条例の一部を改正する条例でございますが、農業集落排水処理事業及びコミュニティ・プラントの使用料金体系及び徴収方法の改正にあわせ、公共下水道事業についても同様の使用料金体系及び徴収方法に改正をするものであります。

議案第91号 つくばみらい市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例、議案第92号 つくばみらい市水道事業給水条例の一部を改正する条例でございますが、旧伊奈町水道事業と旧谷和原村水道事業の2事業で行われている水道事業を、平成20年4月1日から事業統合を行うため、分担金及び使用料金体系、徴収方法を改正するものであります。

主な改正点は、分担金については、今までの経緯をもとに調整・試算し、13ミリから100ミリまでの分担金を新たに設定し、使用料金体系については、事業経営が成り立つ体系を前提とし、口径別に基本料金を設定したうえでの使用水量に対する従量料金にし、また徴収方法についても、メーター点検は隔月とした上での毎月請求に改正をするものであります。

議案第93号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）でございますが、今回は歳入歳出予算の補正と地方債の補正を予定しております。

最初に、歳入歳出予算の補正から説明をいたします。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,878万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ134億4,793万8,000円とするものであります。歳入では、景気回復の兆しから法人税割額で2億円を増額し、地方特例交付金や普通交付税額及び臨時財政対策債に関しましても発行限度額が確定しましたので、それにかかわる補正をいたします。また、財政調整基金繰入金につきましても減額補正を行っております。歳出でございますが、8月に人事院勧告がなされたことから、若年層を中心とした給与改定に伴う増額補正を初め、児童手当支給額の改定にかかわる増額補正、伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業負担金の減額補正等を措置しております。

地方債の補正でございますが、臨時財政対策債の発行額が確定したことによる補正と、土木債で伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業における1億6,150万円の減額補正でございます。

議案第94号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出にそれぞれ1,207万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,707万3,000円とするものでございます。歳入では、療養給付費交付金を2,764万8,000円増額し、歳出では、保険給付費が当初よりも伸びる見込みとなったことで、4,300万円を増額するものであります。

議案第95号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算額の増減はなく、保険給付費の居宅支援サービス費1億1,147万円を居宅介護サービス給付費に振りかえるものでございます。

議案第96号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ475万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億3,096万3,000円とするものでございます。これは、財源の一部変更と新規加入の増加に伴う公共樹取り出し工事費並びに下水道事業債利子等に不足が見込まれるため、増額補正を行うものであります。

議案第97号 平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ228万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,481万2,000円とするものでございます。これは、人事院勧告に伴う人件費及び下水道事業債利子に不足が見込まれるため、増額補正をするものでございます。

議案第98号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ28万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,522万8,000円とするものでございます。これは、人事院勧告に伴う人件費の増額補正を行うものであります。

詳細につきましては、配付させていただきました議案書をごらんいただきたいと思いますと思います。

以上、慎重審議を賜り、ぜひ可決賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。
以上です。

- 議長（廣瀬 満君） 説明が終わりました。
ここで暫時休憩をします。

午後 1 時 5 6 分休憩

午後 2 時 0 8 分開議

- 議長（廣瀬 満君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問

- 議長（廣瀬 満君） 日程第 6、一般質問を行います。
順次発言を許します。
18番海老原 弘君。

〔18番 海老原 弘君 登壇〕

- 18番（海老原 弘君） 18番の海老原でございます。

質問に入る前に、先ほどの写真撮影は遅刻しましてまことに申し訳ありません。皆さんの時間を合わせれば大変な時間になると思うんですけども、一般質問の方は速やかにやりたいと思います。

それではまず、今回は私、3問とも道路、特に県道の問題を取り上げて質問いたします。
まず1問目は、県道バイパス、市道豊体横町下宿線について質問をいたします。

市民の待望でもある豊体丁字路の解消に向けての事業で、合併の大きな課題でもあったわけですが、合併してはや1年8カ月を経過した現在、計画の進捗状況はどのように推移されてきたのか。合併特例債の事業として、つくばみらい市としてはどのようにとらえ、どう推移していくのか、改めてお尋ねをいたします。

住民の皆様の中で、特に地権者の方々にははかり知れない協力を願うわけですが、どのような対応をされてきたのか、お伺いをいたします。

そして、今後の計画はどのように進行されるのか、お答えをいただきます。その上でどんな問題点が発生してきているのか、お伺いをいたします。

この関連でございますけれども、役場方面から来て丁字路になるわけですが、豊体丁字路の小張方面への右折部分の拡張の事業も県の事業として同時に推移されと考えられますが、どういう内容で、いつまでにどのように推進されるのか、お伺いをいたします。この丁字路の右折についても、いろいろ地権者の方々に協力を願わなければならない内容ではないかと思えます。

合併特例債と県の財政支援はどのように予算に反映されていくのか、年次計画としてどの時期を目標に開通を予定しているのか、それが現在までどのように進行してきたのか、お答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

- 議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 豊体丁字路、いわゆる横町下宿線、市道の、仮称。これのバイパスでございますが、豊体横町下宿線、仮称で言っていますが、この事業につきましては、議員がおっしゃったように、合併特例債事業として位置づけられて、平成18年度から合併市町村幹線道路緊急整備支援事業ということで県の補助金を受けてこの事業を実施しております。

豊体地区の県道の丁字路交差点の十字化でございますが、取手方面、いわゆる今、議員のおっしゃった小張方向へ向かう県道と取手方面にかけては県が直接やると、こういうことでございまして、あれから成瀬の方へ向かっての道路については、今、申し上げたような合併特例債と県の補助金をいただいてやっていくと、こういうことで進めておるわけでございます。

これは、長年の地元の要望でございまして、もう何十年もの要望でございまして、私もこの早期完成を目指して、地権者のご理解とご協力を得るために説明を行っておるわけです。具体的には担当部長から説明させますが、今年度は、下宿わきの住宅の北側から養護学校入り口の県道までの農地を、道路用地として取得すべく用地交渉に着手をいたしております。事業完成の実現には道路用地の取得が不可欠でございますので、今後とも地権者の方々のご理解を得るべく、皆さんはほとんどの方々が協力的に今やっていただいておりますが、そういうことで今後積極的に進めてまいりたい、このように考えております。

具体的には担当部長の方から説明させます。

○議長（廣瀬 満君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

事業の進捗状況でございますが、今年度から用地買収を着手いたしました。現在9名の地権者の方と用地交渉を進めておりまして、今年度末におきます事業費ベースの進捗率につきましては33%を予定しております。

今後の計画につきましては、平成21年度までに9件の住宅移転をお願いいたしまして、用地買収を完了したいと考えております。事業の実施に当たりましては、お住まいになっております地権者の皆さまのお話をよくお聞きいたしまして事業を進めてまいりたいと考えております。

なお、合併特例債事業におきますところの県の支援事業の予算への反映ということでございますが、この件につきましては、合併特例債の借り入れ相当分に対して、県の方から利子補給というような形で予算には反映されてございますので、よろしく願いしたいと思っております。

そのほか、当事業におけます問題点でございますが、現在のところ地域の皆様から問題点等につきましてはあがっておりません。

○議長（廣瀬 満君） 海老原 弘君。

○18番（海老原 弘君） 市長と部長の方から答弁をいただきましたけれども、事業としてスタートをしたというような状況であると思うのですが、我々を含めて市民の期待は、いつやるんだ、いつできるんだと。我々、歩いていても、住民の質問は集中しております。やはり長年の懸案であったあそこの豊体丁字路の解消というのは、一日も早く実行されることを市民も願っているわけですが、今、答弁の中にもありましたけれども、合併特例債

と県の財政支援をいただいてこの事業が推移するわけですが、本来この事業は、新しくできる場所はあくまでも市の事業として遂行するかもしれませんが、完成すれば茨城県の県道として認知されるわけで、本来県の事業として施工、推進されるのが当たり前のことであります。

合併特例債事業を受けて、それに補助支援事業、今、部長からもありましたけれども、利子補給をするというような内容ですが、本来住民からすれば、県のこういう事業に対するあり方は本末転倒であって、財源不足に苦しんでいるつくばみらい市にとって、県道にかかわる特例債は、豊体横町下宿線と東櫛戸・台線を合算すると40億円を超える予算を費やさなければならぬのではないかと思えますけれども、市長に一つ質問いたしますが、この道路、いわゆる県道に対するつくばみらい市の財政をこれだけ費やして、一方ではみらい平の区画整理等の敷地の中で、今までにいろいろ説明もありましたけれども、例えば小学校の敷地に2.5ヘクタールを20億円も必要だというような話も説明されたこともありますけれども、やはりどこかちょっと違うんじゃないか。このつくばみらい市にとってあの道路が必要だから、東櫛戸・台線も必要だから、つくるのは市民の方も納得してくれると思うんですが、それだけで県がちょこっとそれに、今ありましたように利子補給をすればいいというような安易な考えでつくばみらい市に対しているとしたら、それは大問題であると思うんですね。

今、つくばエクスプレスが完成して、18階建てのマンションも完成し、みらい平のまちが形成されようとしておりますけれども、まだまだ住民の施設としては、まず市長が当初、私はお約束だと思ったのですが、あそこの敷地に病院を誘致するという大きな提案があったわけですが、ここのところ、全然病院の「び」の字も出なくなってしまったのはどういうわけでしょうか。やはり何をやるにしてもお金はかかるわけですから、県とのかかわり、国とのかかわりが大変な問題であると思うのですが、その合併特例債等に支出しなければならない当市の財政状況を県はどのように今後つくばみらい市に対して考えてもらえるのか、もし市長がわかっていることがあればお答えをいただきたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） お答え申し上げます。

海老原議員、2.5ヘクタール、20億円というのは何を指して言っているのだから、私もちょっとわかりませんが、全然ちょっと答えようがないのですが、そういうことは私も初めて聞く話ですが。要は、病院の話も出ましたけれども、病院はあきらめておりません、私は。要望も出しておりますし、要は県の医療5カ年計画というのがありまして、この地域はその住民に対する病院のベッド数が多過ぎるということで許可にならないと、こういうことでございますから、これは私の見通しでございますけれども、開発区域へ3,000人なり5,000人なり住むようになれば病院がオーケー出るのかなと。こういうことで、あきらめてはおりませんから、何回でも要望はしていくということで機会あるごとに要望しておりますから、ご理解をいただきたいと思います。

それから、いわゆる通称豊体の横町と言っておりますが、今、議員からの質問でございますが、これは長い長い歴史がございまして、昔、ここ出身の豊島勘一郎先生が、県会のときに具体化して事業計画もできて用地交渉に入ったのですが、結局地元の受け入れ態勢ができなかったということでご破算になってしまったと。それ以来、ずっと今日まで来ち

やったわけですが、ちょっと混むときには伊奈高校の前まで渋滞してしまうという状況ですから、これは議員がさっきおっしゃられたように一日も早く解決しなきゃならぬと。

そういうことで、合併特例債でこの道路事業をやるということは、つくばみらい市ばかりじゃございません。県内合併した自治体は、ほとんどの各自治体がこの資金を導入してやっておるわけです。これは起債じゃございません。簡単に申し上げますと、補助金やそういうもので90%が県負担と。一時は借り入れてございますが県負担と。10%が地元負担と、こういう事業です。さっき部長も利息の方ばかり話しておりますが、基本的にはそういうことでございますから、1割負担で一日も早く道路が開通することによって、住民に与える利便さ、それから長い間の課題が解決できると、こういうことのメリットというものを考えれば、この事業を導入した方が一番いいなということで選択をさせていただいたということでございますので、ご理解を賜りたいと思うわけでございます。

○議長（廣瀬 満君） 海老原 弘君。

○18番（海老原 弘君） 合併特例債の問題については、同じ質問が横張議員からも出ておりますので譲りますけれども、私が3番目に、問題点はないという先ほどの答弁でございましたが、まだないということで、先ほど事業の説明は成瀬方面からの用地買収に入ると。そうすると、我々が考えますと、一番の問題は逆に丁字路側の飲食店のあるところが大问题ですし、それから、先ほどわざわざ県道のことを私が質問したのは、県道にかかわる学校や民間の敷地の方は人によってはまるっきり住宅がかかってしまう人もあると思われるから、そういう問題はまだ全然話にも何にもなっていないということでしょうか。先のことからそれはまだ待っていてくれというようなことでしょうか。

やはりだれが考えても、逆の方側が、今問題なくても、将来、一、二年先には問題になるんじゃないかと思いますが、そういう状況は市としてどのように判断されていますでしょうか。

○議長（廣瀬 満君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

先ほど来、用地買収に着手したということでご説明申し上げましたが、これは成瀬方面の位置ということですね。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

その後、住宅等の移転をお願いする方の用地交渉になるわけでございますが、先ほど来申し上げましたように、現在のところ問題点等については発生しておりませんので、今後、もしそういう問題点等が発生した場合は、地権者の皆様のお話をよくお聞きしまして事業を進めてまいりたいと考えております。

なお、中学校側につきましては茨城県の事業で実施するわけでございますが、この件につきましても、茨城県の方から問題点等発生したというようなことにつきましては市の方に届いておりませんので、現在のところは発生していないと私は思っています。

以上です。

○18番（海老原 弘君） 今、答弁がありましたので、同じ質問が横張議員から出ておりますので、聞き足りなかった点はあるんですが、横張議員に譲りたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 以上で、18番議員海老原 弘君の1問目の質問が終わりました。

ここで、質問の通告順を変更して、12番議員横張光男君の1問目の質問を許可します。
12番横張光男君。

〔12番 横張光男君 登壇〕

○12番（横張光男君） 12番の横張でございます。今、海老原議員さんからご質問がありましたものと、全く見出しが同じでございます。なるべく重複しないように質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、一部答弁の中でももうちょっとというところがありましたもので、質問が重複するところもあるかと思っておりますので、その点、ご了解のほどお願いしたいと思います。

それでは、まず、私の今回の定例会には2点ほど質問しておりますけれども、共通することでございますので、1点目のみ質問をさせていただきたいと思っております。

私も、道路行政で仮称豊体横町下宿線の整備事業についてでございます。いわゆる豊体の変則十字路の解消、改良事業でございます。

この点につきましては、私も前にも申し上げたかと思っておりますけれども、大変長い間の懸案であった、今の答弁にもありましたように、その間、あの周辺については朝夕に限らず昼間も大変渋滞をするという、住民の方々が長年大変困っておった状況であったわけです。これは、ただ単にあの地域だけの問題ではなくて、やはり守谷の方へ通じる道路、さらには水海道へという、今、つくばみらい市が発展するのは何といってもやはり私は道路行政であるんじゃないかと。その道路行政が、そして広域化されている中で、あそこにネックがあったわけでございます。私は、特に、今度1年前に伊奈、谷和原が合併をいたしましたので、つくばみらい市ということになりますと、さらに旧伊奈と旧谷和原の一体的まちづくりにも、交通のネックだけではなくてまちづくりのネックにもなるのではないのだろうかと思う次第でございます。

現在の道路状況につきましては、特に市内の横軸については、都市軸道路を初めとして幹線道路計画、整備計画等がありますけれども、いわゆるこの縦軸についてはこの路線が唯一の幹線道路であるわけです。県道常総取手線と、さらに続く主要地方道取手つくば線の一路線のみが、この縦軸道路の幹線であると言っても過言ではないと思っております。将来的には、今、東部台地に東檜戸・台線、先ほども質問の中にありましたけれども、これが完成をし、さらに小張南太田線が整備され、さらにこれが将来構想の中で藤代方面へというふうになりますと、大通りに1本の縦軸、そして通常下通りに今のこの質問します路線があるという非常に理想の幹線道路となるわけです。

しかし、この今の道路ですら、将来ともには必ずや、幅員も狭く、一部に車歩道が分離されていない状況の中では、大変交通量も多いわけですので、近い将来必ず渋滞をし、さらには住民の方々の、何といいますか、課題になるのではないかとということでございます。

将来的なことを考えれば、本来にすればこの路線はやはりバイパス的なものが必要になってくるのではないかと。そして、なお、現在みらい平の方が大変活況を帯びておりますけれども、今、谷井田地域の活性化を図るという観点からも、将来はその谷井田住宅の前の伊奈の道路5カ年計画の中にバイパスというものが位置づけされておりました。今度の基本構想からは外れておるようですが、これは後ほど委員会の中で議論をしてみたいと思っておりますけれども、このバイパスは私は将来的には必ず必要になってくるものであると思うのであります。

そういうことから、私は、この変則十字路のみに今回質問させていただきますけれども、今回提案されております82号議案の基本構想の中の前期5カ年の基本計画の中で、この現在の仮称路線の進捗状況と目標値を言っております。平成19年度の実績値が7.3%である

と。そして目標値の平成24年度には65.1%であるということで、この基本構想の中にうたっているわけです。このことから想定をすれば、前期5カ年の中では、平成29年までの基本構想10カ年でございますので、24年で65.1%の目標値ということは、私が考えるのには、供用開始が基本構想内で非常に危惧されるような心配をする次第でございますけれども、その辺のところはどうなのか。

私は、なぜその辺のところをお伺いしますかと申しますと、伊奈、谷和原が合併をしまして、平成18年に合併をし、10カ年を経過するのが平成28年なわけです。特に、合併特例債は、合併後10年以内というある程度の枠がはめられておりますので、その辺、私は非常に懸念をするわけです。どうしてもこの基本構想の29年には、合併10年というのは28年に10年が経過しますので、その辺のところも、私は、果たして合併特例債の起債が、最終最後になって起債が不可能だという問題になりやしないのかなということで考えますので、いつごろこの基本構想内に供用開始ができるのか否か。そして、その辺のところを、私、1回目の質問をさせていただきたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 横張議員、大分ご心配されているようですが、平成25年度の年度末には完成させたい、こういう計画で進めてまいりたいと考えております。

というのは、議員もご案内と思いますが、私が就任させていただいて一番先、亡くなられた川口県会と県に要望しまして、旧水海道から酒詰線、これは川口さんと私の中での間では、酒詰じゃなくて戸田井橋までもっていきこうという計画で県では採択されているわけですね。ですから、この事業は早く進めてまいりたいと考えております。

先般、これは今の東板橋から工事は一部済んでワープのところまで行っていますが、あれの延長線も、一時期、藤代町の方では旧藤代町経由という要望で頓挫していたんですね。これを、先般、私と取手の市長と龍ヶ崎の市長で、いわゆる双葉団地の西側を通して龍ヶ崎へ取り込もうと、出す方は決まっていたわけですから、前から。これを方線をはっきり決めました。そういうことで、この線はこの線でやっていこうと。向こうは向こうでね。それから、これは将来、戸田井橋までやっていこうということで三者で決めて、県へ既に龍ヶ崎が幹事役になって出しているはずです。そういうことから、これはぜひとも平成25年までには完成したいと、こういうふうに考えております。

○議長（廣瀬 満君） 横張光男君。

○12番（横張光男君） 確認するんですけれども、平成25年までに完成をするという今の市長の答弁でございますのは、この豊体の変則十字路ですね、でよろしいんですね。

○市長（飯島 善君） はい。

○12番（横張光男君） その前提に従って、私、質問させていただきたいと思いますが、そうしますと、この基本構想の8ページに、これはあくまでも基本構想だと。基本計画ですね、ごめんなさい。これの8ページに、いわゆる道路整備計画として、先ほど私申しましたとおり、合併特例債事業となっている仮称豊体横町下宿線、東檜戸・台線の進捗率ということで、これは当然豊体の丁字路ばかりじゃありませんから、その辺のところは含んでおるのかなと思うんですけれども、平成19年度の実績値が7.3%であると。そして、平成24年度が65.1%であるという明示をされているわけです。ですから、私は、これは確かに東檜戸・台線の問題もありますけれども、この合併特例債事業として豊体の変則十字

路が主にこの数字に入っているのかなと感じたものですので、平成25年までに豊体の変則十字路は完成をさせるというただいまの市長からの答弁で間違いはないだろうと思うんですけれども、その前提に従いまして、さらに2回目の質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、海老原議員さんもおっしゃりましたように、大変長い懸案の事項でありました。私も非常に、私、合併協議会の中で委員ではありませんでしたが、やはり合併特例債事業でこの事業を起こし、住民の利便に供するということは、一抹の不安はありますけれども、やはりともかくも住民サイドに立った行政、現実的に渋滞をしているわけですので、やむを得ないのかなという感じはしておったわけです。

しかし、先ほども出ましたように、この路線そのものは本来県道のバイパス的意味合いのものであるわけです。それが、本来は県が県事業として起こすべきところであったと思うんですが、やむを得ず市町村の合併に伴ってその合併事業と位置づけて整備するということでございますので、これ以上この問題については触れませんが、私は、この新規部分が市事業であると。その手前の丁字路部分が県の事業としての位置づけだというね、大変細かいところなんですけれども、その辺のところはどうも県と市との協議の中でどうコンセンサスをされたのか。

私は、いわゆる変則十字路部分、もう既にくいも打っております、民家の方へも。これも、当然私は合併特例債事業として起こすのかなと思っておりましたけれども、そうではなくて県事業だということで市民の方々もおっしゃっておいりましたから、じゃ、どこから市の部分であって、どこから県の部分だということで、我々に納得できるような答弁をいただきたいと思うのであります。そして、その際に、県事業としては総事業費がどのくらいなのか。そして、市の事業費としての総事業費がどのくらいなのかを、まずもってお伺いしたいと思う次第でございます。

それと、3回しかできませんからまとめちゃいますけれども、もう一つは、この事業は、先ほどから申されているように市の部分については合併特例債事業で行うわけです。それで、この点については、完成をしたら供用開始と同時に、いわゆる県に移管をするというようなことで私は耳にしておるんですけれども、果たして私は、この点も私の質問の重要なポイントなんですけれども、できるんだろうか。はっきり申し上げまして、ルール上できないんじゃないかと、こう思います。

と申しますのは、なぜかといいますと、供用を開始しました、合併特例債です。多分、政府資金なのか、縁故資金なのかは私は定かではありませんけれども、いずれにしても借り入れして30年から35年の長期債になるわけです。そうしますと、市が借り入れるわけですので、その借入期間内に県にはこの市の部分の移管はルール上不可能ではないだろうか、こう思うのであります。

そうしますと、それができないということになりますと、いわゆるどうしてもしなくちゃならないとなると、合併特例債の起債の繰り上げ償還なり、さらには繰り上げ償還はできないはずで、財政が厳しいわけですから。そういう中では、やはり30年間ないし35年間の間には、今度は補修、維持管理費が市の負担としてのしかかってくるんじゃないかと、こう思うのでありますけれども、その点もどうなのかということでございます。

それと、もう1点、先ほど海老原議員さんから言われましたように、あくまでも合併特例債事業として起こします。県の財政支援も確かにあります。そして、しかし残りの10%というのはあくまでも市の一財なんです。私は、本来のバイパス的意味合いのこの道路

であるならば、県に今後も働きかけをし、将来ともにこの10%も、今、市の財政は大変厳しくて、後ほどの予算編成方針の中でも説明しますけれども、90後半の経常収支比率という状況の中では投資的経費は大変貴重な財源になるわけです。

そういう面からも、私は、本来の姿で事業を起こすことは、一刻も早く整備をし、住民の皆さん方の利便に供することは結構だろうと思いますけれども、やはりこれらについても、終わってからではなくて、今、進行しているところで県と十分に財政負担の軽減に交渉する考えがあるのか否か、その点を、2回目ご質問させていただきたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 横張議員、全くそのとおりでございます。まず第1点目の県の事業と合併特例債事業はどこで振り分けるのかと。先ほどちょっと出ましたように、県道が谷田部、いわゆる小張の方へ。あそこは県の事業なんです。ですから、具体的に申し上げますと、あのおそば屋さん、ラーメン屋さんのところから北側が、いわゆる合併特例債の市の事業と、こういうことになるわけです。ご理解をいただきたい。

で、あの地元の方々は非常に協力的で、何かあったら私が言ってあげますよと、ここまでご協力してくださって、これまでもいろいろやっていただいておりますが、そういうことで県の事業にかかわるところの方々も非常に協力的だと、こういう理解を私はしております。

それから、この起債の関係ですが、全くそのとおりでございます。これは何年償還だかちょっとわかりませんが、償還終わるまではもちろん市の管理と。ただ、通常の道路と違いますから、維持管理もさしたる管理はかからないと思いますが、議員が言うように、県内全部でこの事業は導入しておりますから、つくばみらい市だけ何とかしようということにはならないでしょうが、それにかかわるものの事業の導入とか、そういうものがいただければいいなという考えを私は頭の中にあるんですが、交渉はもちろんしていきます。交渉はもちろんしていきますが、県が、そうですか、じゃあ、つくばみらい市の10%は県が持ちますよということにはならないと思います。

ですから、それは今後の交渉の中で、お金はいただかなくても、何かの事業面でかわるものがいただければ……。これは、公の場所でこういうこと、マスコミもおられるところで言っているものかどうかわかりませんが、そういう努力はしてまいりたいと、このように考えております。

あと、具体的な問題につきましては部長の方から答弁させます。

○議長（廣瀬 満君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答えいたします。

先ほど市の総合計画の中で、いわゆる特例債事業に2路線ございますが、その目標の進捗率、平成24年度において65.1%という表記になっておりますが、このパーセントにつきましては東楢戸・台線も含めての進捗目標率でございます。当豊体横町下宿線につきましては平成25年完成を目途としております。

また、当事業の予定事業費でございますが、7億円を市の事業は予定しております。そういった中で、県が実施をいたします部分につきましては、総事業費で13億円を予定しております。県の事業につきましても平成25年度完成を目指して事業を進めているところ

でございます。

○議長（廣瀬 満君） 横張光男君。

○12番（横張光男君） 3回目ですので、もうこれ以上できませんので、要望と疑問を持った点多々あるんですけれども、今、市長からの答弁の中で、あえて過去のことは申し上げませんけれども、たしか説明の中でも、供用、「市の事業として行うけれども供用完成をし」というのは供用開始ですよ。そうしましたら県に移管するんだというようなことで、ちょっと前には説明されたとは私は耳にしておるんですよ。多分それは大変厳しいではないかなということだと思っておったのですが、それは当然、財政課長もご存じのように地財法の中に触れますから、地方財政法に触れますから、私はできないんじゃないかと思っておったので、その点、私は確認をしたかったんですが、そのとおりだということですので、それ以上はありませんけれども、私は、市長からの答弁の中に、30年、長期債ですから、政府資金にしても縁故資金にしても、間違いなく何年という答弁はありませんでしたけれども、これは30年なり35年です、間違いなく。

そうしますと、その間には、必ず今、市長は維持管理経費がかからないとは言っているものの、やはり当然、埋め立てなわけですよ、新設されるところは。そうしますと、私は、30年、35年の間には維持管理経費というものは間違いなく出てくると。出てこないと言うのですからそれ以上のことは言いませんけれども、出てくるんじゃないかと思うのですよ。

ですので、私は、表向きの、一般質問ですから答弁が難しいかもしれませんが、その辺のルール上は、いわゆる起債が入っておりますので、30年、35年は県に移管できませんでしょうけれども、その裏での県とのやりとりの中でその辺のところは市と県との交渉をすべきではないかということなんですよ。表向きできないのは十分わかります。

それと、もう一つは、10%の一財の問題についても、当然これについても県の補助金も入ってますから、10%までこれを持つということは大変厳しいかもしれません。市長は、答弁の中で他の事業時のということで表現されておりましたけれども、私も、よその事業でこの事業として10%をゼロにすることは大変厳しいと思いますので、そういう形で今後積極的に県と詰めていただきたいと。

既に着工してからでは、本来は遅いはずなんです。その前段で、事業協議とあわせてやはり県とこの10%の負担の問題、負担はできないながらもこういうものをしますよと。さらには、維持管理経費については表向きはできないけれども、いわゆる本来は県のバイパス的意味合いなので、維持管理経費を県で補いますよというぐらいの協定は私はとれるんじゃないかと、こう思うんです。

やはりその辺のところを、市の財政のことを考えてみれば、県と副市長もせっかく茨城県から来てらっしゃるわけですから、窓口になって積極的に対応していただきたいということを要望し、と同時に市長のその辺のところの決意のほどをお伺いし、私の質問を終わります。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） これは先ほど部長が答弁すべきだったんですが、これは、横張議員、15年なんです、15年。完成後の豊体横町線の管理につきましては、起債の借入期間が15年と設定されておりまして県と協議済みだということですから、事務サイドで協議済みなんでしょう、これ。ですから、先ほど部長から言えばよかったんですが、15年です。そ

の間に、いわゆる今の県道が、この場合には県へ移管したときにあれが市道になるわけですから、そういう市道の管理もあるわけですね。ですから、市道で管理をするようになったときにはお金がかからないような方法も考えていきたいと、こういうこともあるわけです、やり方。

○ 12番（横張光男君） お願いします。

○ 議長（廣瀬 満君） 以上で、12番議員横張光男君の1問目の質問が終わりました。

引き続き、18番議員海老原 弘君の質問を許可します。

18番海老原 弘君。

○ 18番（海老原 弘君） 1問目は横張議員に質問していただきまして、平成25年度完成を目指すというような答えでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、私の2問目の方に移ります。

県道取手つくば線のバイパスというふうに書いたんですが、これは谷井田交差点、やっぱりここも今は谷井田丁字路になっているガソリンスタンドとタイヤハウスさんのところですけども、このバイパスは、私の記憶に間違いがなければ、平成17年度中に板橋の南太田方面から福原の交番まで完成される予定であったと記憶をしております。

その一方で、守谷市内の国道294号線と関東鉄道の常総線と交差する県道の立体交差の改良工事は現在進行中ですが、平成20年度末、すなわち平成21年の3月末までに完成と工事現場にも公告されております。完成予想図も、絵によって国道方面に提示されておりますが、もしこの道路が完成しますと、みずき野団地を越えて稲豊橋を越えた車は、現在の信号もない谷井田の丁字路に押し寄せてくるわけでございます。一方、南太田方面から伊奈東中の西側を通過して福原の交番方面へ来る道路は、県道に交差し、さらに新しい拡幅後の中通川を渡り、谷井田正覚寺の南側を通った後に、先ほどの谷井田丁字路で交差するわけでございます。いわゆる十字路になるわけですけども、県の計画と進捗状況をお伺いいたします。

同時に、中通川に新しく設置される架橋については、非常に中通川の工事そのものがおくれているのではないかと判断しておりますが、架橋の計画をどのように進行していくのかを明確にしなければならないと思います。

住民サイドから聞いた話の中で、住民サイドから出た中に、当初、中通川へかける架橋はかなり3メートルくらい高い位置を通るというふうな住民に対する説明が昔あったらしいんですけども、現在では、県の方ではもっと架橋を低くして、できるだけ面積を少なくして予算をかからないように進めるんじゃないかというような疑問も投げかけられておりますけれども、そのところは正確な話を市長あるいは部長の方からお聞きしたいと思っております。

現在、福原丁字路から谷井田丁字路の間の県道の架橋は、その中通川の拡幅の際の新しい架橋ができますと、現在の橋は幅がないわけですから壊される運命にあると思うんですが、この将来市道になるところの橋については市としてはどういうふう考えておられるのか。市民の、特に小中学校の通学等には非常に影響があるのではないかと判断しておりますけれども、その今の時点での橋をかけかえるとか、橋はかけないとか、そういうことが確定しているのであれば市長の方からお伺いをしたいと思うんですが、その件を含めて答弁をお願いします。

○ 議長（廣瀬 満君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

つくばみらい市におけるこの事業の区間延長につきましては、約4,140メートルでございます。このうち、2,000メートルが暫定2車線で供用を開始されているところでございます。残る約2,140メートルのうち、現道の取手つくば線から常総取手線までの橋梁を含む約520メートルを優先して整備が行われることとなっております。

今年度につきましては、先ほど来ご質問がございました中通川にかかる橋梁の予備設計を行っているところでございます。それにあわせまして、軟弱地盤解析、道路詳細設計、用地買収を予定しております。これらを踏まえまして、早期供用を要望をしてみたいと思います。

なお、旧橋梁のあり方につきましては、今後、茨城県と協議を行っていきたいと考えております。

なお、中通川にかかる橋梁でございますが、当初計画高より1メートルないし2メートル程度低くなるということが予測されているところでございます。

以上でございます。

○議長（廣瀬 満君） 海老原 弘君。

○18番（海老原 弘君） 部長の方から答弁をいただきましたけれども、ちょっと私、1問目の質問のときに抜けたかと思うんですが、現在、板橋方面の南太田の方は、ワープへ行く道路とこの道路が同じ道路になると、私、判断しているのですが、その東中の西側を通る道路は、民家が何軒かかかる予定のところも民家がどいたというふうに住民の方からも聞いておるんですが、今のその福原あるいは谷井田までのそちらの予定は何年度までに完成するとか、先ほど私が言いましたように、私らの頭の中にあるのは平成17年度中に福原交番まで完成するというまなんですね。そのために、上島の方からワープステーションへ行く道路が、地権者から最初平成17年度までに借地として借りた経緯があるわけですが、その道路も、今、借地の期限を延長しているわけですが、この道路はいつごろまでに、進捗状況といいますか、予定としてはどのようになっているのでしょうか。

先ほどの中通川を渡る架橋とともに、もう一つ、先ほど私が言ったお寺さんも、正覚寺も地権者としてかかると思うんですが、当人に聞きますと、土地をもう買収したとか、契約したとか、そういう話は全然本人も言っていないし、あの辺の地権者もまだそういう状態ではないように思うんですが、先ほど部長の答えには、具体的に何年度とかそういう進捗状況がないので、私が質問の意図として、平成20年度末までに守谷の立体交差のトンネルが完成するわけです。その車がどのようにつくばみらい市で受けとめるのですか。あふれてしまうのではないかと。それに伴って、交通事故も今の何倍も起こるような事態。今、豊体丁字路ね、先ほど解決されるような見込みのある中で、今度は谷井田丁字路が物すごい混雑してしまうような事態は起きないんでしょうか。その辺のところを含めて答弁をお願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

先ほどの完成年度ということでございますが、最終的に平成何年度に完成するというよ

うな具体的な時期につきましては、茨城県の方からも現在示されておりませんので、具体的に何年に完成ということは明らかになっておりません。

そういった中で、お寺さんの件でございますが、お寺さんの件につきましては線形を修正する形で建物にかからないという形で変更したということでお聞きしております。

○議長（廣瀬 満君） 海老原 弘君。

○18番（海老原 弘君） 部長からの答えの中には、具体的な時限というかそういうものが見られないのですが、一番私も心配しているし、市民も心配している守谷の立体交差の影響というものを、市長にお尋ねします。どのようにとらえるんですか。

私は、立体交差を、従来、私が昔勤めていた松戸の五香の駅のところも物すごい大混雑で、朝は30分も停滞してしまうようなところがあったんですが、やはり踏切を越えて行くところ。それが、1年ほど前に行きましたら立体交差になって、あっという間に抜けちゃうんですね。

だから、そのようなことを私も想定したのです、私の頭の中では。そうしたら、車が谷井田のあの丁字路へ集中してくるし、どうなっちゃうのかなと。私の頭ではちょっと判断できないくらいなんで、市長はその辺のところをどのように。

だから、そういう状態を、今、部長の方から答弁がありましたのはわかりますけれども、県の方に何とかしてくれと。向こうの完成までに間に合わないまでも、1年おくれ、そのぐらいまで何とかするとか、そういう交渉というか、話はあると思うんですね。県の方の事業ですから、いろいろまどろっこしいと思うのですが、市長にその辺のところをお聞きして、この質問は終わります。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 議員、294とあそこの立体交差になるということでご心配の向きで、どなたも心配しますが、私はさしたる心配はないと思います。みんなつくばみらいへ入ってくるお客様ばかりじゃないと思います。先がまだ完成しておりませんからね。ですから、これはもちろん県へ行って促進はしてまいりますよ。もちろん促進はしてまいります。あそこが完成したからといって、そう心配はすることはないと思います。

それまでにこっちも着工できると思うんですが、これまでも何回か県に働きかけはしておりますが、周辺ね、役場周辺というのは、今言った南太田の方も含めて県の工事がいっぱい入っているわけですよ。そういう中で進めていかなきゃなりませんから、その進捗も、先ほど議員がおっしゃったように移転も2軒してくれたということでございまして、いよいよ今度は水田地帯へおりてくると、こういうことでございますから、中通の橋も設計がえをしたということでございますから、県も積極的に取り組んでいただいていると思っておりますが、さらに積極的に働きかけをしてまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬 満君） 海老原 弘君。

○18番（海老原 弘君） 市長の方から答弁をいただきましたので、さして心配はないという市長のあれですが、なければ問題はないんですが、私が言ったこの道路の、例えばみなみ農協の前付近もまだちゃんと整備は完成していないわけで、あわせてこの一帯の交通を考えていただきたいと思います。もちろん、質問にはなかったのですが、谷井田の丁字路が十字路になった場合は、交差点ということで交通の問題もいろいろ出てくると思います。よろしくをお願いします。

あと、古い橋をどうするかというのは、また別の機会をとらえて質問をしたいと思います。

それでは、3問目、都市軸道路についてということでございます。

私は、この道路はつくばエクスプレス開通とともに整備されるのかな、おくれても1年くらいかなと思ったんですが、つくばエクスプレスも開通してもう2年が経過しておりますけれども、守谷市内のふれあい道路から国道294との立体交差を過ぎて、守谷の小貝川の手前まで守谷トンネルというような道路が完成している中で、小貝川を越えてつくばみらい市、そしてみらい平へつながる道路は、部分工事はしておりますけれども、全然車が通行できるような状態ではありません。

これも、県の事業として本当につくばエクスプレスと同時に守谷、つくばみらい、つくば一帯が交通の問題をバラ色にとらえていたわけで、特に旧伊奈町、谷和原村の地権者の方々は多大な犠牲を払ってこの事業に協力をしたわけですが、都市軸道路の進捗状況について、わかる範囲内で答弁をお願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 都市軸道路の問題でございますが、これはT Xの両サイドを2車線ずつ4車線でやるという計画なんです、今、工事をしておりますが、当面、北側、向こう側2車線で守谷までつなごうと、ということで工事が進められております。特に、小張の谷口から下は軟弱地盤なんですね、この地帯と同じに。そういうことで、今これの改良工事が順調に進んでおります。

議員、おわかりのとおり、とにかく奉社周辺ね、あそこら辺が悪いので、今、工事を重点的にやっているのは谷口をおりたところ、区画整理からおりたところ、台通用水を越したところ、あそこをやっておりますが、奉社下谷口の方も転圧をかけておる、こういう状況でございます。

これは、とにかく伊奈・谷和原丘陵部の発展にとっても重要な問題でございますから、実は、先日も県議会の土木委員会の皆さんもわざわざここへ視察に来た。これを促進しなきゃならぬということで、私も非常に力強く思っておるわけですが、そういう状況に今ございます。

○議長（廣瀬 満君） 海老原 弘君。

○18番（海老原 弘君） 市長からは今の状況、答弁があったわけですが、問題は、みらい平方面へ谷和原あるいは伊奈の豊体、青木方面からの通行がでにくいという状況にあるわけですが、何年度ぐらいまでに、市長、みらい平まで、守谷方面へつながらないまでも、今、軟弱地盤を改良中ということですが、見込みとしてはどの辺を想定できますでしょうか。わかる範囲内で市長の。半年ぐらい狂ったからって、私、文句言いませんので、もしわかれば。

○議長（廣瀬 満君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

都市軸道路の現在の進捗状況でございますが、今年度末における事業費ベースの進捗率は76.8%となります。

また、完成の時期でございますが、守谷市から県道常総取手線までは平成22年度、また

丘陵部区間までにつきましては平成25年ということ、県よりお聞きしております。

○議長（廣瀬 満君） 海老原 弘君。

○18番（海老原 弘君） 今、答弁をいただきましたので、きょう、私が質問した道路とほかの道路との関連もあるんで、どの道路もできるだけ早急に整備されるよう要望いたしまして、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（廣瀬 満君） ここで、10分間暫時休憩します。

午後3時20分休憩

午後3時32分開議

○議長（廣瀬 満君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、20番山崎貞美君。

〔20番 山崎貞美君 登壇〕

○20番（山崎貞美君） 20番の山崎でございます。きょう、最終の質問であります。皆さんには大変お疲れでしょうが、執行部の方には緊張感を持ってお答えをよろしくお願いいたします。

今回、3問、質問させていただきます。

1問目は、行政バスについてということでお尋ねをいたします。

行政バスの運行は、行政に携わる事業と市民サービスにかかわる事業と言っても過言ではないと思われます。この運営が充実するということは、商売で言うところの繁盛するということで、行政及び市民の活性化、満足度、さらには行政との密度が高まり、また深まっていく事業だと思われます。そして、住民のための規約、規則であって、間違っても決して行政のための規約、規則があるものではないと、私は思います。

さて、そこでお伺いするわけでありますが、まず行政バスの運行基準、あるいは規約等、平たく言えばこういった団体等、さらにはその利用者数及び運行時間等お聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 行政バスの使用と運行についてであります。この使用と運行につきましては管理規程を設けまして、それに基づいて運行しております。バス大型2台、それからマイクロ2台と、これは旧、旧といいますか、合併前の両町村のバスを引き継いだ形で委託契約して、現在運行しております。

で、18年度の実績ということでございますが、404台で468日を運行しております。

どういうときに使用できるかということでございますが、この条件等につきましては、管理規程の中で六つ設けてありまして、市の職員が業務を遂行するために使用する。もちろんこれは市の行事とかいろいろなことかと思うんですが、それから社会福祉事業とか、それから他の公共団体と協議会等のために業務を遂行すると。それから、学校教育に關しましての児童生徒の教育のために使用すると。それから、市の方で財政的援助をしている団体等が使用する場合に、一つの基準を設けまして、それによりましてバスを運行しております。

○議長（廣瀬 満君） 山崎貞美君。

○ 20番（山崎貞美君） 4台で468日。1台が百二、三十走っているということですね。非常に活躍しているということでもあります。

1点に絞ってお伺いするわけですが、私は、常日ごろ思うのでありますが、今まさに少子化の時代、家庭においても子供はかけがえのない大事な宝であります。本市においても、将来を託す、まさに宝であり、さらには国においても同様でございます。それには、子供たちの育成、教育には、温かく、厚く、高い教育行政が望まれるのは、皆さんも周知のとおりであります。

学校教育外教育では、さらに学力を強化する子供もいれば、スポーツ少年団のように土日には体力はもとより精神、情操教育に、ボランティアの皆さんのご指導により学校及び行政の手の届かないところでご協力、ご支援をいただいているところではありますが、また保護者の皆さんも一体となって活躍、あるいは見守っています。大変素晴らしいことだと私は思っております。

さて、本題に入ります。

去る9月末、スポーツ少年団の一部の少年野球の部で、茨城県内500チームの中から競り勝って、32チームの県大会がひたちなか市で行われ、本市からも出場の栄誉を得ましたが、出場するのに、選手はもとより関係者、応援団を含め行政バスの利用のお願いをいたしましたところ、午前8時前の運行は規約で、今言いました運行規則でできないとのことで、大変憂慮したようでありますが、幸い教育委員会の木村課長初め、総務課の石神課長補佐には、この趣旨を理解をし、特段の配慮と英断をいただき、遂行することができました。

そういった経緯の中で、運行規約、規程、特に子供たちに関する行事、さらには年一度あるかないか、本市を代表して出場する大会等には特段の配慮が必要ではないかと、こう痛感した次第であります。その後、関係課の方にこの趣旨を伝え、お願いをいたしているところではありますが、その後の推移をお聞かせ下さい。

○議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） ただいまのスポーツ少年団等の利用に関しましてどうなっているのかということでございますが、やはり教育的見地の中でいろいろな大会があります。ですから、学校教育の中で本来でしたら出場する部分とかについては定めがありますので、それ以外につきましては、やはり一定の基準というか、考え方を設けておりませんと公平な形で使用することは難しくなってくるのかなという考えであります。そういう意味におきまして、ある程度、県大会とか、以上の対外公式試合等がございました場合には、そういうことで弾力的に判断したいというふうに、今のところ内部で調整をしております。

○議長（廣瀬 満君） 山崎貞美君。

○ 20番（山崎貞美君） 今、部長の答弁で、特例と申しますか、特段の配慮をしていくんだということで、大変私も安堵いたしました。

実は、この大会に、やはり他市町村の、要するにえりすぐった選手たち、先ほど申し上げましたように500チームの中から32チームが県大会をやったということで、他市町村からもかなりのバスが出ておりまして、やはりその行政、市を挙げて応援しているということでありまして、ここにも、市長が冒頭、総合計画ということで85ページにもありますように、読んでみましょ。うか。要らない。じゃ、読んでみるね、時間があるからな。

地域の子供会やスポーツ少年団などは、各種青少年団体グループの自主的活動を支援、育成いたしますと、こういうことが書いてあります。

そういうことで、大人がお金があってどっか研修に行くとか、そういうことであればそれなりのご負担をいただきながらしていくんだろーと思いますけれども、子供たちが一生懸命頑張ってその成果を出していく、これに対して大いにエールを送っていただくと。ましては、特段の配慮をいただくということで、これ以上、まことに申し上げることはございませんが、ぜひともよろしくお願いをいたします。

2 問目に移ります。

ただいま海老原、横張両議員に続いて、道路に関して質問をするわけですが、先ほどの質疑の中で、本市にとって大変重要な道路事業であり、この事業を早期に完了し、開通及び開業をすることが、本市にとって活性化はもとより、さらには市民生活の向上になることはだれでも認めるところであり、悲願と言っても過言ではありません。また、この問題につきましては、毎回とっていいほど他の議員からも議題にのぼっております。

私は、今回、都市計画道路、いわゆる小張南太田線についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、去る3月議会の一般質問において質問をした経緯がございます。実は、私の任期も残すところあと2カ月と20日でありまして、わずか9カ月足らずで同じ質問をするというのめいかかと思ったんですが、これが今期最後の機会ということでお尋ねをするわけがあります。どうぞお許しをいただきたいと思います。

3月議会の答弁の中で、県道取手つくば線と県道野田牛久線との交差する丁字路より南太田地先までの延長740メートルが今年度中に供用開始ということで、途切れ途切れではありますが、みらい平駅に向かって進行中であるということでございました。さらには、丘陵部から県道谷田部取手線へつなぐ予定で、今年度中には用地買収に入ると、このようなご答弁がございました。

まず、その後の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（廣瀬 満君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答えいたします。

進捗状況でございますが、県道取手つくば線と県道野田牛久線との現道が交差いたします丁字路より南太田地先までは、先ほど議員が申し上げましたように、今年度中に供用開始と予定されております。

また、みらい平より県道谷田部小張線までの区間につきましては、地元の説明会を実施いたしましたところ、地元からの要望により、道路の修正設計を行っているところでございます。19年度につきましては、この修正設計の影響がない部分から、順次、用地買収に着手する予定であるということでお聞きしております。

○議長（廣瀬 満君） 山崎貞美君。

○20番（山崎貞美君） 今、部長の方からご答弁いただきました。用地買収の予定である。予定であるということは、よく言う未定であるということにもつながりかねないんで、ここでどうしてもはっきりさせておきたいんですね。

先ほど申し上げたように、私の議員の命もあと2カ月と20日ですから、この次やるかやらないかは市民が決めるんですけれどもね。ですから、今回どうしてもお伺いしておきたい。市長の決意をお伺いしたい。言い方をかえれば、熱意を聞いておきたい。

あるいは、一部によりますと設計の見直しに入っているんじゃないか、このような言葉も聞こえてくるんですね。やはり一番肝心なのは、お不動さんの裏から、先ほど部長の方からご説明がありましたその部分が一番大きなネックなんです。人の話によると、小張のところへつながった時点で、もしかしたら5年とか10年とか先延ばしになっちゃうんじゃないかな、このような声が聞こえてくるんですね。

予算の関係もあるだろうと思います。あるいは、先ほどおっしゃったように、地権者とのヒアリングに入っているということなんで、予定に入っているというだけじゃなくて、やはり具体的なお答えが欲しいです。よろしくお願いします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 山崎議員、これは県の仕事です。ですから、市がいつまで、どこまで進行するというお約束はできません。

ただ、今、県は、地元の地権者の要望によって、地元の皆さんの要望によって設計変えをしていると、こういうことです。一部用地買収にも入っているということですから、県も積極的に進んでいるし、私も積極的に県に要望している、こういうことです。私の決意はそういうことです。

○議長（廣瀬 満君） 山崎貞美君。

○20番（山崎貞美君） そこで、今度は小林副市長にご答弁をお願いいたします。

今、市長おっしゃられたように、地元の首長として一生懸命これに取り組んでいる、県もそれに対して一生懸命になるんだと。いよいよ小林副市長の出番が来たんですね。そのために県から呼んでいるんですから、あなたね、本当に頑張ってください。

副市長としては、これについてどのようなお考えとどのような展望を持っていられるか、お伺いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 副市長小林弘文君。

〔副市長 小林弘文君 登壇〕

○副市長（小林弘文君） 都市計画道路、小張南太田線の進捗状況につきましては、先ほど板橋小学校前の交差点から南太田地先までの延長約740メートル区間、それから伊奈・谷和原丘陵部から県道谷田部小張線までの140メートル区間につきましては、部長から答弁したとおりの進捗状況でございます。ただ問題は、やはり県道谷田部小張線から板橋不動院までの約1,340メートル、この区間が開通しないと道路としての整備効果が上がらないということでございます。

したがって、先ほど市長が申し上げておりますが、県の事業でございます。県に対しまして、工事着工に向け強く要望していくとともに、市ができることがあれば積極的に協力していくなど、早期完成に向けて努力してまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬 満君） 山崎貞美君。

○20番（山崎貞美君） やはり予定なんだよね。やはり目標を定めて頑張っていたかないと、住民が見えてこないんですよ。それは、1年や、下手すると2年ぐらいの狂いはあっても仕方ないと思うんですがね、ここまでは頑張るよと。用地買収も済んで、また地権者の皆さんとのヒアリングもかなり良好になりつつあるというようなお話を伺っておりますので、この辺のところ、もう一度、目標値を見せていただければ非常にありがたいです。

というのは、私も、今、政治活動で板橋とか伊奈東を歩っているんですが、政治活動ですよ。そうすると、やはり皆さんが、あれをつなげてほしい、あれがあることによってかなりつくばみらい市のまちのあれが変わってくるんだ、本当に皆さん悲願なんですね。恐らくずっとこの人たちも行く人、みんな同じこと言ってますよ。ですから、目標数値と申しますか、それをぜひここでわかれば示してほしい、このように思います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 山崎議員、先ほど申し上げましたとおり、市が目標を決めても、これは県の事業でございますから、県には強く要望するだけであって、いつまでやりなさいとか、そういう計画を立てて県へもっていくわけにはいきません、これは。ご存じでしょう、ご存じで質問してんだから。まじめに考えてください。

○議長（廣瀬 満君） 山崎貞美君。

○20番（山崎貞美君） 3問目に入りますので、ご存じでしょう、説明してんだと言われても、それ以上ございませんので。

いずれにいたしましても、きちっと市はこういうふうにやっているんだということを、やはり住民の皆さんに知らせることが、より親切であり、より信頼感の持てる行政だと思います。

では、3問目に入ります。

分譲住宅名義書換料訴訟についてということで、要旨としては行政としての対応ということでお尋ねをするわけですが、この件につきましても、私、去る6月定例議会において一般質問をさせていただき、市営分譲住宅の名義書換料の取り決めについて行政側のお考えをお伺いし、さらには、このままだと入居者側にも影響があり早急に対処してほしい、こういった旨を申し上げました。

そうでなくても、各地域と申しますか、各期には1割前後の、あるいは1割以上の空き家がございます。高齢化によるものとその他の事情等もあるようでございますが、いずれにいたしましても、所期の目的、当時の活性化から見れば大変寂しい限りです。人口増は、市の勢い、すなわち市勢を示すバロメーターだと私は思っております。そういった意味においても、早急に名義書換えがスムーズに行え、新陳代謝と申しますか、自由に入居者が、入居者増を可能にしていくことが、私は賢明だと思われま。

私は、さきの質問でも、この件で懇願を込めて質問をさせていただきました。まだ記憶に新しいのではないのでしょうか。そして、真摯的な話し合いをしてほしい、そういった旨を申し上げ、また忠告もいたしました。

市長のご答弁の中で、新聞の中身によりますと、地主会は提訴を視野に入れて名義書換料の返還を求めるという準備を進めておるようでございますが、今後、市との協議の継続が危ぶまれるかなという、私もそういう懸念をしたわけでございますが、これは甚だ遺憾でございます。入居者の方々も、まだこのような事態に至っていることに対して非常に憂慮されていると思っております。したがって、いろいろ山積しておる諸問題の解決に、この分譲住宅問題、事業の円滑化を図るため努力してまいりたい、このように考えておりますというご答弁でございました。

私は、この半年弱の間に、市長ご答弁のとおり話し合いを持っていたいただいているものとはばかり思っておりましたが、11月全員協議会の中で、訴訟をされたとの説明が担当課の方

からございました。私は、その説明を受けたときに、本当に愕然といたしました。その後の話し合いは一度もなかったとの答弁であり、私は、何のための一般質問なのか、何のためのご答弁なのか。いろいろお仕事もおありでしょう、お忙しいでしょう。わかりますが、訴訟を視野に入れているということがわかっているわけでありますから、私は、これを真摯に受けとめ、話し合いを持つべきだ、このように思っております。

既に訴訟を視野に入れられているということでありますから、当然、告訴に結びついてくるものと思われませんが、これについての中身あるいはこれについてのお話は裁判ということになれば、なかなか触れていく、あるいはご答弁をいただけないと思いますが、再度、再度お話し合いをしていただけないものかな、このように思う次第であります。まず、その辺のところをお伺いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） いわゆる住宅の名義書換料についての訴訟の問題でございますが、私がこの前言った話し合いというのは、いつでもあれば話し合いには乗りますよ。ただ、問題は、今の書換料については平成22年3月まで決めてあるわけですから、これについてはそのまま。その後の問題はいかようにでもお話し合いはしていくと、こういうことでございますので、誤解のないように。であります。訴訟中の問題につきましては、これは答弁を差し控えさせていただきたい。

○議長（廣瀬 満君） 山崎貞美君。

○20番（山崎貞美君） ですからね、訴訟中のあれですから、それは差し控えるというならそれはそれで結構ですが、いわゆる22年の更新に向けて考えをいろいろ直していくということなんです。先ほど、私、ご説明しましたように、空き家状態が非常に続いているんですよ。ここにいる皆さん方も、分譲住宅を歩かれた、そうでしょう。ほとんど空き家が1割以上あるんですよ。このような状況で非常によくはない。やはり名義がスムーズにいくことによって、先ほど申し上げたように活性化になるんですね。

で、前にも言いましたように、契約更新になる前に、今は確かにこうなっているんだけど、後は更新時期にはこういう形でやってみましょうよと、あるいはこういうふうにしましょうよと、そういう話し合いが大事なんですよ。目先の部分でどうのこうのも大事ですけども、やはり根幹にかかわる問題から整理していくといいますか、話し合っていくということが私は大事ではないかな、このように思うんですね。

行政と市民、特に地主さん。行政は地主さんに土地をお借りしているわけですから、その相手と争うというのは私は決していいことではないと思う。やはり契約更新を視野に入れながら話をしていただきたい、私はそれしか言えない。

ただ、先ほど申し上げたように、今、一生懸命政治活動で忙しいものですから、話し合いに入るわけにはいかないんですが、来年の2月に私が落ち着き次第に、私でできれば微力ながらこの話し合い、あるいは場合によったら中に入ってお話をさせていただいて、そして行政と入居者と地主さんとが、三つが気持ちよく生活できるようにやってみたい、こう思う次第ですね。今、何度も言いますけれども、私の命も2カ月と20日ですから、それが終わってからまた私なりにやらせていただきたい、こう思う次第であります。

市長の方からもしご答弁をいただけるようだったら、ください。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

- 市長（飯島 善君） これも議員の仕事のうちでしょうから、いつでもどうぞいらっしゃってください。
- 議長（廣瀬 満君） 山崎貞美君。
- 20番（山崎貞美君） 最終的には答えが出ないまま終わったのですが、再度、老婆心ながら申し上げておきますけれども、決して住民と争って、勝った、負けた、どうしたというよりも、やはり誠意ある話し合いをしていくのが肝要だと思います。老婆心ながらお伝えを申し上げて、ちょっと早過ぎたんですけれども、これで質問を終わらせていただきます。

散会の宣告

- 議長（廣瀬 満君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。
次回は、12月11日午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。
なお、議案に対する質疑の発言通告は、明日11日の正午までに本職あてに提出願います。
本日はこれにて散会いたします。

午後4時07分散会

第 2 号

[12 月 11 日]

平成19年第4回
つくばみらい市議会定例会会議録 第2号

平成19年12月11日 午前10時02分開議

1.出席議員

1番	高木寛房君	17番	大好光君
2番	鴻巣早苗君	18番	海老原弘君
3番	染谷礼子君	19番	富山和夫君
4番	中山栄一君	20番	山崎貞美君
5番	倉持悦典君	21番	廣瀬満君
7番	堤實君	22番	今川英明君
8番	福島克良君	24番	細田忠夫君
9番	岡田伊生君	25番	倉持眞孜君
10番	古舘千恵子君	26番	川上文子君
11番	直井誠巳君	27番	中山平君
12番	横張光男君	29番	神立精之君
13番	安藤幸子君	30番	市川忠夫君
14番	松本和男君	32番	野田正男君
15番	古川よし枝君		

1.欠席議員

6番	飯泉静男君	23番	豊島葵君
16番	飯野喬一君		

1.地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市	長	飯島善君
副市長	小林弘文君	
教育長	豊嶋隆一君	
総務部長	海老原茂君	
市民部長	渡辺勝美君	
保健福祉部長	鈴木等君	
産業振興部長	鈴木清君	
都市建設部長	青木秀君	
教育次長	倉持政永君	
会計管理者	豊島久君	
秘書広聴課長	森勝巳君	
参事兼企画政策課長	中川修君	
総務課長	湯元茂男君	
財政課長	秋田信博君	
税務課長	堤有三君	

生 活 環 境 課 長	沼 尻 修 君
市 民 窓 口 課 長	飯 泉 芳 郎 君
児 童 福 祉 課 長	成 島 辰 夫 君
健 康 増 進 課 長	吉 田 邦 恵 君
農 政 課 長	坂 田 宏 君
産 業 政 策 課 長	中 泉 次 男 君
特 定 事 業 推 進 課 長	片 見 和 男 君
水 道 課 長	間 根 山 知 己 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
書 記	亀 田 和 義 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成19年12月11日（火曜日）

午前10時02分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時02分開議

開議の宣告

○議長（廣瀬 満君） ただいまの出席議員は26名です。欠席議員は、6番飯泉静男君、14番松本和男君、16番飯野喬一君、23番豊島 葵君です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局主幹、議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問

○議長（廣瀬 満君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

7番堤 實君。

〔7番 堤 實君 登壇〕

○7番（堤 實君） おはようございます。7番議員の堤でございます。

通告に従いまして、２件ほど質問させていただきます。

まず、一つ目は企業誘致の状況についてということで質問させていただきます。

この件については、これまでも何度か企業誘致問題について質問してきましたが、非常に難しい問題なわけですね。ただ、今のところ企業進出の話が具体的にあまり見えてこないもので、その点どうなっているのかということを探ねるのが一つでございます。

さらに、この問題については、市民の多くが、積極的に進めてほしいという声が、その期待感ということで大きいわけございまして、私もＴＸの開通前に私なりに調査した結果では、特につくば市では、その時点で既に100社を超えている企業が進出を内定という話は聞いておりまして、このつくば市は、国際都市ということで非常に評判が高かったということは一つ言えると思います。

申すまでもなく、優良企業が地元に来れば、苦勞などなくて、いわゆる都市部へ通勤しなくても済むわけですから、そして何よりも地元優先の採用となって、就職率のアップはもちろんのこと、こういうことでつながってくるわけです。

したがって、企業誘致には、さらに思い切った対策、優遇措置を行うべきではないかという声もございまして、幸いにして市内には工業団地というものも一応ありますので、工場関係の企業が、ＰＲ次第では誘致できるのではないかという声もございます。

そこで、質問したいことは、ＴＸ沿線で、隣の守谷市、それからつくば市は現時点で誘致企業はどうなっているのか、説明いただきたい。また、そのような企業がどのように誘致されて、どういう内容の会社が来ているのかということ具体的に説明いただければまことにありがたいと。よろしくお願いします。

○議長（廣瀬 満君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

○産業振興部長（鈴木 清君） お答えいたします。

ＴＸ沿線の状況でございますが、守谷市におきましては、既にＴＸ開通前にアサヒビール関連の工業団地が１カ所ありまして、開業後は、人口増加に伴う自然的な条件で大型小売店舗が２カ所、それから工場跡地へ１カ所立地しております。また、現在、工場跡地へ大規模な住宅開発が予定されていると聞いております。

また、つくば市におきましては、既にＴＸ開通前に８カ所の工業団地に約120社立地しておりまして、開業後もほぼ同数であります。現在は、ＴＸ開通に伴い開発された開発区域内の誘致施設への企業の進出、あるいは大型ショッピングモールが計画されていると聞いております。

以上でございます。

○議長（廣瀬 満君） 堤 實君。

○７番（堤 實君） そうしますと、つくば市はわかるのですが、守谷市は具体的に何社という話は、これも後ほど説明いただければありがたいですね。

この問題については、当然、財政の逼迫しているつくばみらい市にとっても、法人税を含めるとかなり大きいと。皆さん既に承知のとおり、旧谷和原、旧伊奈地区においての財政事情というものは、法人税での差が出ているということだと思えるのですね。個人の所得は多少あるにしても、年間にどの程度の税収があるかということを見たときには、やはり10億円前後の法人税が入ってきているという話が、旧谷和原ではありますので、今後増税しないで何とかやっていけるには、やはり企業誘致だと思えるんですよ。

したがって、この企業誘致について、どのように現在、手法あるいはやり方、どのようなやり方でしているのかを説明願いたいんですよ。

ちなみに、住民の中にもそういった面で詳しい人もおまして、中央に出ていって、例えば東京駅とか秋葉原の駅近くに行って、お金はかかるけれども積極的なPRをすべきじゃないかと。そうすれば、決して立地的にはよそに負けるような土地柄ではないと思うんですね。

したがって、地の利はある程度そろっておりますので、大きな企業となると、当然、道路事情だとかアクセス道路が整備してないとなかなか来にくいということがあります。したがって、そのようなことを積極的な誘致活動を展開していただきたいというのが私の希望です。現在のところ、スーパー的なものしか来てないので。

ちなみに、流山方面ではかなり評判がよろしいということを聞いております。土地柄がちょっと違いますね。あそこですと10分か15分で行っちゃいますから、状況は違うのですが、いずれにしても進出される企業というものは無限ではないわけですね。ある程度決められてしまうんですよ。ですから、先手必勝といいますか、早目に、今決して早くはないですけども、まだまだこちらに来て見てみれば、こんないいところがあったんだなということがあると思うんですね。

そういう点で、今後一層頑張っていただきたいのですが、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 企業誘致の問題でございますが、これは非常に重要な施策でありまして、合併以来企業誘致専門の部門を設けてやっているわけでございますが、これまで県の産業立地推進東京本部と連携して情報の収集やPRを行い、打診や照会のあった企業への情報提供を行ってまいりました。誘致を推進しているところでございますけれども、さらに本年度からは有識者による懇談会を設けまして、情報、助言、専門的なアドバイスをいただき、企業立地に向けて誘致活動を強力に推進してまいりたいという考えであります。

これまでも担当課では、東京事務所へ行ったり、いろいろやってきていただいておりますけれども、現在策定中の総合計画に基づきまして、福岡地区、それからワープ周辺のエリア、この複合産業地域をそれぞれ立地条件を整えるための研究、検討、計画を行う企業立地専門の協議会を設置したいと、こういう考えを持っております。

○議長（廣瀬 満君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） いずれにしても、この重要な企業誘致という件については、さらに一歩進んだ誘致活動を展開していただきたいということをお願いしまして、次に移らせていただきます。

もう一つは、市内行事場所の見直しについてということで、特にこれは旧谷和原地区といたしますが、小絹地区では、これまでは公民館その他を利用して何とか間に合わせてこられたと。今度は行事が一緒ですから、スペース的にもキャパシティの問題もありますから、そう簡単にいかないと思います。しかし、すべてきらくやま、あるいは運動体育館等々になるわけですよ。それは当然です。しかし、例えば高齢者の敬老大会だとかいろんな催しのときに、やっぱり不満なんですね。そこまで行ってもらえないですよというのが実情

なんですよ。

ですから、この点、高齢者なんかは、遠いばかりでなくて、移動時間が長いですから行けないと。こっちでもかわり番にやってくれないかと、交互にやってくれないかというのが本音だと思うんですよ。

したがって、こちらからの出席率というのはかなり低いと思うんですね。谷和原地区からというか、特に小絹方面では、人口は相当多いんですが、恐らく出席率は低いと思いますよ。したがって、それをぜひとも、お祭りでも何でもにぎやかにやるには、できるだけ公平にやるべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうかね。

市長、見解をお聞かせください。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 市の主催する行事につきましては、それぞれ地域的な問題を考えてやっていくのは、これは議員のおっしゃるとおりで、私もそういう考えでございますが、今、非常にマイカー時代で、行事を行いますと一人一台という、こういう集まり方でございますので、駐車場の問題とかいろいろ考えなきゃならないので、それにご不便を来たさないようなことで計画を立てていかなきゃなりませんので、これはご理解をいただきたいと思うわけです。

小規模の市主催の集まり等は、もちろん地域ごとに考えてやってまいりたいと考えておりますが、実際問題として、市が主催してやる行事というのは幾らもないんですよ。ほとんどそれぞれの文化協会とかそれぞれの団体、老人クラブもそうですが、団体が主催でございますから、こちらで、どこでやれ、ここでやれというようなわけにはまいりませんので、皆さんがそれぞれ会場を決めてやっていると、こういう状況でございますので、ご理解を賜りたいということでございます。

○議長（廣瀬 満君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） 非常にわかるんですね。しかし、そこで財政的には当分の間厳しいものがあると思うのですが、総務部長、あるいは財政課長あたりから、今後近い将来、例えば図書館、体育館、そういう現在同じ一つの市にあるものについては、県あるいは国からの援助がないと。いわゆる二つも三つも要らないだろうというのが見解らしいのですが、具体的には、文化会館なるものがこの市にはないので、かなり厳しいことはわかっているんですが、近い将来というのがいつかということになるわけですが、将来、こちらの谷和原地区にそういうものをつくっていただきたいという希望もありまして、その点について、財政課長あるいは総務部長あたりから答弁をいただきたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

ちょっとつけ加えますが、どの程度かかるかということは私も一切算出しておりませんが、3年先か5年先かわからないけれども、こういうものはある程度計画を立てないと前に進めませんので、そういった面でどうかということを探ねたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） ただいま文化会館的なものを今後考えていったらどうかということでございますが、現在、きらくやまにホールがございます。そういう中で、非常に利用率が高い状況にあります。先ほど議員のご提言にありました地域的な問題等もござ

いますが、将来的には、今の状況から見ますと、やはり箱物については現段階では検討の中に入っておりません。

そういう意味では、今後、情勢がまた変化していくことも予想されますので、そういう時期にはそういうことも論じられることになるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） 財政事情もある程度わかっているつもりなので、かなり厳しいことをわかっていて質問しているわけなんです、いずれにしても市民の声というものが高いものですから、要するに旧谷和原地区についてはかなり不満を持っているというのが現状なんです。

したがって、ぜひとも今後検討いただいて、こういう内容をクリアできることを期待しまして、質問を終わります。

○議長（廣瀬 満君） 次に、10番古舘千恵子君。

〔10番 古舘千恵子君 登壇〕

○10番（古舘千恵子君） 10番古舘です。

3点ほど通告してありますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目は、コミュニティバス「みらい平駅」停留所にトイレをと通告してありますので、よろしくお願いいたします。

東西南北ルートで利用者数のばらつきがありますが、みらい平駅前での乗り継ぎ者が、1カ月27日間運行の1日平均が、乗り合わせて52.7名になります。

乗車時間が長いのと、待ち合わせ時間が合わないときなど20分から30分待つようですので、みらい平駅前での乗りかえの際は、トイレに行きたくするのは自然現象だと思います。ましてや利用者の多くは高齢者の方が多いように見受けられますので、今は、TXの駅員さんに一回一回お断りをしてお借りしているようですが、駅員さんがそばにいないときなどトイレにたどり着くまでに困ったことになってしまうようなことがあるそうです。早く停留所にトイレをつくっていただきたいのですけれど。

よくバス停で見かける光景なんですけれども、バスの時刻表のポールの下コンクリートや地べたなどに座ってバスを待ってらっしゃる方をよく見かけますので、あれでは体が冷えてしまい、トイレも近くなると思いますので、ぜひトイレは早目につくっていただけるようお願いしたいのですけれど、いかがでしょうか。

○議長（廣瀬 満君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

コミュニティバスみらい号でございますが、この運行につきましては、みらい平駅を軸といたしまして4ルートでスタートしたことによりまして、みらい平駅において乗りかえの利用客が新たに発生いたしております。市では、駅を訪れる方のために、みらい平駅前の自転車駐輪場の一角に、当分は仮設トイレを設置いたしまして、12月からご利用いただいております。

本格的なトイレの整備につきましては、今後、コミュニティバスや自転車等を利用いたしまして駅を訪れる方の増加状況等を見ながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬 満君） 古舘千恵子君。

○10番（古舘千恵子君） 今、12月から仮設トイレが駐輪場のところにあるとおっしゃいましたね。私、駅に立ったんだけど、見かけなかったんですけどね。奥の方なんですか。じゃあ、もうちょっと目立つようなところの方がいいと思いますよ。やはりみらい平は接点が一番ありますので。

で、トイレは一つですか。ぜひ仮設ではなく、もっときちんとしたトイレをいずれつくっていただくよう要望いたします。この後、古川さんの方からも同じ内容のものが出ておりますので、よろしくどうぞ。

○議長（廣瀬 満君） ここで質問の通告順を変更して、15番議員古川よし枝君の2問目の質問を許可します。

15番古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

○15番（古川よし枝君） 15番の古川よし枝です。よろしくお願いします。

続いて、みらい平のトイレの設置を求める質問なんですけれども、通常、駅前にはトイレ設置が当然あると思っていたのですが、計画がなかったというので、私なりに考えますと、防犯上いろいろ不都合なことが起きるということで、今、公園とか広場とかにトイレを設置しないというまちづくりが主流なのかなと思っていたのですが、実は、みどりの駅とか万博記念公園、研究学園駅にはきちっとちゃんとしたトイレが設置されているんですね、管理もされているんですね。それから見ると、どうしてつくばみらい市のみらい平にはトイレの計画がなかったのかということ、まず一つ聞きたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（廣瀬 満君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） お答え申し上げます。

みらい平駅前にトイレの設置をしなかった理由ということでございますが、この点につきましては、いろいろ検討した中で、防犯上問題が生じるのではないかと理由で設置しなかったということでございます。

○議長（廣瀬 満君） 古川よし枝君。

○15番（古川よし枝君） 防犯上ということも一つは考えられますけれども、駅前には交番を設置する用地も確保されているわけですね。そういう点で、まだ交番もできてないということでは、駅前の整備についてバランスよくきちっと計画が立てられてないんだというふうに私は思うんですね。

設置されてなかったですから、これからもし設置するとするならば、経費もかかるということになると思うんですが、実は、さっき古舘議員の質問に対して、仮設トイレが設置されたということなんですね。私も見てきましたけれども、実態は、せっかく仮設トイレ、自転車置場の一番奥の方につくってくれたという、緊急の対策をしたんですけども、大変申しわけないけれども、現状では、お手洗いに行くなら今までどおりエキスプレスの駅員さんをお願いしてトイレを使うとか、カスミのお手洗いをお借りするとか、これを選ぶでしょうね。

工事用の仮設トイレですから、開けたら丸見えですよ。つえをついた足腰の弱いバス乗りかえのお年寄りたちが、わざわざ駅前を通して自転車置場の奥の方までお手洗いには、

私はこれは行けないと思うんですね。緊急の対策としては、それはないよりはあった方がいいわけですが、やはり本格的なトイレの設置、このことを早急に研究していくことが私は必要だと思うんですが、いかがですか。

○議長（廣瀬 満君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

○都市建設部長（青木 秀君） 本格的なトイレの整備につきましては、先ほど申しましたように、駅の利用者、あるいはコミュニティバスの利用者等の増加状況を見ながら、事業主体であります茨城県とも協議をしながら検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（廣瀬 満君） 古川よし枝君。

○15番（古川よし枝君） 県の区画整理事業体と協議をしてということですが、みどりの駅のトイレは、これは市が積極的に費用を出してつくったと言われています。万博公園についても、県施工とありますが、費用の面ではつくば市が負担をしていて、いずれにしても市の負担がかかることはやむを得ないのかなと思いますけれども、利用状況を見てということよりも、一人でも二人でも、駅前ですからお手洗いはあるのが当然だと思うんですね。

それで、タクシーの運転手さんにお聞きしたんですが、こんな駅は珍しいというふうにおっしゃられて、大変不便を来しているんだというふうに思いますけれども、そういう意味でも、使用状況を見てということじゃなくて、駅前にはトイレは必要だという見識でぜひ検討を早急に始めてほしいということについて、市長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 駅前のトイレについてご答弁申し上げます。

今、部長が答弁したわけですが、下水道の本管があそこまで来ていないので、下水道の本管の末端へ仮設トイレをつけたということで、ご理解を賜りたいと思います。

それから、トイレがありますよという表示が悪いので私も注意しておいたのですが、この前消防でマンションの防災訓練をしたわけですが、そのときに行ったときに見たところ、ちょっと表示が見えないよということで、部長の方へも、どなたにもわかるように表示してくださいよと、こういうことでお願いしたところなんですが、今、古川議員がおっしゃったように今後の問題として、たまたま今交番の話が出ましたが、今、県の案内所になっているところが、あれは仮設でありまして、そのうち交番敷地としてあれが撤去されるわけですから、その中で交番とあわせてあそこら辺につくりたいなと私は考えているわけですが、そういうことで県とも打診はしておるわけなんです、それがいつからできるのかとなると、お約束は今のところできないのですが、いずれにいたしましても、県の案内所もそう長くはやっていないと思います。そういうことで、交番敷地ということになっておるわけですから、あの敷地の一角を利用させていただいてつくりたいなというのが私の考えです。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 以上で、15番議員古川よし枝君の2問目の質問が終わりました。引き続き10番議員古舘千恵子君の質問を許可します。

10番古舘千恵子君。

〔10番 古館千恵子君 登壇〕

○10番（古館千恵子君） 2点目に入る前に、一つお願いがあるんですけども、今のみらい平の駅のトイレのことなんですけれども、福岡堰のようなあんな立派なトイレじゃなくて結構ですので、もっと早くつくれるようによろしくお願いいたします。

では、2点目に移らせていただきます。

みらい平、小絹駅前に期日前投票所をということで通告してありますので、よろしくお願いいたします。

7月24日の茨城新聞の紙面上の中で、参院選の結果が期日前投票で2万4,000人ふえたとあります。前回の参院選よりも1.3倍もふえたことになります。期日前投票は、投票率アップが目的です。茨城県選管は、過去3年間続く全国最低の参院選投票率から少しでも上げようと、県選管は、投票率アップの有効手段として、4日間、取手市と協力してJR取手駅前西口で、東京方面から帰路を急ぐ通勤者に、駅前投票所で投票してから帰宅をと呼びかけたことが、投票率アップにつながった結果とありました。

つくばみらい市も、市長選で、有権者数3万3,130人で58.05%、県議選で有権者3万3,707人で49.62%、参院選で有権者が3万4,358名で54.53%でした。つくばみらい市も、駅がみらい平と小絹にありますので、駅前期日前投票所があれば、今まで投票に行かない有権者も帰宅前に立ち寄っていただけるのではないかと思います。

期日前投票を受け付けるから役所まで来なさいでは、やはり投票率はアップしていかないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣瀬 満君） 選挙管理委員会書記長海老原 茂君。

〔選挙管理委員会書記長 海老原 茂君 登壇〕

○選挙管理委員会書記長（海老原 茂君） まず、現在の選挙制度を申し上げますと、選挙の投票につきましては、選挙の当日、投票所において投票することが原則になっております。

しかし、選挙の当日に、仕事や旅行、それから冠婚葬祭等の用務がある方など、一定の事由がある方と認める方は、選挙告示日の翌日から選挙期日の前日までの間、選挙期日同様投票を行うことができる仕組みになっております。いわゆるこれが期日前投票の制度であります。

期日前投票制度につきましては、選挙人の投票しやすい環境を整えるために、平成15年の12月から施行されております。そういう意味で、議員のおっしゃるように選挙期日前投票が制度化されたものであります。

現在、当市におきましては、伊奈庁舎と谷和原庁舎の2カ所、午前8時半から午後8時まで設置してございます。

その期日前投票所の県内の状況を参考に申し上げますと、駅前に投票所を設置しておりますのは、取手市、龍ヶ崎市、牛久市、古河市の5市でございます。いずれも、利用人口が3万人あるいは1万人以上という状況でございます。

現在のエクスプレスのみらい平駅と小絹駅につきましては、エクスプレスのみらい平駅の平日1日当たりの乗降利用者数は1,500人くらいと聞いてございます。その中で、期日前投票所があいている時間帯に駅を利用する方は、そのうち約3割程度だということを聞いております。また、常総線の小絹駅、これは平日の乗降客数は約800人と。こちらの駅につきましても、その設置時間については少ないような利用というふうに、駅の方で聞い

たところによると、そのようなことで考えられております。

これらの状況を踏まえますと、ご提言の２駅につきましては、期日前投票所の設置につきまして、現段階ではその状況にないのではないかとこのように考えてございます。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 古舘千恵子君。

○１０番（古舘千恵子君） おっしゃっていることはよくわかるんですけども、もっと頭をやわらかくして、若者にどうして訴えていけるかというようなところを考えていただきたいんですよ。

ですので、８時半から何時までじゃなくて、一番利用客がおりる時間帯に、仮設でいいですから駅前につくっていただきたい。毎日じゃなくていいんですよ。その期間内の何日間でもいいと思うんですよ、取手のときも４日間ですので。だから、何か方法はあると思うんですよ。

やはり投票率アップにつながる期日前投票を考えていかななくてはいけないのではないのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（廣瀬 満君） 選挙管理委員会書記長海老原 茂君。

〔選挙管理委員会書記長 海老原 茂君 登壇〕

○選挙管理委員会書記長（海老原 茂君） 議員ご指摘の投票率アップについては、まことにそのとおりであります。

ただ、仮設ということがございましたけれども、やはり投票所につきましては正式なものをつくらないといけませんので、そういう意味で。それと、設置した場合、費用も、選挙によって違いますが、もちろん選挙によって告示期間が違いますので。今度予想される市議選の場合におきましては、１カ所設置した場合に３５０万円から４００万円ぐらいかかるような状況でございます。これが２カ所ということになりますと７００万以上かかると。

そういうことを考えますと、確かにこれはサービスをとるか、費用をとるかということでございますが、そういうことを考えますと、今、現段階ではちょっと考えられないのかなというふうに思っております。

○議長（廣瀬 満君） 古舘千恵子君。

○１０番（古舘千恵子君） 仮設と言ったのは言葉のあれですので、別段仮設ということだけではないんですよ。私の言っているのは、駅前からちょっと歩きます、小絹でしたらコミセンとか、そういったところにつくれば４００万円もかからないと思うんですよ。

ですので、住民がどうすれば喜んで、どういうふうにしてもらえれば財政上無理がなくやれるかと考えるのが、行政の皆さんのお仕事ではないのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、３点目ですので違うことで言っておきたいのですけれども、期日前投票の谷和原庁舎は、庁舎外で場所をつくっていたんですよ。あれですと、これから寒くなりますので暖房なんかの費用もかかりますし、今現在騒がれておりますＣＯ_２削減にもつながりますので、ぜひ伊奈庁舎と同じようにフロアの一角に期日前投票の場所を設置していただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣瀬 満君） 選挙管理委員会書記長海老原 茂君。

〔選挙管理委員会書記長 海老原 茂君 登壇〕

○選挙管理委員会書記長（海老原 茂君） 谷和原庁舎の設置場所なんですけど、合併して

間もなくの選挙から庁舎内の相談室に設置しております。以前は、外でプレハブを使った形で設営をしたということですが、現在は庁舎内の一室を投票所に設けておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 古舘千恵子君。

○10番（古舘千恵子君） 何か言うと、すぐ財政困難、財政困難と言っているのですから、やはり少しでも肩荷をおろしていくように、むだなところは省いていってください。今度は外に出しますよということではなくて、庁舎の中でずっと行うということによろしく願います。

次に、3点目に移らせていただきます。

絹の台警察関連についてお伺いいたします。

絹の台地域に交番設置要望を、議員になって8年間言い続けてまいりました。常総警察署にも何度も要望に行きましたが、現実できることはかなわず、行政も財政難のため難しい。

で、次は、私は県警の方に参りました。県警も、何度も行きましたが、私だけではトップの方と直接お会いすることができず、次に県会議員の方をお願いして知事と県警に要望書を手渡すことができました。知事より、前向きに考えるというお答えはいただいたのですが、よく市長も皆さんもお使いになる、検討するとか前向きにしたいとか、そう思っているとかという言葉、あいまいな結論ではなく、きちんとしたものが欲しかったんです。

その後、市長も知事や県会に働きかけていただいたおかげで、よい方向に向いてきました。私も任期中に交番設置の件は形にしておきたく、先月の11月15日に再度伺い、地域部長中島警視より、平成20年の予算に交番建設費を提示する、交番の要望は他の市町村からもたくさん出ているが、絹の台の件はかなり優先的なトップクラスにありますよと、報告はいただきました。

現実まであと一步のところまで来ていますので、市長より、またもう一度強力にご要望をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 古舘議員、いろいろご苦労さんでございます。

ご案内のとおり、9月にも2回ほど、担当部長、あるいは本部まで行ってきておりますが、その後さらに行ってまいりました。それは鈴木県会も同道したのですが、何といいましても財政的な裏づけがないといけないということで、総務部長、さらに生活環境部長ともお会いをしてお願いしてきて、知事ともその点でお話をしたのですが、知事の方では、うちの方では予算をやるので、箇所づけは本部に任せてあるので、それは本部の方とお話し合いをしてくださいということで、また本部の方へ行って、何としてもと。

それで、古舘議員、本当にご苦労さまでございますが、交番ということになると難しいんですよ。駐在所の移転じゃないといけませんので、それは誤解のないように。交番だとすると7人も8人も張りつけなきゃならんということで、交番は、ここの駅前との関係の見直しがございますので、交番だと後送りになっちゃうので、私は駐在所の移転ということでやってきましたので、ご理解を賜りたいと思います。さらに、最後の詰めはやってまいりたいと思っております。

積極的に本部の方でも、私の友人でございますから、積極的に働きかけをしていただい

ておるようです。県の方でも、本部の方からも聞いているよと。ただ、今申し上げましたように、これだけの枠の中でやってくださいよと、そこまでしか言えないということですから、あとは本部の姿勢ということでございますので、またお会いして最後の詰めをしてまいりたいなと思っております。

○議長（廣瀬 満君） 古舘千恵子君。

○10番（古舘千恵子君） ぜひお願いいたします。

私も行ったときに、この20年度の予算上にあげるということは聞いて、県会の方で通れば多分建つのではないかなという感じで言っていました。とにかく絹の台も、防犯上本当にひどいところありますので、ぜひ早目にお願いいたします。

次に、ちょっとお伺いしたいんですけれども、交番の件につきまして、つくばみらい市として、一議員が知事や県会に行くことはとっても迷惑だと言っている方がいるそうなんですけれども、市長としましては本当のところはどうなのでしょう。私がそうやって動き回るのは迷惑なのでしょう。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） とんでもない話でございまして、こういうのは大勢の方々の声を届けないと、なかなか担当あるいは財政担当もぴんとこないところがあるわけです。何回でも行ってください。私も同道しても結構でございますから。

○議長（廣瀬 満君） 古舘千恵子君。

○10番（古舘千恵子君） ありがとうございます。

私も、大きなことを成し遂げるには、たくさんの方々の努力が結集して初めて事が動くのだと思いますので、これからもぜひ動かさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（廣瀬 満君） ここで10分間暫時休憩します。

午前10時50分休憩

午前11時00分開議

○議長（廣瀬 満君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、4番中山栄一君。

〔4番 中山栄一君 登壇〕

○4番（中山栄一君） 4番の中山でございます。よろしくお願いいたします。

きょうは小学生の皆さんが大勢傍聴に来てますので、ちょっと小学生の皆さんにはわかりにくい質問になるかと思うんですけれども、いろいろお聞きいただいて、わかりやすく質問できればと思うんですけれども、よろしくお願いいたします。

きょうは3点の通告をしております。2点目の質問では、市川議員と同じような内容ということで、市川議員がその後質問をさせていただきますので、まず1点目の質問になりますけれども、審議委員会のあり方という点についてお聞きをしたいと思うんです。

市の行政の中で各事業を計画し遂行する、また市の方向を決めると、このような場合に、審議委員会が設置をされまして、その審議委員会の中で討議をして、答申という形で市長の方に出され、その方針が優先されると、こういう方向になるかと思うんです。

よく議会の全員協議会の中でも、審議委員会の答申に沿った内容ということで報告があ

り、議員の中でもいろんな意見が出されるわけですが、審議委員会の答申がこのような形なのでこういう方向でしていきたい、こういう方向で進めたいと、全員協議会を実施している中でそのような傾向が多く見られるわけです。

この内容について、私自身やや疑問を持っているわけなんですけれども、先般も補助金審議委員会の内容等についての報告等がありまして、補助金を検討する際の審議委員の中に市の役職の部長、課長、また副市長などのメンバーが多く入っていると。もちろん市民の方々もそこに入っているわけですが、そういう中で補助金のあり方というものが審議されて、補助金の正しいあり方、見方、補助体系の仕方というものがきちっと検討されるかどうか。その部、その課の補助金については、もちろん役所の方はそれを守りたいという方向で考え方が強く出されるかと思うんです。

やはり補助金審議委員会あれば、補助金をどのような形でどの補助団体につけるか。で、補助金というものは、あくまでも補助ですから、その団体がきちっとその団体の方向性が見えて、そして自立できたということになれば補助金をカットするんだと。そして、また新しいいろいろな団体に補助をしていくと。そういうふうな検討をされるべきだと思うし、そういう中においては、市民の代表の方、もちろんそういう面でいろいろ認識の深い方、識者の方等々が入って討論されるべきだと思うんです。

そういう中で出された答申というものが優先される、こういうふうな流れで行政はいかないと、いろんな事業であるとか、方向性であるとか、そういうものがなされてないのであれば、全員協議会の中でいろいろと市の方から報告があった場合に、議員の意見というものもきちっと聞いて、それを反映させるような仕組みというのにも必要かと思うんです。そういう面で、この委員会のあり方というのは、やはりここで問われるべきではないかと、そういうふうな感じを持っております。

まず、お聞きしたい点は、この審議委員の選考について、一般の市民からの公募というものも優先されるべきだと思うし、そういう際に広報紙等で、今月はこのような審議委員会が予定されているということでの公募もできるのではないかと。そういうことで、より市民の声というものが反映された中で審議委員会が実施をされる、そういう方向が望ましいのではないかと思いますけれども、市の方の考え方、その辺をお伺いしたいと思うんです。

それから、審議委員会の公開性というものも、これから情報公開という中で、審議委員会の公開であるとか、または傍聴というものも積極的に公開をして、皆さんにいろんな形でその内容を聞いていただいて、そして方向を決めていくと。そういうものがこの答申に出されるということが、これからの行政の中では大変必要なことではないかと思いますけれども、まずその辺について市長の方に考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 審議会委員会のあり方ということでのご質問でございますが、審議会もいろいろございます。その中で、住民ももちろん、それぞれの代表者にも入っていただいて、その構成については、それぞれの担当部課長のご意見を聞いて、関係団体の方々に入っていただくという原則です。

今、具体的に補助金審議会の問題ということでございましたが、これについては総務部長の方から答弁させますが、全くいろいろな団体の方に入っていただいて、それで皆さん

のご意見を聞いてご答申をいただくと、これが当然でございまして、私は基本的にそういう考えでございます。

これまでもそういうことをお願いしてきたわけですが、ただ、傍聴とかそういう点については、それぞれの審議会の委員長の権限でやっていただくわけですが、私の方で、この委員会は傍聴させろよとか、公開しなさいというわけにはいかないと思います。これはあくまでも委員会の委員長さんの責任でやっていただく、こういう基本的な私の考えでございます。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 補助金審議会の委員の選考のあり方ということでございますが、この件に関しましては、従来の、前年度18年度に設置しました補助金審議委員の選考について、内部の職員が主に構成しておりました。そういう点で、やはり議会の方からご指摘がございましたので、見直しを図って議会議員さんも委員として考えたわけでございます。

全協の中で私どもご提言申し上げたところではございますが、中山（栄）議員おっしゃるように、この選考のあり方につきましては、それぞれ皆様の考え方がございますと思います。そういうことで、最終的には、議会議員の構成について私どもお願いした次第でございます。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 中山栄一君。

○4番（中山栄一君） もちろん議会の方から出るということ、これは大変必要なことだと思うんです。それと同時に、全協の中でよく、先ほども言ったとおり、答申があったからということで、いろんな事業についての報告がもちろんございます。

そういうことで、前回も、コミュニティバスの運行についての報告というものがありました。これも審議委員会の答申で決められたということで、もちろんこれは運輸省の方に届け出をしたと。その後で報告会のような形で議会の中にも提案されたと。もちろん議会の中でもいろいろな異論がありまして、一部修正をもちろんかけたわけですが、ここで実際に現在運行されているわけです。

もちろん2カ月を経過した中での実績ですから、まだこのコミュニティバスが云々ということと言える段階ではありませんけれども、審議委員会の方でもっともっと議論をするような形の内容を要請すべきだったのではなかと、そういうことが私ちょっと考えられるんです。議会の中でも、相当、コミュニティバスのあり方とかコースの設定、そしてみらい平駅を中心としたコースの設定等々について大変な異論がありました。

当初の予算が、こちらの方はバスの方だけを言うと2,660万円ということで、これは3月までの予算で、これは施設費等も加えてのことですから、運行経費は1,900万円ということも聞いております。それから、来年度1年間では2,500万円ぐらいを予定しているようですけれども、そういう大変な経費をかけて事業が実施されているわけです。

ですから、こういう中においても、もっともっと審議委員会の内容というものを充実させたものにして、この審議委員会でもどこまで議論するか。また、こういうものをぜひ情報公開していただいて、透明性の高い中での審議委員会の実施というものをして答申を出す。

そして、答申が出たら、こういうものが出たんだけど議会の中でどうだろうということ、これを全協なりかけていただいて、それから運輸省なり手続に入ると。こういうふうなことで流れをつくっていただくことが、私はいろんなこれからの事業の計画の中で正しい方向ではないかと、そんなふうなことを感じているわけです。ですから、ちょっとその辺で、何点か疑問を抱くようなことがここありましたので、この辺を質問させていただいたわけです。

再度、その辺の透明性、また議会の提出の仕方、その辺について答弁をいただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 私の考えとしては、やはりその審議会に諮問をして答申をいただくわけですから、この答申を尊重して、そして議会の皆さんにこういう答申があったよということで皆さんにご審議をいただく、この方法が一番いいという考えのもとでこれまでもやってきたわけですが、今もその考えには変わりありません。

ただ、問題は、審議会の構成ということになりますと、いろいろ研究していく必要もあるかと思っております。

○議長（廣瀬 満君） 中山栄一君。

○4番（中山栄一君） この審議委員会のあり方については、再度ご検討いただいて、内容の構成等についても十分に考えていただきたいと、この辺を要望したいと思います。

続きまして、2点目の質問に入らせていただきます。

2点目の質問は、保育所の送迎バスの廃止についてお聞きをしたいと思うんです。

先般、11月9日だったと思えますけれども、この保育所の送迎バスの廃止の問題についての説明会がありました。これはもちろん谷和原地区の問題ですから、谷和原の公民館で実施をされたわけです。私もこの席に同席をさせていただいて、市の説明というものを聞きしたわけです。

この中では、お母さん方から大変な反対の意見といいますが、異論が出まして、収拾がつかないほどの反対意見が出ました。このことは市長の方にも報告が行っているかと思えますけれども、市長はこの席におりませんでしたので、なかなか内容をつかみ切れない点があったかと思えますけれども、部長は課からの報告があったかと思えます。

この保育所の送迎バスの廃止について、これは合併の時点でも2年後に制度を統一するんだということも決められていたことは事実です。

それから、今現在は一国二制度のような形で、谷和原地区は送迎バスが走っている、伊奈地区は送迎バスが走ってないと、こういう中での統一ということ、これはもちろん市の中で統一していかなければならない点だと、そういうふうに考えております。

この廃止について、廃止ありきでこれまで検討されてきたんじゃないかというような、そういう内容の報告であったことは確かなんです。この報告会で市民またお母さん方からの意見を聞いて今後どのようにしようかというような方向ではなく、この3月でバスを廃止したいと、そういう意向で考えておると。その廃止をした際に、送迎状況で混乱するんじゃないかと。そういう点においては、これは十分に今の状態でやっていけるし、これは保育所の問題だから保育所の方に任せようと、そういうふうな説明だったんです。

1月にアンケートをとられたということをお聞きしましたが、アンケートをとったこ

とは事実だそうです。もちろんここにアンケートがあります。ただ、このアンケートをもとにして、このバスを廃止するのかどうかを決めるような内容のアンケートではないです。

このアンケートをとられて約10カ月、1年くらい過ぎた11月になって、説明会を開いて来てくださいと。そして、バスは廃止の方向で決まりましたと。こういうことでは、もちろん参加した市民も納得するわけがないと思うんです。この1年なり2年なりをかけてもちろん検討されてきたことは事実だと思いますけれども、この中で有料化にしてでも継続しようというような選択肢はあったのかどうか、こういう点をまずお聞きしたいと思うんです。

それから、合併をして、市民がこんなことがよかった、こういうことが合併をしてよくなったなと、そういうふうに思えるようなことをするのが行政だと思うし、その中で伊奈地区にも今後バスを走らせようではないかと、私はそういうものも選択肢に入ってもいいと思うんです。

廃止ありきということで検討を進めるのではなくて、今あるサービスというものをなくするという方向で考えないで、合併したんだからサービスはもっと厚いものにしよう。それには伊奈地区の保育所の送迎バスも今後復活させようではないかと、そういうことを考えてもいいんじゃないかと思うんです。

もしそれが財政的な問題等でどうしてもかなうことができないということであれば、もっと早い時期に市民から意見を聞いて、保護者から意見を聞いて、廃止の方向で考えているけれども、廃止した際にどんな混乱が起きるだろうと。その混乱を回避するにはどんなことをしたらいいかということをも市民から聞いて、そしてその措置をして廃止の方向で考えると。そういうことを私すべきじゃないかと思うんです。

第一保育所とか第二保育所の状況を見ても、今の状態で100人の児童が、もちろん歩いて送迎をされる方もいますけれども、車で送迎をした場合にどれだけの混乱が起きるかというのは、あの状態で整備もしなくて今の状態のまま、はいどうぞ、バスは廃止しましたから送っててくださいと言って、あそこで大渋滞が起きるんじゃないかと思うんです。

特に第二保育所の場合なんかは、もちろん執行部の方々もご存じのとおり、JAホールの右側に曲がって、そしてまたすぐに小絹の方から来ると右に入ると。筒戸の方から来ると、斜めにバックするような形であそこ入っていくと。ああいう立地の中で、そして道路も狭く、中に入ったらUターンするのがやっとなような場所で、そして同じ時間に送迎の自家用車が何十台も入ってくるということになって、整備も何もしなくて、このままでいいんだと、これでもう廃止するんだと。そういうふうなことで行政としての役割を果たしているのかと。

その点について、現在のバスの廃止ありきという考え方、どのような経過でここまで来たか、また今後どのようなことを考えておられるか、それをまずお聞きしたいと思うんです。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 保育所の送迎バスの件でございしますが、基本的な問題だけを私から申し上げます。

まず、保育所のバスの問題でございしますが、旧伊奈も復活したらどうかというご意見も出てきたわけですが、復活ということですから、議員ご案内だと思いますが、昔

はやっていたのをやめたんです。

私の考えとしては、保育所はやはり、送迎のご心配もあるようでございますが、1時間でも2時間でも余計お子さんを保育欠損児を親にかわって預かってやるというのが保育所の目的でございまして、それで私は、子供さんをバスに乗せて送り迎えするということは原則的に反対でございます。

というのは、保育欠損児をお預かりするわけでございますから、1時間でも30分でも親子は一緒にいる、そして保育所へ連れてきて保育所の先生にその日の健康状態をよく話して、そしてお預かりすると。それで、親御さんがお勤めができるように、お仕事ができるように長時間にわたって保育してやると、これが保育所の原則だと思っております。

そういう点から、親にかわって保育するわけでございますから、行政的にバスで保育所へ連れていって8時間なら8時間預かって、さあどうぞということでもた送り返すと。幼稚園は教育の場でございますからそれでいいと思うんですが、保育所はそういうあり方ではよろしくないと思っております。

それから、今回こういうアンケートをとったり、こういう活動をしてきたということは、合併のときの協議事項でございまして、2年後にはやめると、こういうお話だということでございますから、せっぱ詰まってから始まったのでは申しわけないので、部長に、保護者さんのご意見を聞いてこのお話を進めていったらどうかということで命令をしたと、こういう経過でございまして、あとの具体的な問題は部長の方から答弁をさせます。

基本的な考えは、私はそういう考えでございます。

○議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） お答え申し上げたいと思います。

ただいま市長からありましたように、保育所の基本は、幼児の教育機関の幼稚園とは異なり、保護者が働いているなどの理由から保育に欠ける子供さんをお預かりして、養育を目的とした児童施設であります。谷和原第一保育所、第二保育所も送迎バスの運行につきましても、市長からありましたように、合併前の合併協議会の中で2年を目途に事業のあり方について検討すると、こういう調整方針のもとに種々検討をしてきて、アンケートもとりまして、今回そういう方向づけをしたところでございます。

また、アンケートの中に、利用をしてないから不公平だというようなご意見もたくさんいただいております。そういうことを踏まえまして、今回そのような方向づけをしたところでございます。

さらに、先ほどありました有料化の運行の選択肢はどうかというご質問でございますけれども、有料化の選択肢についても種々検討をしていただきまして、アンケートの中にもありましたように、高額な負担はできないという保護者からのご意見がございましたので、その点を踏まえて種々検討したところ、利用者負担が多くなるということになりましたので今回見送らせていただいております。

以上でございます。

○議長（廣瀬 満君） 中山栄一君。

○4番（中山栄一君） まず、せっぱ詰まって説明会をやったのではないという市長の話でしたけれども、11月に説明会ということを開いて、そして3月で廃止、これはやはりせっぱ詰まっていると思うんです。アンケートを1月にとったのであれば、すぐにアンケー

ト結果を出して2月ごろ説明会を開くこともこれは可能だったと思うんです。そういう中で、より理解をしていただくような方向というものも考えるべきだったと思います。

それから、もちろん保育の方針というものもわかります。市長が今言ったとおり、朝保護者の方が送ってきて、そして園に来て、先生にきょうはちょっと熱が高いと、そういう園児の様子を先生に伝える、そういう触れ合いを通して、これももちろん保育だと私は思います。

それから、時間延長、これはもちろんそうだと思うんですけども、お母さんとの触れ合いを大切にするという意味で、それを片方と言って、片方では保育所の方で時間を延長するんだと、その辺のことをおっしゃいましたけれども、やや矛盾もあるだろうと。

まず、保育所のあり方といいますか、今、少子化対策として、子育てのお母さんを応援するんだと、働くお母さん方を応援するんだと、そういう大きな目標を掲げてやっているわけです。そういう方針に逆行していることではないかと。

それから、第二保育所、第一保育所、100人ぐらいの児童がおりますけれども、歩いて送迎されるお母さんもいますけれども、まず車で送ってきて、きょうの子供がこんな状況ですから先生よろしくお願いしますと、これを一人一人やっていたら、車は何十台も大渋滞です。そういうことを大事にするのであれば、車がスムーズに送迎できるような条件を設定した上で、そして先生方とお母さんが連絡をとり合うような時間をつくるんだと、そういうことを私すべきじゃないかと思うんです。

送迎の自家用車がスムーズに来るような整備というものを全然する予定はないと、今のままでいいんだということの中で、触れ合いをするといったって、この間の説明会でも随分言っていました。この方針は、先生方と、毎日、うちの子供はこういう状態です、よろしくお願いしますと、そういうことを連絡しながら預けるのが保育の方針であると。それから、時間を延長して保育所の方で少しでも長い時間預かるんだと。これと現在の状況を見て、どうしてもギャップがあるんです。

今、一人一人そんなあいさつをしている……先生方に聞くと、とてもじゃないけど次々と児童が来て、それを預かって、園の中で子供が何十人かいるわけです。次々と来たお母さん方が、きょうは熱があって、ああ、そうですかと、こんなことはとてもできないと。どんどんおろさせて教室の方に来させるのが精いっぱいであると。先生方の状況というのは、そういう状況なんです。

それから、延長保育をして云々とありますけれども、これもまた、もちろん先生方の考え方がすべて正しいとは思いませんけれども、じゃあその保育士の補充であるとか、また時間延長するということになるとそれなりの経費もかかりますから、そういうものを十分にかけて保育士を補充するとか、そういうことまで考えられているのかと。

廃止というものがまずあるのであれば、その条件整備というのは一番大切なことだと思うんです。起きてからこの状態でいったら、ますます混乱して大渋滞、とにかく第二保育所の状況なんかを見ても、あそこでスムーズに車の行き来ができるとはとても思えないんです。その辺の危機感といいますか、そういうことの考え方、この辺は、子育てするお母さんを応援するんだ、少子化対策なんだということを大前提にして考えていかなければならないと。

国の方でも少子化対策に今度予算をつけるということで、予算をアップするような状況なんです。そういう中で、こういう方針でバスを簡単に廃止していいのかと。

多少話が前後しますけれども、このサービスの低下というのは、市民は、料金が上がっている、サービスが低下している、使用料、手数料が上がっているとか、そういう不満が大変多いんです。中山さん、合併して何一ついいことがあるんだと。合併してああよかったなと、そういうものを早く見つけてほしいと。そういう方向をきちっと出してほしいんだと。10年後にはこんなまちにするから、今大変でもここだけは我慢してくれと、そういうものを市長がきちっと発信しているかと、そういう意見が大変多いんです。そういう中でのバスの廃止なんです。

ですから、そういう前後のことも考えて、廃止をするのであればそういう条件整備をきちっとすべきだと。これは強く要望したいと思うんですけれども、もう一度その辺について答弁をお願いしたいと思うんです。

○議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） お答え申し上げます。

まず、保護者の送迎をスムーズにする整備を先に進めるべきではないかというご質問でございますけれども、保護者の送迎のための環境整備につきましては、送迎の際、駐車スペースの確保と交通安全面を検討いたしまして、それぞれの保育所の駐車スペースを職員はできるだけ避けるように、保護者の優先を考えながら安全確保に努めていきたいと考えております。

なお、保育所の送迎バスを利用している現在の状況でございますけれども、第一保育所、第二保育所、園児数が178名のうち69名ということで、約39%の利用であります。そういうことも踏まえまして検討したところでございます。

さらに、保育の時間の問題でございますけれども、合併の際に、当初、谷和原地区におきましては8時半から16時30分までであったものを、合併時に7時30分から18時30分まで延長して対応してきたところでございます。

今後につきましても、保育時間の延長を図りながら保育の基本でありますことに邁進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（廣瀬 満君） 中山栄一君。

○4番（中山栄一君） 市川さんも関連の質問がありますから、これで終わりにしたいと思うんですけれども、とにかく今部長言ったとおり、駐車場の整備とか、スムーズにいくようにしていきたいということですので、それを具体的にどういうふうにするかと。

これ保育所でも大変心配しているんですよ。ですから、そこを具体的に、こういう方向でこんなふうにしていきたいと。ただ、先生にお任せするので、先生の車をどかしてここを広げなさいと、ここでやるんだということではなくて、きちっとその辺の対応というものを、こういうふうにしたいという具体的なものをぜひ示していただきたいと思うんです。

それから、第一保育所の場合なんかでも、あそこの道路での乗りおりはだめだと、公道での乗りおりは危険であると。ですから、中に入って乗りおりをなささいという指導が入っているようですけれども、だったら、それこそまさしくスムーズに進めるように、あそこの駐車場を少し整備するだけでも随分スムーズにいくんですよ。よく現場をきちっと見て、その辺の対応というものをぜひお願いしたいと思うんです。

その辺をお願いして、あとは市川さんの質問があるかと思しますので、ここで終わりに

します。ありがとうございました。

- 議長（廣瀬 満君） 以上で、4番議員中山栄一君の2問目の質問が終わりました。ここで質問の通告順を変更して、30番議員市川忠夫君の2問目の質問を許可します。30番市川忠夫君。

〔30番 市川忠夫君 登壇〕

- 30番（市川忠夫君） 今回の通告、ただいま中山（栄）議員からもありましたけれども、偶然同じことになったわけですね。

私も、この問題が出た時点で、まだ合併する直前だったかなと思うんですが、合併をしたら送迎バスはやめるんだよというようなことを旧谷和原のときに市長からそういう報告がありまして、即父母の意見をまず聞けと、それから決めたらいいんじゃないかということを出言したんですね。そのように合併してからもやってくれたということで、これはこれなりにいい方向も一つとってくれたのかなと思うんですが、それで、ただいまの質問に対する答弁で、ほとんどが私が考えていたようなことだったんですね。これ以上のことはそうないんですが、私も基本的には、やはり保護者の皆さんがこのアンケートにものっているように送迎バスは利用している人が多いと、存続してほしいと。このことについては、説明会に集まった人たち約40名ぐらいいたという話を聞いたんですが、廃止では嫌だと、存続してもらいたいという立場で質問していたというふうに聞いているんですね。

ですから、私も最初から、この件については父母の皆さんの意見を十分尊重して、子育て支援をやるということであれば、当然続けるべきだという立場なんですね。お互いにこういうことで、じゃあ市長どうなんだとやっても、さっき市長からも答弁があったように廃止だよという方向ということなんだよね。私が質問したからといって、じゃあ存続しましょうということにはならないと思うんですが、だとしたら、また変なことにもなるんだけれども、いずれにしても送迎バスは続けてほしいということなんですね。

いろいろ元谷和原で発足した当時のことも思い出しますが、ちょうど自分の子供が保育所で世話にならなくちゃならない、そのころだったんだよね。そのときは伊奈では、谷和原より少し先に始まったかなというころだったんだよね。

私、そのころ周りの人たちの意見やなんかも取りまとめて、保育所をつくってもらうようにしようじゃないかという声を取りまとめて、それで役場の執行部に申し入れて話し合いをしたことを今思い出したのですが、その当時収入役だった飯田吉郎さんという方かな、あの人とだれか来て、一緒に話をしたようなことを思い出したのですが、その当時のことも知っているだけに、やっぱりこの問題については親たちの意向を十分踏まえて存続してほしいということなんですね。

始まった時点が、ほとんど農村ばかりだったんだよね。農村の父母の皆さんが働きに行かなきゃならないと、そういうことで始まったころなんだよね、どうしても預けたいということで。集める方も、広い範囲を集めるわけですから、どうしてもバスが必要だと。その当時は、まだお母さん方は車に乗らない人もいたし、一人一台の今の時代とは違いますから送り迎えは大変だと。それで、子供たちを集めるのに、執行部としても全村を回ると、そういう方向を出したと思うんだよね。

それで、私が言いたいのは、先ほども質問がありましたけれども、子育て支援をすべきだと、こういうことなんだよね。全国的にそういう方向ですから、いろんな面で支援をしようということで。そういう立場に立てば、これは当然送迎は続けるべきだと思うんです

ね。ぜひそういうところをお願いしたいということなんですね。

そういうところで、もう一度お願いしたいのですが、伊奈の問題も出ましたよね。伊奈は、最初やったんだけど途中でやめたということなんだよね。よく不公平のことを言いますよね。合併してからずっとそういう問題、伊奈と谷和原の違いがあったわけですから、それを同じにすると、不公平だから同じだと、こう言うんだよね。言ってきたの、今まで。だけど、不公平を何とか是正するには、下に合わせるんじゃなくて上に合わせればいいんだよね。我々はそう思うんだよ。伊奈でやっていなければ、伊奈の人たちが不公平だ、やってもらいたいという人もいるわけですから。それなら伊奈の皆さんの意向も聞いて、ぜひやってほしいという人がいれば上に合わせればいい。

1,400万円の費用がかかるということなんですが、将来のために子育ての支援をするというなら、1,400万円や1,500万円だったら安いものだと思うんだよね。ぜひそういうところで、もう一度お願いしたい。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 市川議員、よく古い話までご存じで、全くそのとおりで、40年後半でございませうか、伊奈の人口が増えたということで、保育所と幼稚園を一緒にやったと、同じ園舎で。ところが死亡事故がございまして、それから保育所と幼稚園を分けたというのが、旧伊奈の幼稚園と保育所の歴史なんです、その中で途中で保育所のバスの送迎をやめたということは、先ほど私が申し上げましたように、送迎のご心配は非常にありますが、今、バスだからお子さんは一緒に乗ってくるのであって、それぞれお仕事を持っている奥さん方は、みんな一緒じゃないんですよ。ですから、それぞれお子さんを預ける時間帯も違うわけです。

それと、先ほど部長から申し上げたように、施設がそういうことで不便なことから改良するのは当然でございませうが、今、市川議員が、少子化時代でこれからの子育ての問題とかそういうのは非常に問題だと。私は逆だと思います。保育所だからしっかりと親にかかわって、今は幼稚園的感覚でやっているかもしれませんが、本当の親のかわりになれるような、職員も教育して、そしてしっかりとお預かりすると、これが保育所の本来の姿であろうと思います。その姿に戻していきたいと。

もちろんふやさなきありませんよ。ふやし方はいろいろございませうが、長時間預かることによって、先ほど矛盾しているという中山（栄）議員のおっしゃる話でございませうが、矛盾じゃありません。お母さんが仕事で保育できなから、いわゆる保育欠損児だから、その時間帯を預かりましょうと、こういうことでございませうから、その時間帯が、お母さんが、保育所の車が5時に帰ってくるから、あるいは6時に帰ってくるからそれまでに帰らなきゃならんと、こういうことでは迷惑なので、そのお母さんには勤務時間いっぱい働いていただくと、こういうことが保育所の本来の姿であろうと思います。

こういうことで私は基本的な考えだということで申し上げたわけでございませうが、どうかひとつご理解を賜りたい、こういうことでございませう。

○議長（廣瀬 満君） 市川忠夫君。

○30番（市川忠夫君） お互いに送迎した方がいい、いや廃止するんだと立場同士で何時間話をしても平行線だと思うんだよね。でも、そこには、一つ子育て支援はどういうことなのかという観点に立つということだと思うんだよね。

そういう点で、やっぱり私としては、先ほど申し上げているように、細々したことは今さら言ってもしょうがないけれど、やってほしいということですね。そういうことも、さっき前の議員からもあったように、いろいろそれをやっていくには、それなりの対応が必要だということも発言ありましたけれども、そういう点では現場の先生方の意見も十分に聞くとか、それでちゃんとした対応をできるようにするとか、そういうものも十分父母の皆さんに理解してもらおうような、そういう方向を示さないと、実際やれるような方向ですね。でないと、父母の皆さんが納得しないわけですから。

安全安心ということは、どういうことでもつきものですから、そういうことも考えながら、もう一度送迎バスを存続するという方向で十分検討してほしいということを申し上げて、私は終わります。

○議長（廣瀬 満君） 以上で、30番議員市川忠夫君の2問目の質問が終わりました。

引き続き4番議員中山栄一君の質問を許可します。

4番中山栄一君。

〔4番 中山栄一君 登壇〕

○4番（中山栄一君） それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

こちらの方も幼稚園、保育所の関係になりますけれども、今、谷和原地区の宮戸地区に、幼稚園と保育所一体型といいますか、1カ所の場所に新設しようということで計画が立てられております。これは大変素晴らしいことだと思いますし、合併特例債を使った事業ということで、第二保育所、それから谷和原幼稚園の方も建物自体も大分老朽化しておりますので、こちらの方は早急に計画どおり実施をしていただきたいと思います。今回の質問は、この経過についてより具体的なものをお聞きしたいということで質問をさせていただくわけです。

この一体型施設というのは、みらい平駅の方にできている一体化施設とは、また考え方が違うと、そういう内容になろうかと思うんです。みらい平の方の開発地区にできるのは、幼稚園と保育所が一体的に子供さんを一緒に保育、それから教育をしようという施設です。これは国の方針もありまして、認定こども園という形で昨年認可されて、茨城県では認定こども園としては一番最初の施設ではないかと思いますが、そちらの方もこれからいろいろなことが心配される中での運営になります。これは私立の施設ですので、こちらの方はそちらの方をお願いするとして、宮戸地区の方にできるのは、市の施設、市立の施設として一体型の施設ということで、幼稚園と保育所を一つの場所にまとめて、ただ機能は全然別にして、子供たちを分けて預かろうということじゃないかと思うんです。

この辺の具体的なことは、何年も前からいろいろ検討されてきてまして、これはいろんな意見を聞いて、現場の先生方にもいろんな意見を聞かれて進めておられるということも聞いております。この辺の現在の進捗状況と具体的な工期等々がわかりましたら、この間全協の中でも一度説明がありましたけれども、より詳しく今回その辺の答弁をお願いしたいと思うんです。

○議長（廣瀬 満君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの中山（栄）議員の質問にお答えしたいと思います。

幼保一体型ということで、幼稚園の部分と保育所に係る部分とありますので、両方関連した部分、あるいは幼稚園部分についてだけ私の方からお答えしたいと思います。まず

開園までの具体的な予定ということで、谷和原幼稚園、それから谷和原第二保育所の同一敷地内での建設につきましては、前にも申し上げましたように、谷原西部土地改良区事業区域内に予定しておりました農村公園計画予定地に建てる予定で進めております。

これは農村公園計画予定地ですから、県の方に用途変更申請をしなければなりませんので、今、申請をして、12月中に出るか、あるいは1月に認可が出るかと。間もなく認可がおりるのではないかなということです。おりたら、できるだけ早く進めたいと思っていますけれども、したがって平成20年度に用地を取得したいということを考えていまして、それで幼児施設の建設検討委員会を立ち上げて、同時に基本設計及び地質調査を20年度に予定しておるところです。

開園の時期につきましては、平成22年度を目標に進めてまいりたいと思いますけれども、幼児施設の建設検討委員会の結果によって実施設計に入ります。したがって、委員会からの答申時期等によっては、工事や開園時期等に少しずれが生じる場合もあるかと思います。

一体型の内容ですけれども、庭園ですとか、施設、保育所の配置、保育時間、バスの送迎などについて検討委員会の中で十分検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） それでは、保育所にかかわる部分についてご答弁申し上げます。

谷和原第二保育所でございますが、議員がおっしゃるとおり、かなり老朽化してきておりますので、この際一緒に建設するというような方向づけになってきたところでございます。

保育所は、幼稚園の教育とは異なり、保護者が働いているなどの理由から保育に欠ける子供をお預かりして、養育を目的とした児童施設であることは、先ほども申し上げたとおりでございます。

それに含めまして、現在の保育所の実態を把握しながら、よい保育のあり方を模索して考えていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（廣瀬 満君） 中山栄一君。

○4番（中山栄一君） ありがとうございます。

この問題は、大分前からいろいろ検討されてまして、私も何度か質問させていただいたことがありますけれども、その中でぜひ現場の先生方の意見もよく聞いてくれというようなことを要望したことがあります。それと前後して、先生方のいろんな意見を聞く場ということで、先生方に集まっていただいて意見交換会のようなものを何度か開かれたということも聞いております。

そういう中で、先生方も、この一体型施設というのは、非常に保育時間の問題であるとか保育所の問題とか、今までにないようないろんな問題が予想されるだろうということで、大変その辺については先生方も真剣に検討されて、そして意見を市の方にまとめて提出されていると思うんです。

ところが、その後どのような経過になっているか、先生方の方にも報告がないと。予定はどうなんだろうと聞いても、先生方もどういう予定なのか皆目わからないと。そういう

状況で、いろいろ意見は出してあるんだけど、それが果たしてどんなふうな形で採用されるのか、そういうことも非常に心配されていると、そういうことも聞いております。

ですから、これから検討委員会の中でこの内容については十分に検討されて進められると思いますけれども、現場の先生方の声というのも十分に聞いていただいて、そしてそれをきちっと反映されるような方向で考えていただきたいと思います。なかなか一体型の施設というのは、いろんな面で今までにないような問題が予想されると思うんです。

先ほどのバスの問題もそうですけれども、保育所の方はバスがない、じゃあ幼稚園の方はバスがあるのかとか、一体型の同じ施設に来ながら、片方はバスで送られ、片方は送ると。そういうことも発生すると思うし、その辺の調整であるとか、また保育時間も全然異なってくる。また、給食の問題であるとか、いろいろと今まで機能が違うものが二つ合わさるわけですから、慎重にその辺も検討して、いろんな方の識者の意見等も聞きながら、十分にその辺を配慮しながら検討して進めていただきたいと思います。

その辺を強く要望していきたいと思うんですけれども、その辺の検討委員会のあり方、また先生方の意見の聴取、その辺についてもう一度考え方をお聞きしたいと思うんです。

○議長（廣瀬 満君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの中山（栄）議員の質問にお答えしたいと思います。

今までいろいろ進めてきた皆さんの意見を参考にしながらということでございますが、施設建設の検討委員会ですけれども、これから立ち上げるわけですが、その中には議員の皆さんの代表者の方にも入っていただきたいなと思っていますし、幼稚園の関係者、それから保育所の関係者、あるいは民生委員等とかそういう方にも入っていただいて、検討委員会を立ち上げて検討していただきたいということを考えています。

今まで参考意見としていろいろ聞いてきたことも、それらの中で述べて、皆さんからいただいた意見を参考にさせていただくことも考えていると、そういうことでございます。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 中山栄一君。

○4番（中山栄一君） ありがとうございます。その辺をよろしくお願いしたいと思います。

そして合併特例債の事業ですから、期限も決められている特例債の発行の中でやるわけですから、22年開園ということで、予定どおりいろいろな意見を聞きながら進めていただきたいと思います。

質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（廣瀬 満君） これで暫時休憩します。

午前 11時56分休憩

午後 1時00分開議

○議長（廣瀬 満君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

14番松本和男議員が出席です。

次に、22番今川英明君。

〔22番 今川英明君 登壇〕

○22番（今川英明君） 5点ほど通告してありますので、順次お願いしたいと思います。

まず、最初に西ノ台の水道基地ということで、この件は18年の9月に質問しまして、ある程度の回答を得ているわけでありますけれども、現在のところ進行状況が全然見えないということで、再度質問をさせていただきます。

この基地は、旧谷和原村時代に地下水の利用があったという経緯から、そこに井戸を掘りまして、浄水をして地域の水道に役立ててきた場所であります。今は管理が行き届いていないわけで、非常に荒れ放題といえますか、そういった環境です。いろんな変質者とか事故とか起きる可能性もあるということで、早期に撤去して利用したいというような意向があるようでございます。

市長と自治会長の間で、協定書、あるいはそういった類のものが結ばれているということを知っておりますけれども、早期に撤去をしていただきまして、地元の利用に最善を図っていただきたいという観点から質問しました。今の経緯と今後の対応をどうされるのか、答弁をお願いします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 西ノ台の水道基地、もとの小絹浄水場の問題についてでございますが、ただいまありましたように、きれいになっておりますから、荒れてはおりません。わたしも現地を見てきました。今、大分、議員、荒れていて心配のようですが、きれいです。

これは、この前も答弁申し上げたわけでございますが、実は見積もりを積算させましたところ、今回、大分高い見積もりが出まして、当初の事業計画を立てるときの見積もりと合わせますと大分額が違ってきているわけなんです。

具体的に申し上げますと、20年度では上の部分の撤去できるものを先に撤去していくと。少なくとも四、五年計画でやらないと、これは完了しないと思います。そういうつもりでやっていくと。とてもとても、後で細かく課長の方から答弁させますが、かかるわけですから、単年度で事業を完了というわけにはいきませんので、これはご理解をいただきたいと思います。

あとは課長の方から答弁させます。

○議長（廣瀬 満君） 水道課長間根山知己君。

〔水道課長 間根山知己君 登壇〕

○水道課長（間根山知己君） 答弁いたします。

西ノ台の浄水場の撤去計画ということなのですが、基本的には市長の方から答弁があったとおりでございます。

また、今年度自治会長が交代いたしましたので、お会いする機会がございましたので、現状と財政状況を含めてお話しさせていただいております。

なお、今年度の取り組みにつきましては、今、市長からもございましたように、現地を再度確認いたしましたので、撤去の工事費の再試算及び解体の工法の検討と、予算及び事業期間の算定等、こちらを取り組んでまいりましたが、20年度から一部撤去工事を実施していく計画でございます。

20年度は、あそこにあります圧力タンク、ろ過器等の鉄物等を撤去いたしまして、以降は、周りに家屋が密集しておりますので、家屋調査等を踏まえまして、ほかにある機械室とか、酸化池、配水池等の取り壊しを順次計画していきたいと考えております。

また、解体工法が課題となりますが、今、市長からございましたように金額的にはすごく高いような状態になっております。それがありますので、周囲の皆様になるべくご迷惑をかけないような効率のいい方法と、それから撤去費用がもっと縮減できるようにこれからも協議、検討していく考えてございます。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

○22番（今川英明君） そういうことで地元としても有効利用ができれば最善ではないかなと思います。

撤去費用ということでありますけれども、水道事業も、今、黒字の状態ということでもありますので、できる限り工面をしていただきまして、よろしくをお願いをしたいと思います。この件につきましては以上であります。

次に、2問目のいじめ問題についてでありますけれども、いじめの見方が変わりまして、国も、やった方はいじめていないと思っても、やられた方はいじめられていると思えばそれがもう定義になるということでもありますので、その辺のことで例えば不登校になったことを若干聞いているわけでございます。

この対策を、前にも話しましたけれども、十分でないという観点から、どのようにやられているのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの今川議員の質問にお答えしたいと思います。

いじめ問題については、つい最近ですけれども、新聞で、17年度に比べて18年度は6倍にふえたという報道がされました。これはいじめの定義が変わったからでありまして、今までのいじめというのは、ある程度強い者が弱い者に対して継続的に暴力を振るったり、あるいは暴言を吐いたり、金銭強要したりとか、そういう定義でいたわけですが、今回はその定義をもっと拡大して、本人がいじめられていると訴えをすれば、それはいじめの件数として数えていこうと、そういうことになった。

そのいじめの定義が変わったからでして、例えば登校班で班長が小さい子供に対して、だれちゃん、だれ君、ちゃんと並ばなきゃだめよと、ランドセルを持って並ばせたり、あるいは掃除の班などで掃除をやらない子に対して、だれちゃん、ほうきを振り回さないでちゃんと掃除をやってよとか、これを何回か言っていると、言われてる子は、それをつらいと感じていじめというふうに報告をする。

あるいはA君とB君、何人もで遊んではいますけれども、A君とB君のほか五、六人、もっといるかもしれませんが、遊んでいるときに、A君はドッジボールをしようという提案をします。B君はサッカーをしようという提案をします。で、B君の提案が通らないでA君の提案が通ると、B君は、そのときは一緒に遊ぶんですが、家に帰ったときに、僕の意見が通らないと。わがままと言うと変かもしれませんが、自己主張が通るようになっていきます、家庭の中で。ですから、自分の主張が通らないと、それをつらいと感じて、僕のことを相手にしてくれない、そういうことを訴えてくるわけですね。

そういうことで、A君がいいのかB君がいいのか、A君に対して、A君の言うことはまずいからやめなさいということとはなかなか言えない。あるいは登校班で6年生の人が責任

があるからランドセルをつかまえて戻す、それがいいのか、やられる子がいいのかというのは難しいわけですね。いじめているという意識はもちろんないわけですので、その辺が非常に難しい。

むしろ学校の中では、そういう責任のある子をつくったりしていきたいということを考えているわけですから、そういうところで、いじめの件数が非常にふえてきたということがあるわけです。

さっき今川議員がおっしゃられたように、いじめているという認識がないし、いじめられている方は、いじめられているということではないかもしれませんが、言われている方はつらいのかもしれません。しかし、言っている方は正しいことを言っているわけですから、その辺にずれがあるわけですね。その辺が非常に指導の中で難しいということなんです。

これらは、いろんな道徳の授業やなんかで対策をしたり、あるいは子供からの聞き取りをしたりしながら、日常活動の中で指導しています。そういう学校が把握している具体例の中でたくさんありますので、今、幾つかの例を申し上げただけですが、それぞれに応じた対応をしているというところです。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

○22番（今川英明君） 今の教育長の答弁ですと、6倍にふえたけれども、教育長が見てはいじめではない指導的なこともいじめに入っちゃうんじゃないかということでありませうけれども、確かにそういうのもあると思います。

ですけれども、本当のいじめであって、それが本人に対して非常に傷になって、学校へ行かなくなったと、それが原因で不幸なことになったということも、たまたま新聞紙上に出るわけですね。当地域にはそういうことが起こってないからいいわけでありませうけれども、実際問題として、不登校になっている人はいるわけですね。その人数どのぐらいか。いじめが原因かわからないですけれども、不登校になっている人数と、もしそういったいじめが表に出た場合、それなりに学校で指導なりするんでしょうけれども、こういった問題は、子供さんのことですから、保護者、あるいは周りからいろんな面で直していかないとできないと思います。その直していくのにも、あんまり大げさにすると子供が傷つくとか、いろんな問題も絡んでいるわけですね。

そういったもので非常に難しい状況でありますけれども、万が一それが原因で自殺でも起きると、非常に深刻な問題でありますので、小さいうちに芽を摘んでそういったことが起こらないように対応してもらおうということで、実際問題、いじめが原因ではないでしょうけれども、不登校なり、いじめがあった場合の例があれば、ご答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） いじめが原因で不登校だというのは、今申し出があるのは何件かあります。これは家族からの申し出です。これも、先ほど言ったように本当に継続的に暴言を吐く、暴力を振るう、金銭強要をすとか、そういうことではありませんので、非常にこれも苦慮しています。

なかなか理解が得られない。やっていると言われている子が、本当にそういう暴力とか暴言とかそういうことしているのだとしたら指導は簡単ですけども、具体的に調べてみると、そうではないところが非常に多いものですから、今、継続で指導しているところです。

それから、不登校ですけども、今、手元に数がありませんので、後でお知らせしたいと思います。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

○22番（今川英明君） そういうことで、慎重な指導といいますか、非常に難しい問題ですけども、事が命にかかわる場合もありますで、その辺はそういったことを最重点に考えて対応をお願いしたいと思います。

短い質問でありますので、次、3点目に移りたいと思います。

コミュニティバス事業ということで、みらい平に集合するわけでありますけれども、そのときにはトイレということで質問出ましたけれども、私は、この事業そのものについて、この前全員協議会の中で報告を受けながら思ったわけでありますけれども、非常に財政が厳しい中で、財政は後で話しますけれども、それなりの予算を計上しながら現在運行しているわけですね。

その報告を見ますと、東ルートと南ルート、このルートにつきましては38.1、46.3ということで、かなりの稼働率といいますか、利用されています。中身を聞きますと、46.3%、南ルートですね。これは小張小学校の児童さんが朝通学に使っているということをこの前聞いたわけでありますけれども、確かに通学に使うのは、便宜上、走っているものですから利用されるのは結構でしょうけれども、目的としてはそうじゃなくて、やはり地域のコミュニティーということで走っているわけでありますけれども、そういった時間帯は小学生に合わせるとかというこの前説明がありましたけれども、実際問題どのぐらいの人数の方が小学校は使っているのか、その辺お知らせいただきたいと思います。

それから、西ルート、北ルートにつきましては12.3%あるいは3.3%ということで、北ルートはほとんど空気を運んでいると。本当に見るとだれも乗ってないと、そういった状況だと思います。これを果たしてこういう非常に厳しい財政状況の中で運行して、運行ルートも大ざっぱなわけですよ、入らないところが随分ありますから。前にも話しましたように、旧谷和原村時代の行政バスのルートとは全然違うわけですよ。そういったことで、住民の方が、何のためのバスなんだよと言う人も随分います、現実的に。

確かに、1年ぐらいやらないとわからないというこの前の市長の答弁でありますけれども、もうちょっと……3.3%の利用ではほとんど利用されてないわけですから、利用の促進といいますか、その辺も含めてやっていかないと、この事業そのものがつぶれるんじゃないかと思いますよね。

で、通学に関しましては、それなりの違った意味の方法とかいろいろあるわけですよ。

そういったことで、その46.3%、これを通学に使っている方の人数、あと月220万円の経費ということで報告がありましたけれども、実際の運賃は20万円ちょっとと、1割ぐらいの実際の経費と収入ですか、そういったアンバランスがあるわけですね。この状況で、いつまで続けていけば……市長は、確かにコミュニティーが必要だし、車のない人の足がわりだといったことでこの事業始まったわけありますけれども、現実的に、西と北を見

てもこういった利用状況でいいのかなと思います。市長の考えを答弁をお願いします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 今、議員、南ルート46.3%、これ学生ばかりじゃございませんから、ご理解願います。全体の利用人数からいうと、今まで約53日間やっておりますが、5,884人と、こういう大変なご利用者がおります。それで、ご批判もございしますが、便利になったと、助かったと、こういう声もたくさん聞いております。

そういう状況で今やっておる中で、利用度の少ないところはなぜ利用しないのか。これは、前、旧谷和原でやっていたのも、統計的に見ると、やっぱりこの地方は利用者が少ないという結果が出ておるようでございますが、今後さらにいろいろ精査をして、見直しすべきところは見直しして進めてまいりたいと考えております。

細かい点は担当部長の方から説明させます。

○議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 南ルートの利用数の児童生徒については何人かということでございますが、約30人の利用があります。

コミュニティバスにつきましては、交通空白地域を中心に、民間会社が参入しない路線を運行しておりますので、採算をとることが難しいのは全国的な傾向であります。

また、費用対効果等を見ますと、単純に数字上の比較に終始するものでもなく、本市の状況についても一定の評価は値するものというふうに考えておりますが、本事業につきましては、真に経費に見合った効果的な事業であるかどうか、今後についても十分に検討をすることで考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

○22番（今川英明君） 今、市長、あるいは総務部長の答弁でありますけれども、確かに始まったことでありますから、すぐにどうのこうのということは難しいと思います。

でも、先ほど来話しています西ルート、あるいは北ルートに関しましては、もうちょっと利用促進を図らないと、最低でも20%近くいかない、本当に批判の対象になると思うんですね。利用者が少ないといえはそれまでですけれども、その利用してもらうような体制をとるのが最善だと思います。

それで、先ほど南ルートに関しては、小学生、あるいは中学生の子供さんの利用があるということで、30人という数字が出されましたけれども、そういった利用はどんどんやってもらって結構なわけでありまして、帰りはやらないということで朝だけ、朝が便利がいいから乗る。帰りは、バスの都合がつかないということで利用できないわけでありまして、できればその辺の組み合わせ、今のルートは一方通行ですからなかなか難しいと思うんですけれども、そういった組み合わせも必要じゃないかと思っております。

それと、シャトルバス、きらくやまからみらい平、これは無料なんですよ。普通の場合は100円ですから、ワンコインということで。大した金額ではないわけでありまして、無料と100円のバスということで、例えばシャトルバスもそれなりの費用を取ってもいいんじゃないかと、ワンコインくらいは。財政が厳しいんですから。

そういうことも含めて、今後どのように改善される予定があるか、ご答弁をお願いした

いと思います。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） どのような改善というご質問でございますが、先ほど申し上げましたように、今、試行的にやっている現在の運行をよく精査して、その上で考えたいと。

それから、議員、シャトルバスについては、これはいわゆる自家用ですから、これは道路運送法に違反しますので、これを料金化することはできませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

○22番（今川英明君） ですから、最初から私申し上げますように、確かに無料が一番いいし、費用の面でもそれなりにかけないで運行できれば一番いいわけですね。

ただ、コミュニティバスに関しては、国土交通省の許認可が必要だということで、運賃を取るバスですから、そういったことはありますけれども、何回も言いますけれども、前に旧谷和原時代に走っていました行政循環バスは、このコミュニティバスと同じで無料でしたよね。ですから、経費上かからなければ、そういったことも将来的にはいいんじゃないかなと自分なりに思います。その辺も含めて、今後の課題ということでお願いをしたいと思います。

続きまして、財政についてということで、4点目の質問でありますけれども、私が申し上げるまでもなく非常に財政が厳しいと。新聞紙上でも、経常収支比率が茨城県で3番目に高い数字になっていると。財政力指数も0.69ということで不交付団体にはほど遠いと。

これからどんな改革をしながら財政をやっていくかということでありますけれども、この前、バランスシート、これが18年度の内容でありますけれども、19年3月31日ということで出ましたけれども、この中身を見ても、最終的には基金の取り崩しとかそういったことをやっていかないと財政が運営できないと。基金にしても、もう取り崩す余裕がないほど進んでしまっている、幾らもないと。前は、目的基金で取り崩す狭い環境でありましたけれども、20年度のこれから組む予算に関しましては、それもなしにして何でもかんでもやっていくんだと、それじゃないと予算が組めないといった状況だろうと思います。

この先、来年度はとりあえず補助金のカットなり、いろんな節減をしながら組まざるを得ないと思うんですけれども、今のこういう流れを見ますと、減額予算、これも当然考えなくちゃならないと思うんですよね。そのときに、やはりかなりの影響が出てくると思うんです。

そういったことで、今後の見通し、それからどんなふうな対応を考えているか、ご答弁をお願いします。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 財政改革ということについてのご質問でございますが、議員から今ございましたように、平成18年度決算を見ましても、経常収支比率が前年度対比で1.2%下がりました。歳入確保策として、徹底した歳出改革を実施いたしましても、厳しい財政状況であるということでございます。そういうことから、補助金の見直しについてとか、

そういうものをいろいろ各団体等もご検討をいただいておりますけれども、平成13年度から義務的経費である人件費、扶助費、公債費等の推移を分析しましても大幅に縮減することは極めて困難だという状況でございますが、今、皆さんにもご報告申し上げましたように、これを克服するために行政改革大綱を定めましたので、集中改革プランに取り組み、事務事業の仕分けを行いまして、そして基礎的な財政収支を早期に黒字に回す、なかなか黒字に転換するといいましてもできませんが、我慢するところは皆さんに我慢していただいて、ご理解いただくように努力をしまして、我慢するところは我慢していただく、こういうことで大なたを振らないと解決つかないと、こう思っておりますので、今後はそういう点で進めてまいりたいと考えておりますので、皆さんのご協力もぜひいただいいていかなきゃならないと思っております。

○議長（廣瀬 満君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） 18年度は合併の年ということで、本予算についても6月の下旬でございましたので、本格的に取り組むことがなかなか困難でございましたが、19年度は、議員既にご存じのように、もろもろの改革を行ってまいりました。

それは、課の廃止、例えば商工観光課を廃止して産業政策課にするとか、文化振興課を廃止して生涯学習課にするとか、課の問題。それから、人件費の改革、これは常勤特別職の報酬のカット、それから管理職手当の支給額の10%のカットですとか、それから特殊勤務手当もございましたけれども、これも見直しをいたしました。それから、非常勤特別職につきましても、全部ではございませんでしたけれども、これも見直しを行っております。

それから、きらくやまにございます二つの建物、これにつきましても指定管理者制度を取り入れたり、それから長期継続契約ということで、本年の4月1日から22年の6月30日の3年間をめどにしまして、これにつきましても市としては安定的な労働力を提供していただきながらなお効率よい行政を執行していくと、そういうことも取り組んでまいりました。

それから、さきの全員協議会のときに、平成20年度の部課の再編ということで、今度は1部を減らしまして4部にすると、そういう取り組みも行っております。

それから、議員ご指摘のように、財政力指数の問題でございますが、平成17年度は0.630でございました。それが平成18年度決算期では0.691ということで、少しずつ上昇している状況でございます。

それから、歳入の状況を見ますと、当市は市税が県内で3番目の順位を刻む状況でございますが、なかなか財政構造的な面で、これは当市ばかりではございませんが、公共投資をしてきた反面、借財がございます。

それから、平成13年度から臨時財政対策債というものを発行してまいりましたけれども、現在では21年度までの発行に伸びましたけれども、21年度で制度が廃止されるという動きがございますので、これは普通交付税の赤字を補てんする意味を持ちますが、これも補てんされませんとなかなか厳しい状況がございます。

そうはいましても、とにかく予算の基本原則でございます当該年度の歳出は当該年度の歳入によって賄うと、こういうことを大原則としながら、日々、どうしたら基礎的財政収支が好転するのか、今後、先ほど市長が申し上げましたように基本構想をねらいに、それから基本計画、実施計画、それから集中改革プラン、こういうものを大きなねらいとし

ながら事務事業の見直しをして、それで今までの水準をどうにか維持しながら、さらに新たな需要にこたえていきたいと、そういう考えでございますので、なかなか言うのは簡単ですが、非常に厳しい状況でございますけれども、何とかしのがなければならない状況でございますので、あらゆる歳入確保策、歳出改革ということを行いながら尽力してまいりたいと思いますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

○22番（今川英明君） 今の財政課長の答弁で、ある程度はわかるんですけども、思い切った改革、思い切った改革といっても、現実的にはほとんど動いてないわけですよ。

例えば部数をもう一つ減らすといっても、人間そのものは減ってないんですよ。たまたまその課がなくなっても、違う課に回すとか、退職してもその分補充するとかと。集中改革プランでは6.6%の人件費削減なんて言っていますけれども、とてもそれでは追いつかないと思うんですよ。

この前も話しましたように、つくばみらい市と守谷市の人件費が同じで、その将来を見ても、減る方向はないんですよ、残念ながら。今の流れで進めば。ですから、思い切った改革というのは、現実的にやらないとだめなんですよ。

で、先ほど私が言いましたように、基金もほとんどないわけですよ。それがなくなって、臨時財政対策債、これも借りられないと。予算組めなくなっちゃいますよ、これ。人件費だけでもちょっと減らさないと、ほかの事業に影響しちゃいますよ。そういった流れの中で、もっと思い切った改革をしないと本当に市民の方に迷惑をかけちゃうと、実際問題起きてきます。

今まで、例えば健康診断とかいろいろありましたけれども、無料のやつも有料になったとか、いろいろサービス低下は現実的に起きているわけですね。これがもっとももっといくんですよ。そういったサービス低下は、こういった状況があるからしょうがないということの説得力ですか、それを出すのにも、もうちょっと思い切った何かを持っていかないとだめだ。

それには、私この前もちょっと提案しましたけれども、人件費の20%ぐらいの削減はしょうがないんじゃないかと。合併して人が全然減らないのでは、合併の目的がない。経費の削減のための合併ですよ。ですから、市長は1人になったし、我々議員も、今後選挙で32名が20名ということで減るわけです。

そういったことで、職員は定年になればもちろんやめますけれども、その後補充したのでは減らないわけですよ。旧谷和原、旧伊奈一緒になって、人数同じですから。その辺を、旧伊奈の職員数まで持っていけとは言いませんけれども、人数的に……倍にはなってない、旧伊奈の倍にはなってないんですよ、そのぐらいの思い切った削減、これが必要だと思います。

その辺の考えどうですかね、お願いします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 今、議員、職員の数減らないと言いますけれども、今度も15名退職されるんですが、5人です、採用は。

これは、職員の皆さんに申しわけありませんが、比較的高給の方々が退職されるわけですから、1人退職すると初任給だと3人ぐらいの額でしょう。こういう中で改革をやって

いる。ですから、ことしも10名退職で5名採用、来年もそうです。そういうことで減らしていきませんか、今すぐやめなさいといってもそうはいきませんので、まず一番かかるのは人件費ですよ。

そういうことで、ちょっと議員、状況を把握してないように思われたので申し上げますが、まずそういうところから手をつけております。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

○22番（今川英明君） 十分それはわかっています。ただ、合併したのは、経費の削減ということが目的でやったのですから、当然、私は職員の方を首にしるとかそういう話はしていません。定年退職した場合は補充はある程度抑えて、それで削減していかないといけないんじゃないかと、そういったことを言っているんです。ですから、例えば1年間は採用なしとか、そういうこともやればできるんですよね。

今後、そういった思い切った施策をとっていただくということをお願いしまして、この件につきましては以上にしたいと思います。

最後になりましたけれども、新しい提案でありますけれども、非常に財政の厳しい中で、ふるさと納税じゃありませんけれども、そういったものにかわるような形で、寄附条例、これを整備している地域が全国的にどんどんふえているということが新聞に出ておりましたので、この件を提案して、最後の質問にしたいと思います。

全国で、2007年の11月現在で、27市町村がこういったものを導入しまして、ふるさとに納税したい、ふるさとに寄附をしたいといったことに対応しながら、自治の運営を行っているということであります。

ここで、神奈川県の大和市なんでありますけれども、条例を整備したので、その内容を一部紹介して答弁をいただきたいわけでありますけれども、この条例は、寄附の使途について透明性を高めるとともに、寄附を通して市民の意向を直接的に反映した施策の展開を図ることで市民生活の付加価値を高めていくことを目的にするということで、条例を整備しております。

事業の区分でありますけれども、その目的を達成するために事業を行うということで、地域コミュニティーに関する事業とか、寄附する人がこういったことに使ってもらいたいということをずっと羅列して、その目的に沿って使えるような流れをつくるのが条例であります。

当市も、今、私が質問したように非常に財政が厳しいという中から、そういった方がもしおられて、寄附をしたいというと、普通の場合には、一般会計というか、社会福祉協議会の方へ行って、あとはいろんな使い道があるかと思うんですけれども、寄附者の思ったとおりの使い方はされないわけです。それを、寄附者がこういったことに使ってくださいと言って、その目的達成のために使えるようなことができるわけですね。

この条例を整備する資料を送ってありますのでわかると思うのですが、整備する意思があるかどうか、答弁願いたいと思います。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 寄附条例の制定、まことにいい提案でございまして、私も全く賛成でございます。

これまでも結構寄附はいただいておりますが、みんな使用目的、福祉、これは市じゃなくて社会福祉協議会の寄附ということで、年間5件から10件ぐらいございます。

大きい額では、この前もゴルフが大きいのですが、シニアオープンがございまして、この方も100万円を寄附してくれましたが、こういうのも今後は、これは福祉のために使ってくださいという目的でございますから、それ以外に使えないわけでございますけれども、毎年結構ありますので、この啓発、条例をつくって啓発をしまして、行政の方へもご協力をいただけるような、そういう研究をしてみたいと、このように考えております。

○議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

○22番（今川英明君） そういったことで、つくばみらい市というすばらしい名前を持った市でありますから、条例が整備されて、未来をつくるために、例えば道路が悪ければ道路に使ってくださいと、あるいは下水道が完備していなければ下水道方面に使ってくださいと、いろんな意向が出ると思います。そのときに、それらに対応できるように早期に条例を整備して、篤志家の意思をむだにしないようにお願いしたいと思います。

ひな型は幾らでもありますので、その辺をパソコンで出せば幾らでも出てきますから、それに準じて早期にお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（廣瀬 満君） 教育長の豊嶋隆一君の方から、不登校の人数がわかったということで、答弁を教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） 先ほど今川議員から質問のあった不登校についてですけれども、人数がわかりますので、ここでお答えしたいと思います。

まず、19年度の10月末まで、小学校で12名、中学校で19名です。それから、18年度については、これは1年間ですけれども、中学校分だけ確認してあるのですけれども、つくばみらい市では不登校が23名です。

ちなみに、23名は、不登校率からいうと1.96です。県の不登校率は2.90ですから、県の平均よりはつくばみらい市は下回っているということになります。

以上です。

○22番（今川英明君） わかりました。

○議長（廣瀬 満君） 次に、3番染谷礼子君。

〔3番 染谷礼子君 登壇〕

○3番（染谷礼子君） 3番の染谷です。

今回、2問通告をしておりますので、順次お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

初めに、妊婦の無料健診の充実、拡充ということでお伺いをいたします。

この質問につきましては、ことし3月の定例会で質問しておりますが、今回角度を変えてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ことし3月の質問では、妊産婦の健診が若い夫婦にとって大変経済的な負担となっていることから、無料健診の拡充をということでお伺いをいたしました。

あえてことし二度目の質問をいたしますのは、出産は女性にとって自分の命をもかける大変なことであります。妊娠から出産によって命を落としてしまうようなこともあるのです。女性を子供を産む機械などと大変残念な発言もありましたが、十月十日お母さんのお

なかの中で大切に命を育て、命をかけて出産をするわけであります。その妊娠から出産までの間、定期的な健診を受けることで事前に防ぐこともできるのではないのでしょうか。

最低限の5回無料健診を実施し、生命を守る環境を整えるべきとの観点から、今回の質問をしたいと思います。

我が国で定期的な妊産婦健診が行われるようになったのは、1965年の母子健康法の制定以降であります。当時、日本の妊産婦の死亡率は、アメリカやイギリスに比べ3倍近い高い数字を示しておりました。その後、健診内容の充実などで死亡率は下がりましたが、2005年度では、出産に伴って62人の妊産婦の方が亡くなり、妊娠22週以降、生後7日以内の周産期に死産もしくは亡くなった新生児は1,000人中4.8人に上っております。まだまだ対策が十分ではありません。

厚労省によると、母子の健康のため妊婦にとって望ましい健診の回数は14回、最低限必要な健診は5回とされています。しかし、平均的な健診費用が1人当たり約12万円もかかり、これを補うための公費負担は、現在2回程度にとどまっております。

こうした実態の改善に向け、国は、2007年度予算において、妊産婦健診への助成を含んだ少子化対策のための地方交付税を2006年度の330億円から700億円に倍増いたしました。そして、厚労省は、1月に、妊産婦健診の実施主体である市町村に対し、妊娠8週前後に妊婦の健康状態及び妊娠週の確認、2点目として20週前後に胎児の発育状態などの確認、3点目に24週前後に切迫早産のあるないなどの確認、4回目として30週前後に胎児の発育状態などの確認、36週目に分娩の時期、状態などの確認の合計5回分を公費負担で実施することを原則とした通知を行いました。

この通知を受け、今、無料健診の回数をふやす自治体がふえております。守谷市においても5回に拡充しております。また、愛知県や大阪では、妊婦健診全部の14回と出産後の産婦健診の1回を公費負担している先進例もあります。

国で増額の予算措置がとられているのですから、ぜひともその予算を使うべきではないのでしょうか。

3月の質問で、調査をして前向きに検討をとの答弁をいただいておりますが、その後の経過についてお聞かせください。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 妊婦の無料健診拡充というご質問でございますが、妊婦健診における公費負担の拡充についてですが、母体や胎児の健康確保のための妊婦健診は非常に重要なもので、議員ただいまおっしゃったとおりでございます。妊娠から出産に係る親の経済的な負担の軽減を図ることも、子育て支援を充実させる観点から必要であろうと、こう私も思っております。

そこで、今、議員からございましたように、国でもそういう方針を打ち出したということで、県や県の医師会などでも、健診回数、費用についてその対応を協議しておられるようでございますが、今後の助成については、平成20年度より公費負担の回数を5回ということで、これを検討してくれるように担当課の方へお願いをしているということでございます。

細かい点については担当部長の方から答弁させます。

○議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） お答え申し上げます。

ただいま市長からもありましたように、本市の一般妊婦健診は、現在、茨城県の医師会あるいは県内の産科医療機関での健診におきましても、個別契約に基づき2回の公費負担を実施している状況でございます。

妊婦が安心して医療機関で等しく健康診査が受けられることが重要であり、厚生労働省からも、平成19年1月16日の通知で、妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について通知が来ております。健康な妊娠、出産を迎える上で最低必要な妊婦健診につきましては5回程度と考えられていることから、経済的な理由等により受診をあきらめる者を生じさせないために、5回を基準として公費負担の範囲を検討しているところでございます。

導入につきましては、市長からもありましたように平成20年度以降に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 染谷礼子君。

○3番（染谷礼子君） 平成20年度よりということで答弁をいただきました。大変にありがとうございます。市の財政的な問題はあるかと思いますが、元気赤ちゃんを母子とも健康で出産できるよう、さらなる子育て支援が充実されるのではないかと思います。

ことしの6月の定例会におきましては、私がマタニティマークの導入ということで質問をいたしました。市長は早速実施をしてくださいます、現在配布されております。

それと、今回の無料健診につきましても、即来年度よりということで答弁をいただきましたことに感謝いたします、評価をして、1問目の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（廣瀬 満君） 以上で、3番議員染谷礼子君の1問目の質問が終わりました。

ここで質問の通告順を変更して、15番議員古川よし枝君の3問目の質問を許可します。
15番古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

○15番（古川よし枝君） 15番の古川です。

染谷議員に続きまして、同じく妊産婦無料健診の拡充という視点で質問をしたいと思っております。

答弁で、来年度から5回にふやすということで一安心いたしました。しかし、厚生労働省では、公費負担は14回程度が望ましいというふうに、通達というか、そういう指導をしているんですね。

それで、なぜそうなのかなというふうに見たんですけれども、今、救急車で運ばれても受け入れる医療機関がないということではいろいろ問題になっておりますけれども、妊産婦の救急搬送について茨城県の調査をしてみますと、平成18年の1月から平成19年の8月までの調査なんですけれども、妊婦搬送件数が651件ありました。その中で、事前に診察を受けているかかりつけ医があるというのが464件で、そのうちの87.9%は1回の受け入れ照会で病院の受け入れが決定しているということ、それに比べてかかりつけ医がない方は、118件あったんですけれども、1回の受け入れ照会で決定できたのが72.9%、その残りのうち28件は2回から5回の照会をしてやっと病院が決まるということで、やはりかかりつけ医がいるときとない場合では、やはり大変な緊迫状態のときに、事前にかかっているということがすごく決め手になっているというのが間違いないんだろうというふうに思う

んですね。

調査期間中にはこういうこともあったそうなんです。16回も照会して、やっと最終的には、県内でも7カ所しかないんですけれども、地域周産期母子医療センターに搬送されると。これも事前に診察を受けてなかったということで、やはりきちんと早い時期に健診を受けるということが大事なんだというふうに思います。

そういうこともありまして、厚生労働省も昨年の1月にそういう指導を出しているわけなんですけれども、しかし、ことしの8月現在で見ると、じゃあどのくらいふえているのかというと、全国の平均ではまだ2.8回にとどまっていると。茨城県でいえば2回なんです。というので、昨年の1月に通達があって、予算化も難しいところもあって、茨城県の中でも東海とか高萩とか石岡はこの10月から無料健診をふやしていくというふうに予算措置をしておるといっても無理もないことかと思うんですけれども、そういうことなんです。

来年からは、ほとんどの市町村が取り組むと、5回を検討するということが大半を占めていて一安心なんですけれども、まだまだ無料健診はふやしていくという方向で見ていくべきだと思うんです。

近隣の医療機関で診てもらっている方を見ますと、今、2回の無料健診がありますけれども、そのほかに10万円を超す経済的医療負担が発生するんです。ですから、1回の健診をあけてしまうということも恐らく起きるんだろうと思うんです。ですから、きちっと安心してお産ができるように、できれば5回にとどまらず回数をふやしていくという努力をぜひしてほしいと思うんです。

予算にしましても、来年度から5回にふやすということで予算措置にすると、600万円ぐらいの、今年度から比べると、多分そのぐらいの増加だと思うんです。それで、10回にすると、大体、今の試算でいくと2,000万円ぐらいあれば無料の健診が提供できるということなので、ぜひやりくりをして、若い子育て世代を応援していく、それを一つの大きな市の柱の施策として見ていただきたいと思います。

再度その点、来年度の答弁もありましたけれども、その辺についての市長の思いですか、ぜひ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 私の思いは、ただいま染谷議員にご答弁申し上げたとおり、まず5回ということでやってまいりたいと、これが私の今の思いです。

○議長（廣瀬 満君） 古川よし枝君。

○15番（古川よし枝君） 何ととっても財政の問題になると思うのですが、先日11月21日に厚生労働省の方に、このことについて担当課と話をしてきました。

それで、全国でも2.8回にとどまっているというのは、指導になかなかマッチできないというところはやはり財政措置の問題ではないかと。交付税措置というんだけれども、現場ではどういうふうに見ているのかと。どのくらいふえているのかというのは、なかなかはっきり見えない、それが問題だと思うので、ぜひ財政的に増額しているなら、この分を増額しているんだというのがはっきり見える形で示すべきじゃないかというふうに担当課の方に話をしたんです。

そうしたら、女性の課長さんで、大変地方ではそういう問題があるでしょうと。そういうこともあって、財務省や総務省にそのことをぜひ予算措置をしてほしいということを再

三申し入れをしているんですと。今後もそういう方向で頑張りますので、地方でもぜひ母子保健のところに裁量的力を入れてほしいというふうに要望がされましたけれども、そういうことがありますので、5回にとどまらず、ふやす方向で進んでいただきたいということを要望して、質問を終わります。

○議長（廣瀬 満君） 以上で、15番議員古川よし枝君の3問目の質問が終わりました。引き続き3番議員染谷礼子君の質問を許可します。

3番染谷礼子君。

〔3番 染谷礼子君 登壇〕

○3番（染谷礼子君） 次に、2問目の通告をしております税徴収の拡大策についてということでお伺いいたします。

税の徴収については、滞納問題を含め、さまざまな問題点があると思うわけであります。納められない人、納めない人、納めたいけれども納められない人などとさまざまで、対応につきましてもそれぞれ異なると思います。

その中で、納めようと思っていても時間的に問題があり納めにくいとの声が多くあります。現在の納付方法は、役所に納める、また郵便局を除いた金融機関で納める、そして口座振替、このような形になっておりますが、納税者の方々のライフスタイルも多様化しております。もう一つの選択肢として、コンビニの取り扱いを導入してはどうかと思うのであります。

そこで、納付にコンビニ取り扱いを導入して2年目になる取手市の納税課でお話を伺ったところ、平成18年度のコンビニ利用者は2万6,000件で、納税額は4億8,000万円だったとのことでした。また、利用状況につきましては、真夜中の納付が大変多かったことと、意外にも銀行の業務時間内、朝9時から午後3時までの時間帯でもコンビニ利用者が多かったということでした。買い物のついでに納付ができるためではないのかと思います。

取手市では、今年度になって利用者はふえているそうです。納税者の利便性を図るためにも、いつでもどこでも気軽に納めることのできるコンビニの取り扱いを導入すべきと考えますが、市の考えをお聞かせください。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 税の徴収法の拡大策ということで、コンビニの利用ということでございますが、法が改正されて、今、地方税及び国民健康保険税がコンビニ収納が可能になったわけでございます。これを受けて、今、議員からございましたように、既に取手市、結城市、神栖市が現在導入されております。来年度以降では、守谷市、つくば市、常総市、龍ヶ崎市なんかが準備しておるようでございますが、つくばみらい市も、21年度の導入に向けてこれから準備してまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬 満君） 染谷礼子君。

○3番（染谷礼子君） 平成21年から導入ということで答弁をいただきましたが、いろいろ手続等の問題はありますかと思いますが、できましたらもう少し早く実施できないのかなという観点から、この点についてももう一度お聞かせください。

それと、実施をということで、少し内容についてお伺いしたいと思います。

コンビニから納付できる税の種類についてお聞かせください。また、コンビニで納付をする場合に、現在の納付方法では期別納付と前納という形があります。この点については

今後どのようにされるのか。また、手数料が1期分につき現在56円70銭かかります。この点についてもどのような対応を考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

また、もう1点、最後に、税徴収の拡大策ということで、関連したことでもありますのでお伺いいたします。

今はカード時代と言われておりますが、今後、カードでの納付の導入などはお考えかどうか、この点についてもお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（廣瀬 満君） 市民部長渡辺勝美君。

〔市民部長 渡辺勝美君 登壇〕

○市民部長（渡辺勝美君） 21年度導入に向けて、今、検討している最中なんです。行政改革大綱の中でも、収納率の向上を図るということで、コンビニ収納ということで検討している最中でございます。

導入に当たりましては、収納代行センターと契約をしたり、いろんな作業が出てきます。導入経費、導入後の経費だと、そういう試算もございます。そういうものを20年度に細かい点まで詰めまして、21年度からは実施できるような体制で進めようということで、今、税務課一同検討している最中でございます。

それから、カードの利用という話もございましたけれども、それらについても今後検討課題として、じっくり検討させていただきたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 染谷礼子君。

○3番（染谷礼子君） 納められる税の種類とか納付別とか、そこら辺についてはまだわからないのでしょうか。

○議長（廣瀬 満君） 税務課長堤 有三君。

〔税務課長 堤 有三君 登壇〕

○税務課長（堤 有三君） 税目ですが、現在予定していますのは、市県民税、固定資産税、軽自動車税、それと国民健康保険税、そして上下水道の使用料です。これを進めております。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 染谷礼子君。

○3番（染谷礼子君） ありがとうございます。

私の希望としますと、一日でも早く導入をできればと思いますけれども、納税者の方にとって、コンビニ納付ということは利便性に大きな効果があるのではないかと思います。そのことに期待いたしまして、今回の質問を全部終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（廣瀬 満君） ここで10分間休憩いたします。

午後2時14分休憩

午後2時23分開議

○議長（廣瀬 満君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、24番細田忠夫君。

〔24番 細田忠夫君 登壇〕

○24番（細田忠夫君） 24番の細田です。通告に基づきまして、2点お尋ねしたいと思います。

まず、最初に市政の展望ということでお伺いいたします。

私、一般質問は多分今回が最後ではないかと思っております。これから、つくばみらい市の住民の一人として、住んでよかったと言えるようにしていただくために、私の願望を含めて市の展望をお聞きしたいと思っております。

まず、最初に希望と誇りを持てるオンリーワンの自治体を目指すという姿勢についてお伺いするわけですが、我が市は、合併により新市が誕生して1年数カ月が経過したわけですが、今住民は、合併してメリットがあったのかどうか、いまいち定かでない面を感じているのが実態ではないかと思っております。

私は、合併のメリットは間違いなくある、そう思っております。また、本当のメリットはこれからではないかと、このようにも思っております。よって、今何よりも大事なことは将来に希望が持てるかどうか、また持っていただくことであろうと、このようにも思うわけですが、それが、また行政の手腕でもないかとも思うわけですが。

たとえ今どんなに厳しい状況にあろうとも、未来に明るい見通しがあるならば、将来に希望があるならば、人は限りなく我慢することができると思うわけですが。

率直に申し上げて、その希望を与えることができるかどうかは、リーダーの役目であり、またリーダーの責任でもあろうかと、このようにも思うわけですが、その点市長はどのようにお考えか、ご所見を賜りたいと思います。

それから、今、日本は、かつて経験したことのない人口減少社会に突入しております。また、同時に超高齢化社会を迎えつつあるわけですが、このような難しい時代にあるがゆえに、執行部を初め、議会も、これからの地方政治のかじ取りをどうしていくかということが問われているのではないかと、このようにも思うわけですが。

さらには、これから地方分権もますます推進されてくると思うわけですが。同時に、それは地方の主体性、独自性が要請され、結果としてサービスの競争になっていくのではないかと、このようにも思うわけですが。

その意味において、サービスの格差も生じてくることが予想されるわけですが。したがって、そのときは住民は生活しやすいところを選ぶ。すなわちこれからの住民は、自治体を選択する時代がやがてやってくるのではないかと、このようにも思うわけですが。

そこで、これからの自治体の運営として、すべての面でナンバーワンを目指すということは不可能であろうと思うんです。したがって、オンリーワンを目指す自治体の方向性が求められてくるのではないかと、そんなようにも思っております。すべての面にすぐれていく、あるいはまさっていくことではなく、むしろこの面においては他に負けないというオンリーワンの自治体を指向すべきではないかと、こんなように私は思っておりますけれども、市長初め、執行部の皆さん方のお考えをお聞きしたいと思うわけですが。

また、もう1点お伺いしたい点は、何を行うにしても最終的には財政力がもとなるわけですが。先ほども財政の問題でいろいろとお話が出ましたが、本市の経常収支比率は、今、97.5%と極めて高い状況にあるわけですが。先般の発表によりますと、茨城県で3番目に高い比率であります。財政の向上を今後どう図っていくかといことが大きな課題になっているのではないかと思います。その点を含めて、今後の展望をまずお聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 市政の展望についてというご質問でございますが、つくばみらい市のまちづくりについては、筑波山を背景に関東平野の風景を思わせる美しい田園風景がございます。これをもとに、活力に満ちた潤いと安らぎのある、これをテーマにまちづくりを進めてまいりたいと、これが私の基本でございます。

しかし、今、議員からもございましたように、先ほどからもありましたが、財政の硬直化など当市を取り巻くさまざまな課題が山積しております。まずは、財政状況を改善するために何をどうやっていくかということでございますが、多様なこの行政需要を徹底して見直す必要があると考えております。

また、官が真に実施すべき事業を仕分けまして民間委託を推進するなど、大胆な歳出改革を模索している途中でございます。行政組織についても、さらなる効率化、スリム化を図っていかねばならないと思っております。行財政改革に積極的に取り組んでいかねばならないと、これが基本でございます。

全体の奉仕者としての使命感と責任感にあふれ、常に市民の立場で考え、市民ニーズに的確、積極的に対応できる職員、さらには自己啓発により磨き上げられた広い視野と豊かな見識に基づく遂行能力を持つ職員、このような職員を育成していかねばならないと、こういうふうに考えているわけでございます。

この行革を推進することが、今後のつくばみらい市の財政状況を改善し、行政サービスの水準を確保するなど適正な自治体運営を可能にする、これをやらないと可能にできないと思っておりますので、これをやりながら完全なる自治体運営をしてまいりたい、かように考えております。

○議長（廣瀬 満君） 細田忠夫君。

○24番（細田忠夫君） 今回、定例会に基本構想、基本計画が提案されているわけですが、基本的にはそういうものをもとに今後運営されていくことは当然だろうと思います。

しかし、私は、この基本計画、基本構想というのは、今までも全協等にも提示されましたけれども、内容的には抽象的なことで網羅されているのではないかと思っております。具体的なことは、これから実施計画の中に組み立ていくんだらうと思います。

そこで、この実施計画に際して、私はオンリーワンの考え方が大事ではないかと、このようにも思っているわけでございます。

行政サービスには、言うまでもなくお金のかかること、あるいは比較的にかからない点等いろいろあると思う。私は、むしろ我が市の状況を考えたときに、細やかな思いやりの行政をまず取り組んでいくべきではないかと、このように思っております。

経済的なことはともかくも、思いやり、あるいは親切さ、あるいは迅速さ、あるいは便利さ、そういったものにまさって住民思いの行政が行われているということが住民から理解されるならば、私はそれは大きな独自性であり、またオンリーワンの考え方に通じていくことではないかと、こんなように思っておりますけれども、オンリーワンの考え方についてあんまりお答えがなかったようですから、その点について再度ご確認をさせていただきたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 議員から、オンリーワンつくばみらい市のご提言をいただきましたが、先ほど申し上げましたこの自然環境と都市環境の調和した中で、市の魅力、個性を十二分に引き出して、今、ご提案いただきましたように希望と誇りが持てるオンリーワンつくばみらい市、これの建設に取り組んでまいりたいと。そして、すべての市民が、ここに生まれてよかった、住んでよかったと、こう思えるようなまちづくりに努力してまいりたい、このように考えております。

○議長（廣瀬 満君） 細田忠夫君。

○24番（細田忠夫君） ぜひひとつそのような考え方をもとに進めていただきたいと思いますっておりますが、もう1点、先ほどもいろいろと財政力の問題について議論があったわけですが、これについて若干触れさせていただきたいと思っております。

言うまでもなく財政力アップは、出費を減らして、そして入りをふやしていく、歳入をふやしていく、この二つしか現実にはないわけです。

まず、その経費の節約という面でございますけれども、これまでも一生懸命に挑戦はされてきたと思うんです。したがって、その結果もある程度はそれなりに出ているのではないかと思います。しかし、その結果が具体的に数字に出ているんですよ。だからはっきりわからない、どれだけ努力した結果が出ているかということがわからない。

私は、どういう改革を通して、どういう方法で、どれだけの経費が節約できましたという数字を発表していくべきなんだと。その数字が発表されて初めて、意識改革というか、あるいは今後の励ましにもなるのではないかと、このように思いますけれども、1年間でどれだけ節約できたか、あるいは3年間たったらどれだけできたかということを実体的に発表していくべきではないかと、こんなように私は思うわけですが、その点はいかがでございましょうか。

それから、むだをなくすという点では、どんなに努力しても、いずれ限界があると思うんですよ。したがって、財源の確保を一方では考えていかなきゃならないわけですよ。

この財源の確保については、今までもいろいろ議論もされ、政策としては常に打ち出されてきた。しかし、残念ながら結果が出ていない。

あるいは企業誘致にしても、午前中にもお話がございましたけれども、政策として毎年掲げられているんです。だけれども、一向に推進されていないというのが現状じゃないかと私は思うわけですよ。それはどこに原因があるのか。何か原因があるから前進できないんだろうと思うんですよ。その原因を真摯に反省して、そして、その打開策をやっていくなくては行けないと、こう思うわけです。

市長いろいろと午前中にもご答弁いただきましたけれども、その点の打開策をもう一度お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 打開策でございますが、この1年間で反省してみて、今回お願いしてあるように、まず機構改革をしてしっかりと取り組んでいかなきゃならないと、これが私の反省のもとに今回議案としてお願いしておるわけですが、何がどうしてどう幾らになっているのかということは、総務部長の方から答弁させます。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） その実績といいますか、市民にわかりやすいような形で今後考えたかどうかと、その辺のところは不足しているのではないかとということでございますが、やはり目標値を定めて、その目標値を達成するにはどのような方法がいいのかとか、あるいはその期限をいつにしたらといいますか、達成するためにはどのように期限を定めたらいいのか、財源的にはそれを改革するには幾つかの方法があるかと思うのですが、そういうことを常に据えて実行していくことが大事かと思います。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） ただいま傍聴人の方から拍手等がありましたので、慎むようお願い申し上げます。

細田忠夫君。

○24番（細田忠夫君） 午前中、企業誘致の件で、有識者等の懇談会というような検討会をもって進めていくんだというような新しい方向性というものがちょっとお話がありましたよね。そういう内容的なものを、私は、何らかの形を、新しい挑戦を、企業誘致にしても、今まで毎年掲げられても全然進まないわけだから、それは何らかの進まない原因があるわけですから、そのところをどういうことを心がけて新しい挑戦をしていくかということをお聞きしたかったんですよ、私は。

そういう面で、もう一度ご答弁をいただければありがたいなと思います。

○議長（廣瀬 満君） 細田議員、3問質問しておりますので……。

○24番（細田忠夫君） だめですか、じゃあ結構です。

○議長（廣瀬 満君） 次の質問に。

○24番（細田忠夫君） それは議長の権限ですから、お任せします。

次の質問に移ります。

休日の窓口業務の実施ということについてお伺いいたします。

この件につきましては、先ほどのオンリーワン自治体の一環として、その延長線上の問題でもあろうかと、こんなようにも思っております。

本市は、つくばエクスプレスの開通、またその導入に基づく開発等によりまして、これから新しい住民がますますふえていくことが予想されるわけです。

また、同時に男女共同参画社会というのがますます推進されてくる。したがって、共働きも多くなってくるのは当然ではないかと思えます。

言うまでもなく、行政は住民のためにある、こう思うわけでございます。平日の対応だけでは、なかなか仕事も休まなければならない状況も考えられるわけでございまして、そういう面から、今、本市が行っている時間外の対応は、週1回、水曜日7時までということでございますが、私はこれだけでは不十分ではないかと思っているわけです。

休日の対応を当然検討されていくべき時が来ているのではないかと。せめて日曜、あるいは土曜の午前中ぐらい半日を利用するような方法が考えられないかと思うわけでございます。

現在、茨城県44の自治体の中で、ちょうど半分が休日業務を実施しているというのが実態でございます。

都心から40キロ圏という地理的条件にあるし、関係首都圏に勤務している人も非常に多い地域でございますので、ぜひ住民の多様なニーズにこたえていくためにも検討していく

ことではないかと思っておりますが、お答えをいただきたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 休日の窓口業務実施についてというご質問でございますが、議員が今おっしゃられましたように毎週水曜日7時までやっておりますが、それと諸証明の発行業務等については郵便での受け付けもやっておったわけです。啓発が足りないと思うのですが、今後、土曜日の開庁については、これまでも担当課には調査、検討するように話してきたわけですが、さらに積極的にできるような、いろいろクリアしなきゃならない問題ございますが、土曜日開庁できるような姿勢で取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（廣瀬 満君） 細田忠夫君。

○24番（細田忠夫君） 検討するということですが、いろいろと言うけれども、私は、こういう問題はそんなに検討に長い期間かかるような問題じゃないんじゃないかという感じがするんですけども、先ほども若干触れさせていただきましたけれども、事業にもいろいろありまして、金のかかること、あるいは比較的にかからないこともあるかと思うんですけども、私は、こういうことは比較的金のかからない対応の仕方だと思うんですよ。したがって、そんなに長い間検討期間が必要な問題じゃないんじゃないかと思うんですけども、できれば早い時期、新年4月ぐらいから実行していただいてもいいのではないかというように感じますけれども、実施時期について、再度お聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 今、ちょっと舌足らずで済みませんでした。新年度から実施すべく検討している、ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 細田忠夫君。

○24番（細田忠夫君） 以上、終わります。ありがとうございました。

○議長（廣瀬 満君） 次に、30番市川忠夫君。

〔30番 市川忠夫君 登壇〕

○30番（市川忠夫君） 30番の市川です。2点ほど質問が残っております。よろしくお願ひしたいと思います。

今回の学校給食の件についてということも提案しておりますので、この件につきまして、前回の議会のときに、食材の残留農薬の調査ということでお願いをして、それをお借りしまして調査をしてきました。その結果、すべてそういう残留農薬は検出されなかったということでした。そのことを報告しておきたいと思います。ありがとうございました。

1点目は、地産地消は学校給食からということですが、地場産小麦で給食用のパンの使用ができるようにと、こういうことが一つでございます。それに、伊奈、谷和原の給食センターの地場産野菜の使用をふやすことと、こういう2点をお願いしたいということです。

子供たちが楽しみにしております学校給食や保育園の給食は、今、各地で地元でとれる農産物を利用して食育に役立てられております。輸入食品では、遺伝子組み換えやBSE、あるいは残留農薬など、安全面で大変心配であります。

つくばみらい市の学校給食では、米につきましては地元産コシヒカリ、野菜についても地元で賄えるものについては地元産を利用しておるわけでございます。このことについては、大変評価をしているところでございます。

それで、地場産の小麦についてでございますが、先般の質問の際に、教育長の答弁の中でも、地場産でパンができるものがあればぜひ利用したいと、そういう答弁もあったんですよ。このことにつきましては、つくばみらい市ばかりじゃなくて、よその市町村でもすごく関心がありまして、研究されているんですね。

特に、品種の改良については、つくばにあります農林省研究所、そういうところで研究をしていると。これがかなりいい方向の品種ができたということなんですね。

これはどういうことかという、参考までに申し上げますが、これについては隣のつくば市でもこれに取り組んでいるんですね。これはつくば市の商工会が特に中心になっているようでありますけれども、その中には、パンをつくるパン屋さんなども、もちろんお互いに協力し合ってやっているということですよ。

皆さんの中には、前に農業新聞などにも載っておりますので、それをごらんになった方もいると思うのですが、その品種は関東130号というんですね。今、この辺でつくられているのは61号というのが多いのですが、これなんかよりもはるかにパンに向いているということです。それに、作物をつくるのに作りやすいと。ということは、丈が伸びないということです。丈が伸びないということは、機械化農業ですから、倒れやすいんですね、小麦というのは。それが倒れにくいと。したがって、機械に向いていると。しかも、61号より収穫時期が早いというんだよね。61号は、通常では入梅時に収穫ということなんですね。ところが、それより早く収穫できるということなんですね。

そういうことで、今、研究所ももちろん一緒になって進めているということなんです、これの作付を桜川市では約1町歩作付したと、こういうことが新聞紙上でも載っております。この品種の登録も正式に届けられたということが載っております。ですから、これがパンにいいというような方向が出てくれば、間もなくかなり広い範囲で作付ができるようになるということだと思えるんですね。

それで、私は、このつくばみらい市でも、市の方で集落営農を進めているわけですよ。ここで何をつくっていくかという、米以外は畑作として小麦をつくっているわけですよ。後でも申し上げますが、この小麦61号にかわる品種としては、最高にいいんじゃないかと思うんですね。このことについては、教育委員会の方と、作付の方は農政課ですが、両方とともに検討して進めるという方向だと思うのですが、その辺は執行部で中心になって、お互いの課が連携をとってやっていけるようにということが一つです。

それと、通告もしておいたように、地場産の野菜の利用、使用を、今、伊奈の給食センターと谷和原別々にやっているわけですよ。この中身を見ますと、私、先般担当の方からいただいたのですが、伊奈と谷和原それぞれ地元のものを使っているわけですが、お互いに両方が協力し合えば、谷和原で足りないものも伊奈の方から協力してもらえ、同じく伊奈の方にもできると、そういうことなんですよ。これを積極的にやると、それが一番いいんじゃないかということなんですね。

それと、この資料によりますと、茨城産とつくばみらい市産、両方のやつが載っていますよね。これを見ても、茨城産というのかなり多いんだよね。これは業者さんを通じてだと思えるんですが、業者というより給食会ですか、そういうところとの関係もある

んじゃないかと思うんですが、茨城産の品種の中には、この地元で作付すればできるものがほとんどなんだよね。

で、よく市長からもお話を聞くのですが、この地域でも農家の人がどんどん高齢化していると。そういうことで農産物をつくる人がだんだん減っていると。そういうこともあるということで、なかなか難しいところもあります。しかし、やはり両面で、安全なものをつくってもら、つくってくれる農家の励みにもなるように、そういう方向も進めるべきではないかなと、こう思うんだよね。これは野菜ばかりじゃなく、何でもそうだと思うのですが、そういうことによってお互いにいい方向で進めることができる方法があれば、進めるべきではないかということですが、その件についてお願いします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 基本的に私は、首長に就任したときから私の長い間の願いでありまして、そういうことから、いわゆる米の完全給食というのを始めたわけでございますが、残念ながら、今、議員がおっしゃったように、伊奈の給食センターと谷和原の給食センターが違くと、これは非常に残念でございますが、先日も教育委員会の皆さんに話したんですが、何でもこういうことがあるんだということで。私は、今、議員がおっしゃったように、市内の産地はどこでも流通機構は同じですから、農協は一つでございますから、そういうことでぜひ改善してほしいと、こういう要望を申し上げたわけでございますが、私は全く議員と同じ考えなんです。

それで、幾らかずつでも農業の振興を図っていくというのが私の基本姿勢でございますから、今後もそういうことで積極的に進めてまいりたいと考えております。

今、議員からおっしゃられたので、資料をちょっと見せてもらったのですが、茨城産とつくばみらい市産ということで書いてありますが、ちょっと見ただけなんです、このつくばみらい市管内で納入していただけるものが大分あるわけですよ。だから、再検討を願って、あとは教育長の方からご答弁をお願いするわけでございますが、地産地消は私の持論でございますから、今後も進めてまいりたいと、かように考えております。

○議長（廣瀬 満君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの市川議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、最初にパンについて地場産の小麦を使用できないかということですが、前回は質問ありまして、今のところ成分の問題から地場産の小麦ではパンをつくることは非常に難しいということで、市川議員もわかっていることだと思うんですけども。県内でもまだそういう小麦を奨励して生産しているところは少ないのではないかなということで、今、調べた段階ではそういう状況です。

できるだけ地場産を多くしようということで、小麦がだめならということで、米のパン。米粉を使ったパンをとということで、つくばみらい市の給食センターでは、多くしようということで、現在は学期1回ですけども、これもふやす考え方でおりまして、できるだけ地場産でということで。

なかなか最初のころ、米の粉のパンはちょっと味が悪いとか、あまり子供たちの評価はよくなかったのですが、最近は大分改良されてきましたから、おいしくなっていると思います。

それから、残留農薬の検査もしていただいて、本当にありがとうございました。ゼロということで、非常に安心いたしました。

それから、地場産の野菜をということで、これについては、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、私も全く地場産のもので使えるものは積極的に使いたいということで、今、市川議員の持っている資料と同じものを私も前から持っていますけれども、市内でとれるやつだけでも、まだ使う量の少ないやつが幾つかありますので、これ両方を給食センター同士でやりくりをしながら、100%使えるものは100%にしてほしいということを話していますので、できるだけ地場産のものは地場産でいくという考え方を強くしていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 市川忠夫君。

○30番（市川忠夫君） 大変前向きな答弁で、そういう方向でぜひとも今後も進めていただきたいと思うわけです。

この茨城県産野菜、これのことなんですが、もちろん給食会とかそういうところを通して来るんだと思うんですが、こういうやつは果たして茨城県だけでとれたものなのかどうかということも、私なんかは、それを見ていませんから疑問の点が一つあるんですよ。一々細かくは申しませんが、簡単に申し上げますと、使用量の中でつくばみらい産は45%、全部総合してみても、品目ごとに全部パーセントが載っていますけれども、一々それは申し上げませんが、こういうことになっているんだよね。

ですから、大雑把に言うと約半々ということかな。そんな感じで茨城県産、つまりこの市内でとれたものではないということなんだよね。それが、市内で生産されるものをもっともってふえていけば、安全なものを利用できると、そういう方向だと思うんだよね。

一番私心配するのは、そういうことなんだよね。今、野菜なんかは農薬というのは相当使うわけですから、本当に安全な方法で使っているのかなというところ、とにかく育ち盛りの子供が食べるわけですから、やっぱりその辺が一番重視していかなければならないのかなと思うんだよね。

さっきの小麦の件ですが、どうですか、市内でやることですから、やる気になればできると思うんですよ。給食センターで使う小麦、これを農政課の方とお互いに協力し合って、転作に小麦をつくっているわけですから、そういうところをつくってもらおう。そして、果たしてパンに合うのがここでとれるのか。恐らくとれるんじゃないかと思うんですね。あるいはめんに使用することができるのかとか、お互いに市内でそういう研究しながら進めるということは、やる気があればできるんじゃないかと思うんですが、いかがですか、市長。その辺までやっていかないと、いいものはできないと思うんだよね。そういうことです。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 小麦の問題ですが、転作用と。これは議員、今までは行政が主導で転作やってまいりましたが、ことしから農協さんの方へ行ったものですから、これ農協さんと相談していかないと、産業部と教育委員会だけというわけにはいきませんので、農協も含めて協議していくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 市川忠夫君。

○ 30番（市川忠夫君） ぜひと農協さんと相談をしてやっていただきたいと思うわけですが、それでこれは執行部の方でも当然話は聞いていると思うのですが、61号がせっかくつくっても検査受からないと、そういうものが多いんだよね。農家にとってみれば大変な問題なんだよね。一生懸命骨折って、農協で検査して、それがカントリーエレベーターに入れられないわけだよね。それをどうするかというと、あそこへ捨てるわけですから、生産者にとってみればこんなに情けないことはないと思うんですよね。だから、そういう点も考えて、たまには品種の交換、あるいは場所をかえて作付するとか、いろいろな方法で連作障害を少なくするとか、そういうものにも役立つわけだよね。

それで、地元でとれる小麦を利用ということは、単に生産者ばかりじゃなくて、私はこの前パン屋さんのところへ行っているいろいろお話を聞いてきたのですが、このつくばみらい市の中でもパン屋さんは何件もあるわけだよね。地元でとれたもので学校給食に使うんだから協力してくださいということであれば、パン屋さんだって協力すると思うよね。それでいいものができれば、そこで販売できるわけですから、学校給食以外でも。両方がよくなるということだと思えるんだよね。とにかくいろんな面から、いい方向で進めるという方向を打ち出せばやれるんだよね。

今、つくば市では、つくば市というのはご承知のように外国人が多いわけです。その外国人はパンを食べるのが多いわけだよね。そういう人たちに食べてもらうようにということで、そういう面でもこれを進めているということのようですね。

そういう点で、品種そのものもかなりいい品種だというふうに聞いております。関東130号というのかな、別名は「ユメシホウ」という品種らしいです。つくば市では、試験的だと思うのですが、種まきをしたと聞いておりますので、十分その辺も検討していただければありがたいなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それで、次の品目横断的経営安定対策ということでございますが、これは市の方でも進めていることなんです、これは1年を経過したわけですね。こういう中で、農家のメリット、デメリットについて伺いたいというふうに思います。それで、これからこれをどのように進めていくのかということです。

以上、お願ひしたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） その前に、先ほどの小麦の問題について、部長、何か情報を持っていたら市川議員の方へ報告してください。

品目横断的経営安定対策についてということで、いわゆる1年経過して、そのメリット、デメリットはどうなのかということでございますが、ただいまおっしゃられたように、4月から、この安定対策、いわゆる品目横断的経営安定対策と。このごろは、どうも中央の言う言葉も長い言葉ばかりで、特に農水省の方では言いづらい言葉ばかり使っているわけですが、これまではすべての農業者を一律的に対象としてきた施策でございますが、これを見直して意欲と能力のある担い手に対象を限定して、その経営の安定を図る施策に転換されています。これによって一定の条件を備えた担い手となった方々にだけ支援を行う仕組みに変わったと、こういうことでございます。

このメリットというものは、過去の生産実績に基づく支払いを継続的、安定的に受けられること、市場価格や収量の変動に伴って収入が減少した場合に補てんが受けられること

などであろうかと思います。

それから、デメリットの問題でございますが、担い手以外の方が麦、大豆を生産した場合には、今までの交付金等が支払われずに、麦生産だけを見た場合には赤字になってしまいうこと等があります。

今後はどのようにするのかということでございますが、本対策に加入できる担い手、農家を育成して経営の安定を図っていきたいと考えているわけでございますが、細かい点は部長の方からご説明をさせます。

○議長（廣瀬 満君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

○産業振興部長（鈴木 清君） お答えいたします。

まず、最初に先ほどの学校給食用の小麦の件でございますが、つくばみらい市内でも、給食のパン用の小麦を、若干ではありますが、生産し始めております。これを学校給食会を通じまして、使用され始めておるところでございます。

今後も、生産調整の中で進めていきたいと考えておるわけですが、生産調整の実施主体といえますか、事務局が農協の方へ移りましたので、そちらとよく協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

それから、品目横断的経営安定対策のメリット、デメリットということでございますが、まずメリットとしましては、諸外国との生産条件格差を是正するための補てん対策としまして、いわゆる「ゲタ対策」というふうに国の方では言っているのですが、それと収入変動の影響を緩和するための補てん対策としまして「ナラシ対策」と、この二つがございます。

まず、ゲタ対策とは、過去の生産実績に基づく支払い、これをさらに「緑ゲタ」というふうに言っております。それから、毎年の生産品質に基づく支払い、これを「黄色ゲタ」というふうに表現しております。これらがあります。

緑ゲタには、毎年の作付にかかわらず交付金を継続的、安定的に受けられるということでございます。経営の自由度が高まり、思い切った規模拡大や新たな作物の導入に取り組むことが可能となっております。黄色ゲタにつきましては、品質のよいものをつくれば、それに応じて毎年の生産品質に基づく支払いを受けることができる制度でございます。これら二つの支援によりまして、これまでの手取り水準が確保されるということでございます。

次に、先ほど申し上げましたナラシ対策でございますが、市場価格や収量の変動に伴って収入が減少した場合、これまでの対策と比べて拠出金の自己負担がより軽減された中で減収額の9割が補てんを受けるということになっております。大きなメリットがあるわけでございます。

例えばことしのような米価の下落があった場合には、農家経営が非常に厳しい状態になるわけでございますが、加入している方については、その補てんがされるということでございます。

次に、デメリットということでございますが、本対策に加入していない場合のデメリット、加入している場合のデメリットの両方があると考えられます。

まず、本体策に加入していないデメリットは、言うまでもありませんが、当初から交付金の対象外ということになっております。

本対策に加入している場合のデメリットでございますが、強いて挙げるなら、対策に加入している場合でも、麦の品質によっては毎年の生産、品質に基づき支払われる交付金が減ってしまう場合がございます。例えば、高品質な麦を生産しないと収入が減少するというところでございます。

このようなことから、品質につきましては、農協、あるいは普及センター等の関係機関と協力しまして、麦生産の基本技術の再徹底を行いまして、高品質な麦の生産を目指し、農家の経営安定を図っていききたいというふうに考えておるところでございます。

それから、今後はどうするのかということでございますが、今後につきましては、本対策が今年度4月から始まったばかりですので、国の方でも事業の効果等を検討しているという情報も得ておりますので、その動向を注視しながら市としても対応してまいりたいというふうに考えております。

いずれにしても、これまでのような農業者を一律に対象とした施策は見直され、真に我が国の農業を担って立つ意欲と能力のある農業者に助成の対象を絞って支援をしていくという基本的な姿勢は変わらないというふうに考えられます。このようなことから、認定農業者、あるいは国の方で進めております集落営農組織へのさらなる農地の集積、これらを推進しまして、意欲と能力のある新たな担い手を育成し、本対策の加入をさらに推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 市川忠夫君。

○30番（市川忠夫君） 部長に細々と報告と説明をしていただきましたけれども、私も、これ一生懸命、どうなのかなということで自分なりに検討してみたところが、なかなか理解できないんですね。名前からして、さっき市長も言ったように、品目横断的経営安定対策、よく冗談ながらも戒名が長いとか言うときもありますが、全くそのとおりで。経営安定対策というから、全く安定するのかなと思うんだよね。こういうふうに題目が書いてあるんだから。

これ中身を見ると、全然安定してなかった、ことしの場合は。先行きはどうなるか、これはわからないんだけど、大体が皆さんもご承知のように、米が1俵7,000円だよね。これは政府が打ち出している品目安定対策云々の事業の中でやっているわけだ。何でそういうのをやるようになったのかというと、できるだけ米は国際価格にするような、そういう方向だから、こういう品目横断で4町歩、20町歩、そういう農家になれば市場価格に対抗できるからそういうふうにするんだと、こういうことなんだよね。

小麦はどうなのかというと、この前私も、どういう状況になるのかと思って、農協の担当課の人に聞きに行きました。そうしたら、小麦が何と、我々が小麦づくりを始めたときには1俵1万円で売れたんだよね。そのころはもちろん国の援助があったよ、補助というか。何とことしは、キロ当たり8円だって、一等だよ。二等になって2円、これ聞いて私はびっくりしたんですね。一生懸命担い手をつくらなきゃならないということで、国の方針ですから、市でもやるほかないよな、一生懸命やっている。それで、基本計画の中にも担い手の育成ということが、一番中心になって載っているわけだ。これ、はたして市で具体的に担い手を育成するのにどうしたらいいのかという、その具体的な問題が出てこないわけだよな。市長を初め、担当課でこれを進めるのは大変かなと思うよ。

品目横断というのは、結局、集落営農へ参加しない農家はオミットだから。こういうこ

とになっているんだよね。そうすると、この市内で集落営農をやっているところは幾つかというと、旧伊奈の方の川通りだけでしょうよ。圧倒的多数の農家がそこへ加入できない。加入できないというより、相手にされないわけだ、この政策の中では。そうでしょう。だから、米だって農協に出せないわな。そういう人は生産調整にも参加していないからと言えばそれまでだけれども、そういう状況なんだよね。

本当に日本全国を見ても、この政策に合致する農家というのはまずない。たまたまあったとしても、例えば4町歩やった人、個人で。認定農業者ともなるけれども、米7,000円でやれるかというの、小麦だって安い価格で。例えばまじめにやって、国の補助もある程度もらってやったとして、今、4町歩やるのには800万円とかいう機械を買わなくちゃやっていけないわけよ。例えばまじめにそれをやって買ったとする、機械代払えないでしょうよ。

そういうことで、市の方でも、もちろん考えれば考えるほど大変なことかと思うんですね。幸いにして、どうだかよくはわからないけれども、いろいろ要求を出しても、どうせ聞いてもらえないんだから自分なりにやるほかはないという農家が圧倒的に多いから、これ今から米が2万円とかそのぐらいしたときの農家の米づくりに携わる気力からすると、毎日市役所に押し寄せる農家がかなりいたんじゃないかなというふうにも思うよね。もうみんなあきらめているわけ、幾ら言っても聞いてもらえないと。そういうことだと思うよね。国の方で聞かないんだからしょうがないけれども、そういうことじゃないかなと思うんです。

そういう中で、何とかしてつくばみらい市の基幹産業である農業をいい方向に進めようということだよね。それを真剣に、これから農家の皆さんともお互いにひざを交え合って検討しながら進めていただきたいということをお願いするわけです。

これはなかなか大変な話だと思うんですが、結局、働いても働いても楽にならないと、ワーキングプアなんて言いますよね。農家が大体そういうことになってきているんじゃないかというようなことも言えるじゃないかと思うんだよね。

ということは、農林水産省の調査では、2006年産の米の1俵当たり、60キロ当たりの生産費は1万6,282円なんですね。これは私計算したんじゃなくて、農水省が計算したんですから、これ平均ですよ。農家の労働報酬は1日にすると2,048円、時給では256円なんです。これにしかないの。労働者の最低賃金の4割にもならないと言っているわけですよ。労働報酬では、とても生活はできないと。これでは生産が続けられなくなると。当たり前の話だと思うんですね。

労働が報われる米価、農産物価格は労働者の賃上げ要求と一緒にであるというふう思うわけですね。働いた分はきちんともらう、この大原則は農民も労働者も一緒だということだと思うんですね。働いても働いても生活できない労働者の賃金水準、さらにその下をいく生産者米価、ここにもワーキングプアの姿があるということだと思うんですね。

今、必要なことは、農家の労働が報われる水準の農産物の価格補償であります。これは国の責任であります。これを改善してこそ、地域を活性化させ、みんなが暮らせる地域をつくることができると思うわけです。

そこで、市長に一言お願いしたいんですね。市長は常に、全国の市長会とか、地方の市長会もあると思うのですが、自民党を初め、政府執行部に対して、農民の声、これを届けることができると思うんだよね。そういう機会があったら、ぜひこの現状というものを届

けてほしいと、これをお願いしたいんです。我々には、なかなか国のお偉いところへ行っ
て言えないところが多いわけですから、一つお願いしたいんですね。

何でこれを市長に頼むかという、きのうは議会でEPAとかオーストラリア問題とか
そういう陳情が出ましたよね。今、大事なときに議会の皆さんは、政府にあれをここで議
決して採択をして政府に届けようと、そういう気持ちがないんですよ。残念でたまらない
ですね。基幹産業が農業であるこのまち、これをよくしようという気持ちがさっぱりな
いということ、私言いたいんです。

これからは、まだ幾らでも機会ありますから、議会の皆さんも大いにその辺は頑張っ
てください。よろしくお願いします。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（廣瀬 満君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回は、12月12日午前10時から本会議を開き、一般質問及び議案に対する質疑等を行
います。

本日はこれで散会します。

どうもご苦労さまでした。

午後3時31分散会

第 3 号

[12 月 12 日]

平成19年第4回
つくばみらい市議会定例会会議録 第3号

平成19年12月12日 午前10時00分開議

1.出席議員

1 番	高 木 寛 房 君	1 6 番	飯 野 喬 一 君
2 番	鴻 巢 早 苗 君	1 7 番	大 好 光 君
3 番	染 谷 礼 子 君	1 9 番	富 山 和 夫 君
4 番	中 山 栄 一 君	2 0 番	山 崎 貞 美 君
5 番	倉 持 悦 典 君	2 1 番	廣 瀬 満 君
7 番	堤 實 君	2 2 番	今 川 英 明 君
8 番	福 嶋 克 良 君	2 4 番	細 田 忠 夫 君
9 番	岡 田 伊 生 君	2 5 番	倉 持 眞 孜 君
1 0 番	古 舘 千恵子 君	2 6 番	川 上 文 子 君
1 1 番	直 井 誠 巳 君	2 7 番	中 山 平 君
1 2 番	横 張 光 男 君	2 9 番	神 立 精 之 君
1 3 番	安 藤 幸 子 君	3 0 番	市 川 忠 夫 君
1 5 番	古 川 よし枝 君	3 2 番	野 田 正 男 君

1.欠席議員

6 番	飯 泉 静 男 君	1 8 番	海老原 弘 君
1 4 番	松 本 和 男 君	2 3 番	豊 島 葵 君

1.地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
副 市 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	海老原 茂 君
市 民 部 長	渡 辺 勝 美 君
保 健 福 祉 部 長	鈴 木 等 君
産 業 振 興 部 長	鈴 木 清 君
都 市 建 設 部 長	青 木 秀 君
教 育 次 長	倉 持 政 永 君
会 計 管 理 者	豊 島 久 君
秘 書 広 聴 課 長	森 勝 巳 君
参 事 兼 企 画 政 策 課 長	中 川 修 君
総 務 課 長	湯 元 茂 男 君
財 政 課 長	秋 田 信 博 君
人 事 課 長	大 塚 勝 美 君
生 活 環 境 課 長	沼 尻 修 君

社 会 福 祉 課 長	中 山 和 明 君
児 童 福 祉 課 長	成 島 辰 夫 君
産 業 政 策 課 長	中 泉 次 男 君
水 道 課 長	間 根 山 知 己 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
書 記	亀 田 和 義 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成19年12月12日（水曜日）

午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 日程第2 議案第82号 つくばみらい市総合計画基本構想の策定について
- 議案第83号 つくばみらい市部設置条例の一部を改正する条例
- 議案第84号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第85号 つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例
- 議案第86号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第87号 つくばみらい市営住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第88号 つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 議案第89号 つくばみらい市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例
- 議案第90号 つくばみらい市下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第91号 つくばみらい市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第92号 つくばみらい市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議案第93号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第94号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第95号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第96号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第97号 平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第98号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）

日程第3 議案第82号～議案第92号及び議案第94号～議案第98号について各委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第 2	議案第82号	つくばみらい市総合計画基本構想の策定について
	議案第83号	つくばみらい市部設置条例の一部を改正する条例
	議案第84号	つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
	議案第85号	つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例
	議案第86号	つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
	議案第87号	つくばみらい市営住宅条例の一部を改正する条例
	議案第88号	つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
	議案第89号	つくばみらい市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例
	議案第90号	つくばみらい市下水道条例の一部を改正する条例
	議案第91号	つくばみらい市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
	議案第92号	つくばみらい市水道事業給水条例の一部を改正する条例
	議案第93号	平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）
	議案第94号	平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
	議案第95号	平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）
	議案第96号	平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第97号	平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第98号	平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）
日程第 3	議案第82号～議案第92号及び議案第94号～議案第98号について各委員会付託	

午前 10 時 00 分開議

開議の宣告

○議長（廣瀬 満君） おはようございます。

ただいまの出席議員は26名です。欠席議員は6番飯泉静男君、14番松本和男君、18番海老原 弘君、23番豊嶋 葵君です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局主幹、議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

一般質問

- 議長（廣瀬 満君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

- 26番（川上文子君） 26番の川上です。3点について質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、地域の活性化策にどう取り組むのかということについて伺いたいと思います。

質問要旨にも書きましたように、空き店舗がふえて市内に元気がない、こういう声が大変多く聞かれます。今議会に市の基本構想が出されておりますけれども、同時に出されました市の総合計画の前期基本計画案の中にも、第5章の産業の振興、4節の商業のところにこう書かれています。

市内の小規模小売店については、近隣の大型量販店への消費者流出などの影響もあり、閉店する店も多く、店舗数の減少、空き店舗の増加が進んでいます。さらに、一部の住宅地においては、商業施設の撤退により、高齢者などが身近な生活物資を購入する際にも不便を生じている状況にあり、地域の課題となっていますと、こう書かれています。

そして、市内の中小企業や個人商店は、商品やサービスを提供する機能だけでなく、市民の情報の交流地として、また地域文化を発信する拠点としての機能を有しています。そのため、商工会と連携をして市民の消費の促進と市内の商工業の振興を図っていく必要があるというふうに、現況と課題の中で述べています。

私は、まさにそのとおりだというふうに思います。

同時に、その基本計画の基本方針というところで、2点記述されておりまして、新たな商業拠点の形成や既存商店街の環境整備など、地域の商業機能を維持、充実する取り組みを進め、大型店と既存商店の共存共栄を図る。そして、もう1点、融資助成制度の活用等で既存商店の近代化、魅力ある店づくりへの改善などの商業力の向上に努める、こう書かれています。

で、伺いたいのですが、現在この問題でどんな取り組みをされているのか。今後、具体的にどう進めようとされているのか。この点について、市長、そして関係の部長の答弁を求めたいと思います。

- 議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

- 市長（飯島 善君） 地域活性化策にどう取り組むのか、こういうご質問でございますが、産業の振興は本市の重要な政策であり、まちづくりの要であると考えております。

そういう点から、市の施策といたしましては、従来から融資あっせん事業、今年度からは住宅リフォーム助成事業、さらに来年度からは商工会を事業主体にして「がんばる商店街支援事業」、これの実施を予定しております。検討中でございます。

地域の活性化を図るには、行政、地域住民、商工会、商工業者が連携し、一体となって取り組まなければなりません。本市においては、商工業振興協議会が設置されておりますので、この中で研究、検討を重ね、活性化につなげていきたいと、このような基本的な考えでございます。

○議長（廣瀬 満君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

○産業振興部長（鈴木 清君） お答えします。

本市におきまして、産業の振興対策といたしましては、従来から実施しております中小企業や個人商店主を対象としました融資あっせ事業を実施しております。本来、債務者が負担すべき信用保証料を全額市が肩がわりして補助をしておるところでございます。多くの実績をあげております。

また、今年度からは、先ほど市長の答弁からありましたように、市民の消費拡大と市内の商工業の振興を図るため、住宅リフォーム制度を実施しております。これにつきましては、当初の見込みより大変多くの申し込みがございまして、今定例会におきまして予算の増額補正をお願いしているところでございます。さらに、来年度からは、商工会が事業主体となりまして、県の事業であります「がんばる商店街支援事業」を活用しました地場の産物を使いまして市の特産品を開発しまして、販路拡大のためのPR、あるいは空き店舗、空きスペースを利用しまして、例えば試食コーナーとかそういったものを設置しまして、市の存在価値を高めましてにぎわいを創出するための事業に着手する予定であります。

地方の産業が置かれている状況は大変厳しいものでして、これを打開し、活性化を図るには、行政、それから地域住民、商工業者、商工会が連携を強化しまして、それぞれの役割に責任を持って自助努力がされなければならないと考えておるところでございます。

その一環としまして、市では商工振興協議会を設置しております。一般消費者代表、それから商工業者、商工会、有識者等、これらによりまして研究、討議、あるいは先進地の事例調査などを行っているところでございます。

このような中で、地域商工業の振興、活性化につなげていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 川上文子君。

○26番（川上文子君） 今、答弁がありましたように、融資条例、それから住宅リフォーム条例について、これについては大変評価をしたいと思っておりますけれども、産業政策課の説明で、今、部長もお話をされた「がんばる商店街創出事業」というのを来年起り組むという話があります。事前の説明では、焼酎等をつくって、新たな大豆や黒大豆等、うどんなども取り組んできたけれども、そこにさらに加えて取り組んでいく方向での検討事業をやろうという話があります。

しかし、これは県の補助事業なんですけど、単年度の補助事業で、どのぐらいの予算でやるのかといたら、まず検討ということですけども、単年度補助しか出ない事業です。総事業費わずか100万円ぐらいというふうに商工会は説明をしています。

それから、つくばみらい市の今お話のありました商工振興協議会は、かつて谷和原村のときにつくられていたものが、合併によってつくばみらい市の商工振興協議会になったということですね。

しかし、これ市長以下20名の委員で形成されているんですけども、予算枠としても年2回開催、ことし先進地の視察をして、そして初めて1回目の会議が開かれたと。これわずか年2回なんですよね。

私は、こういう取り組みでは、100万円の来年度の県の単年度補助の取り組み創出事業、

それから振興協議会の年2回の取り組みでは、この大きな課題は取り組んでいかれないんじゃないかと思うんですよ。

地域に元気がないというのは、決してつくばみらい市だけのことでなくて、どこの市町村でも抱えている大変大きな問題なんですよね。中小企業庁がことし6月に発表した商店街の実態調査でも、繁栄していると答えた商店街は、全国わずか1.6%です。衰退、停滞と答えた商店街が7割です。これは全国的な背景があって、1990年代に行われました流通業における規制緩和、ここが大きな影響を与えています。

73年に大規模小売店舗法が制定されて、大型店出店については、中小商工業者との調整を図る政策がとられてきたんですね。ところが、85年に大手の流通企業が経済活動は原則自由にしろと、例外規制にしろという主張が大変声高に出されてきて、90年に大型店の出店調整期間が1年半に短縮をされたんです。98年には、とうとう同法が廃止をされる、こういう経過がありまして、それにかわって政府は、まちづくり3法、大規模小売店舗立地法、それから中心市街地活性化法、それから改正都市計画法、これをまちづくり3法という形で制定して、これで政府は大型店の出店を規制するんだというふうに業界に説明をしたんですね。

しかし、実際には、この3法の施行後、大型店が大変ふえる、郊外での巨大ショッピングセンターの建設が相次ぐということで、実態的にはここで全国で商店街の衰退がぱっと起こるわけですね。こういう、いわば構造改革路線での政府の方向の中での全国的な商店街の衰退なわけですから、取り組みは本当に腰を据えてやらなければ太刀打ちできないという状況だというふうに思うんです。

ただし、そういう中で中小企業団体からもこんなはずじゃなかったと、まちづくり3法は政府が説明するように全く機能していないんじゃないかという批判が噴出をしまして、政府はまちづくり3法を見直しせざるを得なくなったということです。2006年、昨年4月に大型店の立地法を除く二つの法律の改正が行われました。市街化調整区域などへの大型出店を原則禁止という方向がとられたんですね。この同改正法が、先月の30日に施行されました。

見直しは大変不十分だったんですけれども、大型店の出店規制を求める全国の流れを大きく励ました改正だったというふうに思うんです。そういう中で、地方自治体や住民がみずからの力でまちづくりと大型店規制に着手する、こういう動きが今全国的に広がっている。ここをちゃんと押さえる必要があるんだと思うんですね。

それから、もう一つ、99年に、地方分権に基づいて新中小企業基本法が制定されました。今まで中小企業政策というのは、国の政策に順ずるという形で定められていたんですけれども、この新中小企業基本法の制定によって、地方公共団体が施策を策定して実施する責務を有するという規定に変わったんです。こういうことで、地方自治体が中小企業政策を積極的に行っていく、こういう流れに転換しつつあるんですね。中小企業振興条例だとかまちづくり条例だとか、制定する動きが全国的にも大きく広がっている。

私は、ここに学ぶ必要があると思うんです。今、地域の中を歩きますと、本当にさまざまな努力なんですけれども、例えば農協婦人部の取り組みだとか、閉店だったところでの再開の努力なんかが行われているわけです。いろんな工夫や努力がされている。その地域の力もかりながら、やはり行政がこの問題に四つに組んで立ち向かう。

商工業者も本当に悩んでおられます。何とか自活、自立、それから再生の道を探ってい

きたい。企業の方とお話をしても、そういう強い思いが地域の中にあると思います。そこを押さえて、地域づくりの筋道をつけていくことが必要だというふうに思います。

条例制定なども視野に入れて、地域づくりの具体的施策を系統的行っていく、そういう自治体が今ふえているわけですから、そういう方向に向けて、新しくなったこの市として腰を入れた取り組みをしていく、その点では、今の体制は極めて不十分だと思うんですけど、再度市長と担当部長の考え方を伺いたい。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 今、消費者の流れというのが非常に難しくなっておりまして、議員もご案内と思いますが、すぐ近くの守谷市に大きなものができたということで、一部私の近所なんか、つくば市の方へ行っていたんですが、全体としては守谷へ流れていると。前は、この辺は水海道へ流れていたんですが、消費者が守谷へ流れていると、こういう傾向にあるわけですね。

ですから、商店街もしっかりしていただかなきゃならない。もちろん、今、議員がおっしゃったように条例化も必要とあらば、研究してやっていかなきゃならないと思っておりますけれども、何といいましても、これまでのような商店のあり方ではなかなか太刀打ちできないと、こういうことでございますから、これは行政でどうてこ入れしていくかということについても非常に難しい問題がございますので、先ほど申し上げたように、皆さんのご意見の中で模索して立ち上げていく必要があると思っております。

先ほどから２回しか会議をやっていないということでございますが、必要とあらば何回でも会議をやって、皆さんのご意見を聞きながら方向を決めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（廣瀬 満君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

○産業振興部長（鈴木 清君） お答えします。

商工振興協議会でございますが、予算的には年２回ということで予算化してありますが、今年度につきましては、１回先進地の事例調査を行いまして、さらに、１１月だったかと思いますが、協議会を開催しまして、あえてテーマを設けなくて活発な意見を出してくださいということで皆さんに諮ったところ、いろいろな提案がございました。それらをまとめまして、今後の参考にさせていただきたいというふうに考えております。非常に中身の濃い会議だったと私は理解しております。

それから、「がんばる商店街の支援事業」でございますが、これも県の方では単年度事業ということで、県予算はそうになっております。ただ、これは一種の起爆剤として、内容によりましては、またその後続けるということもないわけではございませんので、内容を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬 満君） 川上文子君。

○２６番（川上文子君） 大阪の八尾市で中小企業地域経済振興基本条例というのができていまして、この条例はアメリカの地域再投資法などと同じような効果を持つ条例だと。大企業の役割も書き込んでいます。画期的な条例だと言われているのですが、実際の条文を見ますと、その部分でいいますと、大企業等とは中小企業と大企業がともに地域社会の発展に欠くことのできない重要な役割を果たすことを認識し、地域経済の振興に努めるも

のとするという、大変簡単なものなんですよ。

しかし、制定過程の中で、中小企業者と行政と研究者がしっかり議論してつくったということで、実際的に大企業の工場閉鎖に一定の規制をさせるという形で大きな役割も果たしているんです。やはりその制作過程が大事なんだろうと思うんです。

帯広市だとか富士市なんかも、商工会議所、中小企業や行政が勉強会を重ねてつくったというふうに聞いていますけれども、実際の中小企業、同じように基本条例ですけれども、条文を見ますと大変シンプルです。しかし、その前段で、現状をどう認識をするのか、その市にとって何が必要なのかということをも十分勉強会を重ねながら条例をつくっていくことによって、実態的な役割を果たしていくことができるんだというふうに思うんです。

簡単に今答弁されましたけれども、大変大きなテーマです。構造改革の中で疲弊させられてきた中小企業が、今、地方自治体と力を合わせながら地域経済を何とか発展させていこうと、その主体として頑張っていこうという動きが目立っているわけですから、そういう全国の経験にも大いに見習いながら、本当に腰を据えた取り組みが必要なんだろうというふうに思うのです。

あちこちに買い物に行っちゃうんだと、市長、簡単におっしゃらないでほしいんですけれども、大型店はその地域の住民の消費活動に責任は負いませんから、やっぱりその消費活動に責任を負って、基本計画の中にもみずから書かれておりますように、地域の文化や交流の大事な役割としても、地元商店、中小業者というのは大きな役割を果たすわけですから、そういう方たちと一緒に、地域づくりをどうしていくのかということをも、今、地方自治体がかかわらなければ、国の圧力の中では抗することができないわけで、それぞれの努力、自助努力だけでは国の政策の中ではとても太刀打ちできない。そこに地方自治体の役割があるわけですから、そこを認識していただいて、回数をただふやせばいいだろうという話ではなくて、真剣に取り組む、取り組み方の姿勢の転換が私は必要なんだろうと思います。

地域の活性化というのは、一人一人がそこに生きていける、住み続けられるという状況を、地域の住民と、そしてその中小業者の方たちとともにつくっていく、その行動なわけですから、そこに自治体がしっかりと参画をしていくというのが、今、本当に求められるのだろうと思います。

そういう点で、今、単年度事業を引き続きものによっては市も継続をしていくんだと、わずかな前進の話がありましたけれども、腰を据えた取り組みを部長に求めたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（廣瀬 満君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

○産業振興部長（鈴木 清君） お答えします。

商工振興協議会、あるいは商工会団体等の意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬 満君） 川上文子君。

○26番（川上文子君） 本当にしっかりやってほしいと思います。商工会の方とも話しました。企業の方ともお話をしましたけれども、本当に何とかしたいという強い思いがあります。そこを行政がしっかり受けとめることが、今、本当に必要なんだろうと思います。

時間もありませんから、2点目に移りたいと思います。

かつて市長が福岡堰土地改良区の理事長だった３年余について伺いたいと思います。

飯島市長が伊奈町長として４期目就任したのは、２００２年、平成１４年の６月です。その年の１１月１９日に福岡堰土地改良区の理事長になりました。それから３年半、昨年３月２４日まで理事長を務めていたわけですが、私はその間の町長の動静を見て大変驚きました。

今、議場に資料を配らせていただいておりますが、執行部の方にも配らせていただいておりますので、パネルを用意いたしましたけれども。

手元の資料も見ながら、数字は見にくいでしょうから、あわせて見ていただきたいと思いますのですが、大変まじめに市長は福岡堰土地改良区に通っておられました。１４年度の１１月に就任をされます。そして、平成１７年度の一番下３月というのは、つまり１８年の３月まで福岡堰の土地改良区の理事長として就任をされて……手元に配られていますね。配ってください。私のところにもありますから。

それで、福岡堰土地改良区というのは、規則で定められておりまして、費用弁償１日５,０００円、交通費１回１,１００円払うことになっています。それで、平成１４年の１１月に就任をされてから、一月の日数です。ここが日数で、６日、１８日、１８日という形で、合計１４年度７９日、５,０００円掛けますから３９万５,０００円、交通費がその日数分掛ける１,１００円で８万６,９００円、そういうふうに見てください。これ理事長のときだけですけれども、合わせますと日当総額が３年半で３６８万円、交通費が、１５年の２月のときに規約の改正をして、管内については交通費を支払わないというふうに改定をしております、ここまでなんですけれども、合わせますと２６８回、２９万４,８００円、それから報酬というのが年額２４万円、途中で再選されるという過程で１５年は２回にわたって支給されておりますけれども、報酬総額が９４万４,１６０円、日当、交通費、報酬、一番下ですね。退職金の４万５,０００円を合わせますと、３年半で４９６万３,９６０円、町長はこのお金を福岡堰からもらっていたんです。

私は、二つ問題があると思うんですよ。一つは、公用車を使用した問題です。

９月議会で市長は、海老原議員の質問に答えた中で、土地改良区に３年ちょっとお世話になりましたが、議員、間違えないでくださいよ。私はマイカーで通っていましたから、マイカーで毎日。つまり毎日通っていたのですね、マイカーで毎日。たまたま出張の帰りに土地改良区へ回るとき、時間が一緒になったときだけは、たまたま公用車で回っています。出張の帰りに土地改良区へ回るとき、たまたま公用車で回っている。

たまたまではなかったのではありませんか。そんなことないですか。

公用車の執務記録を見ようと思ったら、ないんですよ。だから、客観的に明らかにする材料を私は持たないんですけれども、これは福岡堰の土地改良区の職員も含めて記憶にあるわけですから、たまたまでないとするれば、どのくらいの日数公用車を使ったと市長は記憶をしていますか。できるだけ正確な形で記憶を思い起こしていただきたい。一つは、公用車を使用した問題です。

もう一つは、町長は常勤特別職であります、常勤の特別職。町長が大変重要な執務時間を割いて、私も驚きました、あの日数を聞いて。ため息が出たんです。はあーと私は思いましたけれども、毎日毎日その一団体に足を運ぶ、これはいかがかというふうに思うんですね。

福岡堰土地改良区というのは、土地改良法の中の第５条で、一定の地域を定め土地改良事業の施行目的として土地改良区を設立することができると定めています。第１３条で、土地改良区というのは法人とすると定めています。つまり福岡堰土地改良区というのは、公

共投資、社会資本の形成という土地改良事業を行うんですけれども、農家の私有財産である農地の利用関係に影響を及ぼすことや農家の費用負担があることから、受益農家の同意のもとに形成されるというふうに規定づけられています。ここが、他の公共事業とは大きく異なるわけです。一定の地域の農家の費用負担に基づく、その一定の地域の農家の私有財産をいじる事業であるわけです。つまり一定の区域内の利益を代表するとも言える組合という形をとっている団体なんですね。

その団体に、毎日毎日、常勤特別職である町長が常勤の理事長として、重要な町長としての執務時間を毎日割いて一団体に足を運ぶ、私は全く許せないというふうに思うんですけれども、あわせて町長の所見を伺いたい。

公用車でどのくらい行ったと記憶をしていますか。それから二つ目、毎日通ったということについて町長はどう考えますか。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 土地改良区の理事長に就任中の問題でございますけれども、もともこの理事には、平成3年か4年だと思いましたが、就任いたしました。これは土地改良区で委員外理事というのを設けて、それで当時の谷和原の村長と私が就任したということでございますが、これについても、私は、はい就任しようということで就任したわけではございません。土地改良区の方から頼まれて、皆さんにご理解をいただいてこれまで負担をしてきたり補助をしてきましたが、そういう高額の補助をいただいておりますので、これについてもよく監督してほしいんだと、こういうことで理事の代表が来まして、立候補制ですから、委員外理事も立候補制です。それで、立候補してくださいということで立候補して理事に就任したと、こういうことなんです。前任者が病気で倒れたということでございます。

それで、今の理事長が職務代理ということで常勤していたようでございますが、その中で、理事さん方、職務代理を含めて5名でおいでになって、理事長に就任してほしいと、こういうことでございますから、私はだめですよということでお断りしたのですが、再度見えまして、それで内部協議をして、当時の助役、収入役、総務課長も入っていただきましたが、いろいろな事情もございますからぜひ頼みますと、こういうことで就任をしたということでございます。

それで、単純に交通費、費用弁償、これ私も細かくは記憶しておりませんが、いただいておりますよ。ただ、数字がちょっと違うと思うのですが、新聞もそうになっていたと思うのですが、日当が368万円、報酬総額94万4,180円、これはちょっと額が違うと思うんです。そういう細かいことはいいとしても、そういう中で就任をしたと。

それで、これは議員ご存じのとおり、4月20日からは用水を流すわけですよ。そうすると、土曜、日曜もございません。特に今の農家の方々が、土曜、日曜の連休を目指して田植えをやるわけですから、私は毎日のように行ってましたよ、現場を回ったり何か。行ってはいたけれども、大体朝8時に出勤して、職員が出てくるまで待っておりまして、前の日にお願いをしておいて、決済をしたり、打ち合わせをしたり、1時間いたときもございまして、半日いたときもございしますが、公用車では通勤しておりません。一回も通勤しておりません。どうぞ出してください。

海老原議員の質問にも申しあげましたように、出張するときに役場から福岡堰を經由で

水海道に出張したり、下妻に出張したりするときは福岡堰経由で公用車であそこにおりましたよ、おりました。福岡堰に通勤するのに公用車で行ったということはございません。私はマイカーで、主に家から福岡堰経由で役場へ来たと、仕事をして役場へ来たと、こういう通勤形態が大方でございますけれども。私はそういうものは厳しくしてきましたから、公用車では出勤しておりません。

ただ、福岡堰の公用車と伊奈の公用車が同じ車だったんですよね。それで、交代で、当時の運転手に運転してもらったときもありますが、福岡堰の職員に運転してもらって出かけて歩いたこともございます。

よく議員調べてください。以上でございます。

○ 26 番（川上文子君） 二つ目の質問には答えてないんだけど、市長、毎日通っていたことについてはどうですか。ちゃんと質問を聞いて答えてください。毎日行っていたことについて、どう考えますか。

○ 市長（飯島 善君） 毎日、福岡堰に出勤したことです。

○ 26 番（川上文子君） はい。

○ 市長（飯島 善君） これは当時の福岡堰の事務体制としては、行く必要があったから頼まれたと思うんですが、事務の中の大改革をしました。まず行って驚いたのは、出勤時間の遅い職員もありましたけれども、お昼の時間になると……。

○ 26 番（川上文子君） 別に福岡堰の話じゃなくて結構ですから。

○ 市長（飯島 善君） いや、私がなぜ行かなきゃならなかったかというご説明をしてやるわけです。

昼休みになるとだれもいないと、こういうことです。電話がかかってくると、係がおりませんから後でかけてくださいと。私は職員に注意しました。そういうことをやっていたら、相手の方に電話料も負担をかけるし、係がないからまたかけてよこしてくださいなんて、どこへ行ったんだと言ったら、家に飯食いにいったと。こういうことで、これは徹底的にやりました。それで、早速タイムレコーダーを入れ、管内出張についても朝から出て晩まで帰ってこないなんていう職員がおりましたから、ちゃんと旅行命令も書いて、どこで何をやってきたかも報告せいと、こういうことで改革をしましたが、いやあ、びっくりしましたね。それで大体方向ついてきましたが、私は1年間、1年間ですから残任期間は。そういうことで就任したのですが、2期目のときにもそういう状況の中でぜひお願いしますということで2期目を就任したと、こういう経緯でございます。それで、随分事務所の中も改善はされてきたと思いますけれども、びっくりしました。

それと、仕事の問題もあんまり把握していないということでございまして、用水が来ても工事をやっていたと、こういう状況の中でございますから、そういう点についても改善をしてみいました。

ですから、町の行政にはご迷惑はかけておりません。30分いたときもあります、午前中いたときもありますが、一日福岡堰のために休んだということはございませんから、よく調べてください。

以上です。

○ 議長（廣瀬 満君） 川上文子君。

○ 26 番（川上文子君） 大変よく説明がわかりました。

一つ、公用車を使用した問題ですけれども、前回の9月の海老原議員の質問の答弁の後

段があるんですね。

それから協定を結んでけじめをつけておきました。私が町長という立場で出かけるときと理事長という立場で出かけるときは、土地改良区と協定を結んでおいて、ちゃんと運転手は交代する。交代しないときには、それだけの運転手の経費を払うと、こういうことでしっかりとけじめをつけてやってまいりましたので、誤解のないようにお願いをしますと。

つまり公用車を使って福岡堰に行くというのは、町長の公用車の私的な流用なわけですから、ちゃんと協定を結ばなきゃならなかったんですよ。そのために協定を結んだと思うんです。

それで、今、市長が言われましたけれども、町長の用事の途中で寄ってもだめなんですよ、公用車を使っては。その方が時間は割愛されるかもしれませんが、つまり時間を割愛しなきゃならなかったとすれば、それは町長の職に支障を来すということで、町長は福岡堰に行くに当たっては自分の車で行かなければならない、途中で立ち寄ることも含めて公用車については使ってはならないというふうに思います。

だからこそ、職員の派遣に関する協定書というのを結んだんだと思うんですよ。平成14年の12月1日から平成15年の10月31日までということで協定書を結ばれています。これ、手元にいただきました。この協定書、延期とか延長とかしていないんですよ。この中に述べているのは、協定ですから甲乙と書いてありますけれども、伊奈町が支給した給与は、従事した時間の給与を算出をして、伊奈町の請求に基づいて福岡堰が負担金として納入するんだと。それから、伊奈町が支給した運転手の旅費については、伊奈町の請求に基づいて福岡堰は伊奈町に負担金を払うんだというふうに定めているんですよ。ちゃんと協定できています。

実際に幾ら払ったんですかと聞きましたら、平成16年の1件だけで8,800円、中身は何ですかと聞いたら、旅費ですと。給与はどうしたのですかと聞いたら、これ担当課から電話があったのは朝の8時半ですけど、その後お返事がありません。

町長の仕事として行く公用車でも立ち寄ったら、この協定に基づいて、その運転手北泉さんの給与、それからそこにかかわる旅費と書いてあるのは、この旅費の規程からいくと町が職員に払うべき旅費ですから非常に狭くなってしまうんですね。実際的にいえば、ガソリン代を含めたその分の負担を福岡堰から町は戻してもらうという関係が、私は本来必要だったと思うんですけれども、そういうものとしては全く充当されていません。1件、たった8,800円だけです。何回分ですかということについてのお返事ありません。実態的には、しっかりとけじめをつけてやってきたということには全くなっていないんですよ。

福岡堰の職員の方、それから現在の理事長の方にもお伺いしましたけれども、町長として飯島さんが福岡堰に通われたときの公用車で使用した回数は、かなりの頻度だという記憶です。市長がそうではないと言うのであれば、そこをきっちりと私は明らかにする必要があるんだと思うんですよ。

しかも、公用車で行ったときも含めて、わずかな話ですけども、1,100円の旅費は町長である飯島さんが受け取っている。費用弁償というのは、15年のときには規則を改正して旅費を払わないことになっていますけれども、しかし、福岡堰の費用弁償、日当としては払っているわけですよ。費用弁償というのは、基本的には実費にかわるものとして支給されるのが大体の考え方です。ですから、費用弁償の定め方というのはキ口数で定めたりしているわけですよ。つくばみらい市の議員も1,000円ということで、実費としてはそれほ

どの距離を車を使って来るわけではないからということで1,000円に定め直しをしたわけですが、その費用弁償5,000円も、ずっと町長であった飯島市長はもらっているわけですね。で、実際には公用車で行っているという関係です。

これは大変問題だというふうに思うんですよ。法的にも私は問われるのではないかと、そこを明らかにする必要があると思います。

それから、もう一つですが、常勤特別職である町長が、毎日大事な執務時間を割いて一団体に足を運ぶ、この是非の問題ですが、地方公務員法で、市町村長というのは地方公務員法の規制を受けない特別職として特別職地方公務員というふうに定められています。勤務時間が、地方公務員のように何時から何時までというふうに定められていないんです。だから、その時間をどう使おうと、勝手だといえば勝手ではあるんです。地方公務員法的には問われないんです。

石原都知事なんかはほとんど都庁に行かないという話ですから、それでもテレビに出るところに出てれば、何となくやっているように見えますから、それでも済むんですよ、多分。

しかし、町長としての職に著しい支障が起きれば、私は当然問われると。これは当然問われるという見解です。

私は、今、市長が説明されたように、大変福岡堰についてはいろんな事務整理をしたと、大変な仕事をしたんだと。それは理事長とすればやらなきゃならないことですよ。その間、町長としての仕事はどうだったのかということを私は聞いているんですよ。理事長として一生懸命まじめにやったのでしょ、毎日行ったのですから。いろんな整理もしたんでしょう。じゃあ町長としてどうだったのかと。

3年半というこの時期というのは、地方自治体、伊奈町にとっても大変な時期ですよ。平成13年に小泉内閣、小泉政権が誕生する。ここで三位一体の改革が始まるわけです。平成16年、17年、18年、地方交付税の大幅な削減ですよ。伊奈町でいいますと、平成16年、15年から対比をすると、私の試算でも、三位一体改革での影響額5億円以上減額をされる。さらに17年もと。そして、合併の大変な強要の時期、合併のあらしが全国自治体を覆っているわけですよ。そして、伊奈町からいえば、平成16年という年度は、伊奈、谷和原、水海道の合併協議が行われ、そして水海道市長が離脱をして、17年の1月から伊奈と谷和原の合併協議が行われて、ばたばたと本当に1カ月ぐらいの期間をかけて合併の協定が結ばれて、17年度、合併のすり合わせによって、昨年の理事長の退任のときに伊奈と谷和原が正式に合併するわけですね。

町長としては、大変な私は時代だったと思うんですよ。そのときに毎日毎日福岡堰に通っていた、私は許せないですね。

この3年半という時期は、ほとんど4期の全体の時期にかかるわけですが、伊奈町が伊奈町としての形を残すのかどうなのかということが問われるわけだし、地方財政からいえば、伊奈町の財政からいえば、どうやって財政を立て直していくのかということに本当に頭を使い、そして一人でも多くの住民の声を聞いて、職員と一丸となって職務に取り組まなければならないときだったと私は思うんです。

そのときに、一団体に毎日足を運んで、加えて一日5,000円の日当と旅費1,100円をもらっていたということなわけですから、町長は伊奈町から常勤特別職として月額74万1,000円お金を受け取って本来の職務をやらなきゃならない時間の中で、しかも伊奈町の町自身

がその形を変えるかどうかという判断をするときに、一つの団体に毎日足を運ぶと。私は、多くの住民は許せないんだというふうに思います。

そして、同時に兼業禁止という問題でいうと、地方自治法の第142条に、地方公共団体の長は、地方公共団体に対して請負をするもの、法人の取締役等はできないというふうに定められていますけれども、土地改良区自身が地方公共団体に対して請負する法人というふうには言いにくいので、兼業禁止の法には実際的には触れにくいんだというふうに思いますけれども、しかし、福岡堰土地改良区というのは、土地改良区という大変大きな公共の事業を行うわけです。大半が国の補助金、県の補助金、それから市町村の補助金で行うわけですよ。しかも、その市町村の補助金を出す側の地方公共団体の長である町長が、補助金を受ける側の管理者として理事長を行う、このことは私は兼業禁止と同等の問題を持つというふうに思います。そこに、この大事な3年半という時間を毎日足を運んでなぜ行かなきゃならないのか。なぜその、福岡堰は理事長は常勤と定めていますから、常勤の理事長をやらなければならないのか。

しかも、やむを得ず受けたみたいにおっしゃいますけれども、飯島さんの一番初めにやったときには選挙ですよ。選挙で選ばれているんですよ、初めの理事長への就任は。1票差ですよ。何票差でもいいんですけど、選挙ですから、何も自治体の長が選挙までやって、ほかにやりたいという人がいるのに、何でその仕事をやらなきゃならないんですか。

地方公共団体の長とすれば、福岡堰土地改良区の事業が大事だと思えば、工事を出す中で、その事業のあり方、それからその事業主体が補助を出す主体での仕事が不十分であるのであれば、補助を出すところの町長の責務として、その福岡堰の仕事の内容の是正をそこに就任している理事長に向かって言えばいいわけですよ。その理事長になりかわってそこに行って、何も事務整理をする必要は全くないと思いますよ。

ほかのところの理事長をやっている首長もいますよ。確認をしましたけれども、常勤理事長なんかやっていませんよ。ちゃんと専務理事を置いていますし、毎日毎日なんて足を運んでおりません。

しかも、福岡堰に伺って、私もこのお話が出たときにほかの議員から、そんなに福岡堰って理事長が毎日仕事に行かなきゃならないのかいというふうに言われました。私も思いましたよ。だから、福岡堰に毎日毎日来なきゃならないような仕事があるんですかと伺いました。いいえという答えですよ。毎日理事長に決裁をお願いをするような執務はありません。常勤の理事長に就任をされたんだから、大変まじめに通われたんじゃないですかというふうにおっしゃいましたけれども、毎日毎日行かなければならないような仕事はない。

片側では、3万の人口を持つ伊奈町がどうなるかというときですよ。合併をして1年ですけど、今回の議会でもありますけれども、合併協議の不十分さ、合併をするに当たってどう市をつくっていくかということについての検討の不十分さによって、いろんな問題を今残しているわけですよ。本来いえば、この年度の中でどれだけそのことに対して力を尽くすかということが求められていたときに、私はこれはだめだと、私は本当にこれはだめだと思います。

市長、もう一回、説明をしたかったら説明をしてください。

もう一つ、こういうあり方に内部では是正できなかった、ここにも大変問題があると思う

んですよね。3年半という長い期間、毎日毎日町長が福岡堰に通っていると。いろんな説明があるでしょうけれども、公用車で回っているということに対して、町の執行部の中で、これはどうなのかということを進言をし是正する自浄能力が働かなかった、私はここにも大変大きな問題があると思います。

そこで、副市長に伺いたいと思います。

公用車を私的に使っていた、今説明をしましたけれども、実態はそういうことです。そういう公用車を私的に使っていた問題。それから、今、飯島さんが市長をやっておられなかったら、過去の問題として済ませることかもしれませんけれども、現市長として、今、市の長としているわけですから、私は過去の問題として済まされないと思いますので、副市長、現市長の政治姿勢の問題としてこういうあり方がどうなのかという点について、ぜひ見解を求めたいと思います。

市長も答弁をしてください、いろいろ言いたいでしょうから。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 議員、協定してあるのは、車は入っておりませんから。運転手だけが出た場合、これはあくまでも福岡堰の車を利用すると、こういうことで協定してありますので、誤解のないようにお願いします。

それから、私は、この福岡堰の理事長期間中に行政に迷惑をかけたことはないと思っております。毎日休まずに役場に行っていましたから。役場で1時間休めるときには、お昼休みも含めて福岡堰へ行って仕事をやってくる、そしてまた役場へ戻ってくる、こういう毎日を繰り返していたと、こういうことでございます。

それから、就任については、いろいろ先ほども申し上げましたが、助役、収入役、総務課長と協議をするときにも、ちゃんとそれぞれの機関に伺いを立てて、就任することに差しさわりのあるのかどうか伺いを立てた結果、大丈夫だということで就任したわけでございますから、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 副市長小林弘文君。

〔副市長 小林弘文君 登壇〕

○副市長（小林弘文君） まず、公用車の使用の部分ですけれども、当然、公用車を私用に使うということは大変問題あると思います。当然、当たり前のことです。

それから、政治姿勢ということですが、当時のことは、当然私はわかりませんが、兼業禁止については、当時県の地方課に確認して問題ないということでございますので、それについては特に述べる必要はないと思います。

したがって、先ほど議員からもありましたように、市長の場合は勤務時間は決められておりませんから、福岡堰のお仕事もされ、当時の町の仕事もされると。結果的に問題なければ、それはそれでいいんじゃないかと思います。

○議長（廣瀬 満君） 川上文子君。

○26番（川上文子君） 車の問題は、問題なんですよ、これは。少なくとも協定書に基づく範囲でいいにしても、給与は払われておりませんからね、実際に。

それから、協定は平成15年の10月31日までになっていて、この協定の延長もしてありません。市長が就任していたのは18年の3月までですから、ここを明らかにする必要がありますね。副市長が言われるように、公用車を私的には使ってはならないのです。しかし、

実際には福岡堰に公用車でかなりの頻度で行っているわけですし、实际的にわずかな期間結ばれた協定どおりにも履行されていません。ここを整理して、正すというか、明らかにする必要があります。

これは法的にも問われる問題だというふうに思いますので、総務部長、ここは、今議会議中にでき得る限りの調査をして、そしてこの問題について市としてどうしていくのか明らかにしていただきたいと思います。

それから、毎日通っていたという問題です。これは私も地方課に問い合わせをいたしましたから、副市長が言われるように、さっきも言いましたように兼業禁止の規定に違反することにはなりにくいですが。しかし、住民の目から見たらどうかと。これが副市長が言われるように納得の範囲でしかない。納得をするという話で済むのかという問題。

1年間を見ても、費用弁償だけでも111万円、それから交通費、報酬も合わせれば140万円から150万円、福岡堰から報酬を受けていたわけですよ。町長は伊奈町から月額74万1,000円という報酬をもらいながら、年間1,000万円を超える報酬だと思います。

市長、言うまでもないんですけども、国民年金満額もらっても79万円ですよ。国民年金を満額もらえるという人は、本当にわずかというか、かなりの方々は40年間払い続けることができなくて、平均すれば3万円ぐらいの国民年金が平均だと言われています。それが市民の実態です。ここから介護保険料を引かれ、来年からは国保税も天引きをされるんですよ。市民の生活というのは、今そういう状況です。

そういう状況にある市民が、今、本当にやむを得ず滞納せざるを得ない状況に陥って、しかし来年からは、国保税でいいますと65歳からは1万5,000円以上の年金があれば天引きをされるんですよ。食べることもできない状況に追い込まれる、そういう市民の生活の実態に思いをはせなきゃいけない町長という職の人が、毎日毎日、職の時間の中で、仕事をしなきゃならない時間の中で福岡堰に行って、片側で、合わせると400万円の収入を受ける。私は、これは市民にどう説明しても納得にはならないというふうに思います。

こういう形で仕事をしていたということがもっと選挙の時点で明らかになっていけば、私は、市民は違う選択をしたらと思うですよ。この問題をあいまいに処理して、それは兼業禁止の規定には反しないと地方課も言っているから、それから長というのは何時間働こうとそれは自由になっているんですよという話だけでこの問題を済ますとすれば、市に対してこれから市民は力を貸そうというふうに思いません。多分、思わないと思いますよ。私は、それはあいまいにしてはならないと思います。市政に対する信頼をこの処理の仕方によっては大きく欠くことになると思います。

この議場の中では、兼業禁止の規定には反しないんだという話で済むかもしれない。市民の目から見たら、全く許されないと私は思います。ですから、今度は副市長も市長の答弁もいいですから、総務部長、この問題も含めて、現市長の政治姿勢の問題ですから、私は、こういう実態だったということを多くの市民が知ることになるわけですから、そのことに対して市としてどう処理をしていけばいいのか真剣に考えてほしい。そして、市政に対する信頼を欠くことのないように責任ある対応をしてほしいと思います。

例えば市長の報酬減額などというのも一つの選択肢かもしれませんが、総務部長、車の問題は法的にも問題があります、絶対に明らかにすること。それから、毎日通っていたという問題については、市民の理解が得られる形での対応、説明責任を果たすことを求めたいと思うのですが、総務部長、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） ご指摘の形で対応していきたいと思っております。

○議長（廣瀬 満君） 時間ですので……。

○26番（川上文子君） 二、三分あるんじゃない。ありませんか、2分。ちょっと一言。第3問、子育て支援センターの実施をお願いしたいと思います。

地域全体で子育て支援を行うということで、子育て支援事業というのが平成5年に事業が創設をされまして、この間全国で大変ふえています。

つくばみらい市では、地域子育て支援センターというのが事業として実施をされていないんです。ぜひ実施を望みたいと思います。

時間がないので、来年度2カ所で予定をされていると聞きますが、その説明をしてください。

あわせて、2カ所に限らず、地域的には限られたところで2カ所つくられるという予定になりますので、ぜひ全体に広げるという形での努力も望みたいと思います。

守谷市では7カ所、近隣で取手市でも4カ所地域子育て支援センターを行っていますので、来年度の計画と、さらに増設をしていくことを求めていると思います。

答弁をお願いします。

○議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） ただいまご質問の地域子育て支援センターにつきましては、当市ではまだ3世代の同居が多いとはいえ、近年の核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化、家庭や地域における子育ての機能、子育ての力を低下させており、相談する人が少ないことから、子育てに対する不安や悩みを抱えている家庭がふえている中で、保育所に地域の身近な子育て支援施設として在宅の子育て家庭を支援するという役割が求められていると認識しております。

来年度、既存の民間保育園ピジョンランド常総保育園が、新たに地域子育て支援センターを開設いたします。それにつきましては、市としても財政的支援をしていかなければならないと考えております。

また、市が誘致しまして、来年4月に開園予定の認定こども園みらい平ふたばランド保育園におきましても、子育て支援センターの拠点となる地域子育て支援センターの設置を検討し、開園と同時に事業を開始いたします。それにも財政的支援が必要かなと考えております。

以上のようなことから、市としても、限られた財源の中で多様化する市民の保育ニーズにこたえるため、民間活力の導入を積極的に活用してまいりたいと思います。

さらに、そのほかの地域につきましては、さまざまな状況を勘案しながら検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（廣瀬 満君） 暫時休憩します。

午前11時06分休憩

午前11時16分開議

○議長（廣瀬 満君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、15番古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

○15番（古川よし枝君） 15番の古川です。

通告の質問事項で、一つ残っております同和問題について伺います。同和団体への市の対応について伺いたいと思っております。

同和問題は、非常にデリケートな問題として扱われておりますけれども、半封建的社会のときに旧身分の区分によって引き起こされた我が国の特有の大変重大な人権差別問題として存在してきたわけですが、その解決のために国は、昭和40年の同和対策審議会答申を経て、同和対策特別措置法、地域改善対策特別法、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の3本、この特別法に基づいて対策がとられてきたわけです。

これが33年間続いたわけですが、33年を経て、そしてこの特別法は平成14年の3月に目的を達成したということで失効されました。

その後、経過措置として対応している自治体も少なくありませんが、茨城県は、平成13年の同和対策審議会の意見具申を踏まえて対策に当たってきているわけです。3年間の経過をもって平成16年の同審議会は経過措置としての激変緩和事業の見直しについて具申を出しています。その具申は、経過措置を経て啓発、教育、それから就労、産業などの残された課題は解決の取り組みがされて、総合的に見れば目的はほぼ達成されたとして、今後の事業のあり方を具申しているわけです。

その具申の中身を見ますと、同和対策推進事業の補助金、それから同和対策啓発委託事業、それから社会同和教育振興事業補助金などの補助事業を平成19年度で終了するというふうに具申をしています。

具体的には、運動団体への補助金や研修会、説明会、座談会など各種集会への委託事業も終了ということになります。

このことを県の担当課に確認をいたしましたら、担当課は、来年度からは具申どおりこれを一般行政に移行して対応していくというふうに話されております。

そういう状況ですが、伊奈町では、今はつくばみらい市ですが、当時平成13年のときは伊奈町だったんですが、伊奈町では、この国の特措法が失効される、廃止される平成13年から、四つの同和団体が主催する研修会に職員を毎年派遣をして、つくばみらい市になっても派遣をしているわけですが、そういうふうに同和への対応がされています。それから、平成16年度からは、部落解放愛する会茨城県連合会伊奈支部への補助金を支出しています。

もともとつくばみらい市、旧伊奈町地区には同和地区の指定はなく、一般行政としてずっと、国の特措法が創設される以前から一般行政として区分なく行政をやってきたというふうに、私はその当時をよく記憶している方に伺っているのですが、そういうことで同和特別事業というのは設けられていなかったわけですね。

そういう経過からいっても、県が19年度で終了するんだと言っている団体主催の研修会への職員の派遣や団体への補助金の支出、こういうものは市も同時にこの機会にきちっと県と同等に特別な同和団体への補助金等の支出を廃止すべきだと考えているのですが、来年度どのようにされていくのか伺います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 研修会とかそういう関係については、各部長の責任においてやっておりますので、これは部長の方から答弁させますが、補助金につきましては、ただいま補助金審議会の方へ諮問しておりますので、この答申を尊重して考えてまいりたいと、このように考えております。

○議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） ただいまのことにつきましてお答え申し上げたいと思います。

同和問題に関しましては、地域改善特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律失効後においても、茨城県では、一般対策へ円滑に移行するための経過的措置として、3年間激変緩和措置が講じられてきた経緯があります。同和問題の早期解決を目指す取り組みを放棄するものではなく、引き続き行政の責務で施策を実施していくことであります。

特に啓発、教育につきましては、これまでの同和問題に関する啓発、教育活動の中で積み上げられてきた成果を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくためにも、人権啓発、人権教育を積極的に推進すべきであると考えております。

○議長（廣瀬 満君） 古川よし枝君。

○15番（古川よし枝君） 来年度についての補助金については、審議会の答申を待つということですが、これまでの団体との対応についての予算の執行を見ますと、平成18年度の同和研修会への職員派遣は、4団体で年間12回、そして職員73人を派遣しているわけですね。その経費は45万1,300円、そしてその12回のうち部落解放愛する会という茨城県連合会の研修会の派遣には6回ですね。そして、その職員も56人と、経費もかなりです。32万7,000円というふうにして市は職員の派遣をしているということで、かなりの職員をこの同和団体が主催する研修会に派遣をしている、そこに職務時間を費やしているということですね。

それから、団体への補助は、平成16年から伊奈支部が結成されたということで30万円、そして平成19年度今年度は、補助金の削減ということで5%削減で28万5,000円を補助しています。

それで、さっき答弁の中で市長は、補助金の審議会の中で答申してもらうんだと、検討してもらうんだということですが、この愛する会の交付金決算の報告書を見ますと、伊奈支部の団体の事業費は年間40万円なんですね。それで、その収入を見ますと、会費としては5世帯で5万円、協賛金としてその支部長さんが5万円を自分で募金をしているわけですね。それで合わせて10万円ということで、40万円の運動活動費の中の30万円は、市の補助金で運営をしている団体ということなんです。

それで、補助金の名目は、当初説明を受けたときには、研修会への参加費として補助するものだという説明がされているのですが、しかし、この団体の決算の報告を見ますと、みずからの団体組織の支部会とか役員会とか、そういうものへの支出もかなり含まれているということなんです。

こういう団体への補助金について、どうなのかというふうに思うわけですが、市の現在の補助金交付金の要綱に照らしても的確かどうかというふうに私は思うんですね。

なぜかという、補助金の範囲は補助対象額の50%以内というふうに規定では定めているんですよ。それから見ても30万円というのは大変多額だと思うし、それから5世帯の5万円という活動から見ても、公平に市民に利益をもたらしているかという点でも問題があると思うし、関係した一部の市民または団体のみ恩恵を受けているのではないかというふうに考えられるんですね。そういう点では、補助金の支出をする際の考え方として、ぜひ市の当局の方も押さえてほしいというふうに思います。

それで、この同和団体を考えるときに、私はさかのぼって考えてみますと、平成14年度伊奈町の9月議会で決算特別委員会がありましたね。そのときに、同和団体の研修会への職員派遣の負担金支出について当局に説明と資料の提供を求めたときに、当時の助役、それから総務部長もこういうことを言っているんですね。その補助金支出について、職員の派遣について大変悔しいが、団体の要請に屈服したと。今後、正常化に解決をしていきたいという趣旨を述べて説明をされているんです。

そういう中で、この団体、愛する会が、大変執拗で脅迫的な要請をしたんだなということが察せられるし、大変すさまじい糾弾があったと推測、当時私そこにいませんから、話を聞いてそう思うんですけれども、私は、どんなことがあってもそういう脅迫的な圧力のもとで行政が左右されることがあってはいけないと思うんです。

まして人権擁護を主張する人たちが、脅迫的な言動で事をなそうとする、このこと自体言語道断で許せない、そういうふうに強く思います。

その後正常化に解決していくんだというふうに、助役は大変申しわけないというふうな思いで語られたんですけども、この間見ますと、その後は職員の派遣もふえていますし、新たに団体への補助金も交付するという状況では、正常化への努力がされたというふうには、私は見られないんですけれども、市長はそういう努力をされたのかどうか。その経過についてぜひ答弁してほしいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） いわゆる補助金を交付する以前の問題としては、私ほか管理職全部団体との話し合いをやっておりましたが、その後においては、私は話し合いもしておりませんし、お会いもしておりませんので、今、議員がおっしゃられたような経過は把握しておりませんので、部長わかっていたら、部長の方からご答弁を願います。

○議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） その経過については掌握しておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 古川よし枝君。

○15番（古川よし枝君） そうすると、その当時の大変脅迫的な圧力のもとで押されたという状態がそのままになっていると。そういう中で愛する会団体への補助金が交付されたんだというふうに私は考えるしかないわけですけども、こういうことはやはり正常化をする努力をしなければ、公正な市政はできないと私は思います。

それで、同和問題についてタブー視されていて、いろいろ発言ができないという状況なんかも全体で見るとあるんですけれども、私は、やっぱりこの時期、国の法律もなくなるという中では、きちっとしなくてはいけないと思うんですね。

同和団体の中には、旧伊奈町のように地区の指定をしていないから同和問題はないんだとするのは正しくないと主張する団体もあるんですね。だから、地区指定をしてないけれども、人権とか差別の問題は地区を限定しなくてもあり得るということを主張して、同和人権教育を主張するという団体もあるわけですね。

いろいろ見ますと、その団体大変数があるわけですが、茨城県は四つの団体を確認をしているということでありますけれども、その中でもいろいろ方針が違います。全国部落解放運動連合会というのがありますけれども、この会が、平成13年、ちょうど国の特措法がなくなるときですけれども、第6回の部落問題全国自治体交流集会という公私交流会を開いたんですね。そこで、元和歌山県同和教育研究協議会会長の駒井さんという方がこういうふうに言っているんですね。

私はそうだなというふうに思ったので、そのときの講演のことを述べてみたいと思うんですが、そもそも同和問題の解決とは、同和という言葉の死語にすることである。日常生活にこの言葉が使用されない状況をつくり出すことである。同和対策事業と同和教育がなくなり、近代民主主義が成熟し、さらに融合が進めば、間もなく一部の専門家を除いて市民レベルで同和問題の痕跡すら残っていない状況を実現できるというふうに講演しているんです。そして、日本国憲法と教育基本法に基づく民主主義の教育を豊かに発展させることが、完全な融合を実現できるんだと。なぜなら、部落問題について知らなくても、民主主義についてきちんと認識している人は、部落問題にも正しく対処できるというふうに、この問題解決の道筋を語っているんですね。

私は本当にそうだと思うんですね。今、いじめや性差別や外国人の差別、思想差別などのさまざまな人権問題が起きていて深刻なんですけれども、この人権問題を同和問題と同一で狭めて、同和の差別ということで人権啓発の問題が扱われては、これは問題解決にならないと思うんですね。

そういうことも踏まえて、公的に区分をする特別な配慮、先ほどの例えば愛する会への補助金などもそうですけれども、この特別な配慮というのは問題解決には逆流、そして圧力による特別な配慮は差別を認めたことになってしまう。差別があるということを認めたことになる。問題を解決する意味でも、来年度からの予算化はなくしていく、そして一般行政の中で人権問題や差別問題やそういうものを扱っていくと。これは国もそういう方向ですから、市でも予算化ではなく、きっちと一般行政の中で行っていくべきだと私は思うんですが、再度市長に答弁をお願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 先ほど申し上げましたように、これは各種団体の補助金と同じように、今、諮問をお願いしているということでございますので、この委員会の答申を受けて、これを尊重して対処をしていくと、こういう考えでございます。

それから、研修会等につきましては、実態を私も把握しておりませんので、これは旅行命令も全部部長の責任でやっているものですから、部長の方から答弁することがあったら答弁させます。

○議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） 研修会についてご答弁申し上げたいと思います。

県内には運動団体として四つの団体があり、それぞれの研修会に参加しております。研修会の参加の状況につきましては、先ほど議員さんが申されましたとおり全体で12回の研修の開催で73名が出席をしております。県内のすべての市町村から同じように参加をしているところでございます。

研修の内容につきましては、差別による体験談の講演、あるいは同和行政、同和教育に関する講演会、活動経過の報告などがございます。

現在抱えるさまざまな人権、同和問題等を把握して、また考え、職員一人一人が正しく理解するために研修会に参加をしております。

このようなことから、引き続き職員が一人一人正しく理解するために、職員研修の一環として考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（廣瀬 満君） 次に、13番安藤幸子君。

〔13番 安藤幸子君 登壇〕

○13番（安藤幸子君） それでは、13番安藤でございます。よろしくお願いいたします。

エコドライブの推進をお願いしたいということで通告してございますので、お願いしたいと思っております。

現在、世界規模で取り組みがなされております地球温暖化防止にかかわることの中で、CO₂、二酸化炭素の削減の取り組みについてであります。1997年京都議定書により日本のCO₂の排出量は0.6%に抑えるというふうに記憶しておりますが、数値は上昇していることがわかりました。2004年には日本4.3%、アメリカが20.9%、中国17.3%という形で年々ふえていっているのが現状でございます。

これは、この数字に抑えるという京都議定書の中での平成13年度までの数値でございますが、地球温暖化防止のための気候変動の枠組み条約の締約国会議が、今まさにインドネシアのバリ島で行われ、あすあさってに終了するという、まさにそのさなかにあるところでございます。

京都議定書を否定しているアメリカや発展途上国を含め、各国おのこの思惑があり、2013年度以降の排出量削減に関しまして規定がなく、これに次ぐ国際的な対策が課題とされています。国際的な会議ですから、自国の経済発展が優先され、危機感を感じながらも削減目標が定められないのが現実とされています。

茨城県におきましても、車のない生活はとても不可能な環境にあります。このような中、私たちは、針の先ほどの活動ではありますが、県内から集まったエコドライブ推進に関心を持った人たちで実践をいたしました。

車社会です。車のCO₂の排出量に運転の仕方でも変わるか、実際に車を使い、学びました。一人一人が正しく車を運転することで、CO₂の排出量の削減に大きな効果があることを実感いたしました。

車がなくて生活のできない現実の生活の中で、CO₂削減がどの程度できるか。私たちは、近くにあります守谷自動車学校の休校日を利用いたしまして、JAFの皆さんのご協力を得て実験をいたしました。二酸化炭素、いわゆるCO₂や燃費が即表示され、測定器が装置されて実体験をした。その指導者の方たちを助手席に乗せて、私たちは、まるで仮免許の運転をしているような気分でやらされましたけれども、1回目は自分の日ごろの運転のやり方で、2回目は指導者の方のアドバイスを受けながらアイドリングストップのない

やり方でやりました。3回目はしっかりとエコドライブでアイドリングストップをかけながら実験いたしました。測定器に、目に見えてCO₂の排出量の抑制が数値で出てまいりました。

当たり前のことのようにすけれども、まず、私たちが自動車に乗るときに、姿勢を正して乗ることが大事であるということがわかりました。そして、タイヤの空気圧をすこし高めること、不要な荷物はおろすこと、例えば約30キログラムの荷物を積みっ放しにしていると、1カ月で1,000キロメートル例えば走ったとしますと、1リットル、ボトル1本のガソリンが余分にかかるということです。

効果よく走ることは私たちに課せられ、私たちも動くときには効果的に動きたいと思っておりますので、皆さんも恐らくそうだろうと思いますが、発進時には運転姿勢を正しくすることと同時に、発進と停止にちょっと気を使うだけで削減ができるということです。赤信号なんかになったときには、アクセルをオフにして動くと、全くメーターが動きません。

私たちすべての人、行政の車もたくさんありますね。ここにいる皆さんの中にも、車じゃなくて自転車で来た人はいないと思っています。すべての人が車を利用していると思います。

私は、こういう観点の中から、アイドリングストップには注意点もあります。しかし、エンジンをかけっ放しにしての駐車とかは、1分間で28cc、10分間で約3リットルの燃料が消費されます。毎日10分間のアイドリングをすると、1カ月に9リットル、金額で、今150円前後しております。きょう見てましたら151円しておりました。そうしますと、1,450円のむだ遣いをしているということになっております。

伊奈庁舎、谷和原庁舎の中にも多くの公用車があります。議会中には、議会議員の皆さんすべて1人ずつの乗車だと思しますので30台、傍聴席の皆様のことを考えても、かなりの数の車が駐車場にはあると思います。

こういうことを踏まえた上で、CO₂の排出量で燃費を抑えることが可能になるということをご皆さんにもわかっていただきたいと思いますと思っております。

そこで、お尋ねいたしますけれども、市の公用車の年間ガソリンの消費量はいかほどぐらいになっているのでしょうか。大変財政難のときでもあります。目に見えないところでの浪費を抑えること、ガソリンの価格上昇の折でもあります。市みずから「エコドライブ実施中」や「エコドライブ走行中」等のステッカーを掲載していただけないでしょうか。

つくばみらい市職員の皆さんも、おのこの車での出勤ではないでしょうか。市政からの啓発運動からぜひお願いしたいと思っております。見えないところでの経済効果も出ると思っております。

エネルギー資源の乏しい国であります。環境に優しいこと、CO₂の削減、ガソリンの急騰による経済的なことを考え、私は、今ここで公用車が何台あるのか、年間の燃費は幾らになっているのか。

そして、私たちもエコマークを使うことにしております。私たちが勉強しているというのは県の事業でありますので、県からわざわざばかりの補助をいただいております。ちょっと見にくいですがけれども、私たちは、もうすぐで上がってまいりますけれども、こういうマークのステッカーを張ることにしております。これが300枚で、特別注文になりました。4万円程度の価格です。公用車を含めまして300台はないのではないかと思います。

おります。

いかがでしょうか、市長。つくばみらい市エコドライブ中のステッカーを張って啓発推進運動をなさってはいかがでしょう。これは今から大きな問題になってくることだと思っております。お答えをお願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 基本的な問題だけを私から答弁します。あとは担当部長の方からご答弁をさせます。

市役所は、事業所という団体になっておるわけでございまして、事業所の取り組むべき対策として、つくばみらい市地球温暖化対策実行計画をことしの7月に策定をいたしました。それに基づきまして、職員が一丸となって、現在、環境保護の実践に取り組んでおるところでございします。

今後は、市全体の計画として、地球温暖化対策地域推進計画を策定して、市内の事業所や市民の皆様には啓発をしてまいりたいと、このように考えております。

あとは私も把握しておりませんので、部長の方から答弁させます。

○議長（廣瀬 満君） 市民部長渡辺勝美君。

〔市民部長 渡辺勝美君 登壇〕

○市民部長（渡辺勝美君） 車が今何台あるか、あるいはガソリンの消費量ということなんですが、ちょっと調査してないので今答えられませんが、基本的なことを答弁したいと思います。

現在、地球温暖化ということで実行計画を立てまして、事業所としての実行計画に基づいて、市の実行計画に基づいて進めているところでございます。

具体的には、ガソリンや軽油の使用量の削減ということでございますけれども、先ほど議員が言われましたようにアイドリングストップとか急発進、急加速の禁止等について、具体的に市の方では職員に啓蒙しているところでございます。

実際に掲示板にも、エコドライブということで、パソコンの画面で見られるような形で啓発しております。

議員がおっしゃられるステッカーというのは、こういうものですね。こういうステッカーをどうですかということなんですが、公用車の使用にはいいのではないのかなと私は思います。

それから、温暖化対策全体ということでは、庁舎内の温度の適正管理、それから始業前あるいは昼休みは電灯は消灯しております。それから、この前もノーマイカーデーを実施しておりますけれども、そういうこともこれから続けていきたいと考えております。

それから、ハイブリットカーなんですが、現在3台かと思うんですが、こういう導入もこれから考えていくと。

それから、いろんな会議等は、やはり相乗りを励行するということも取り組みの一つでございします。

以上でございます。

○議長（廣瀬 満君） 安藤幸子君。

○13番（安藤幸子君） ステッカーは張らなくてもいいんじゃないかということですよ、今おっしゃったのは。張るの。

○市民部長（渡辺勝美君） いや、反対です。張ることはよろしいんじゃないかなと。

○13番（安藤幸子君） 行政の方でそういうことをやっていただくことによりまして、つくばみらい市の住民の皆さんたちにも意識が出てくるんじゃないかということがあります。

そして、私たちも今から実践として専門的なことを学んでいきたいということになっておりますけれども、市の方でも、JAFなんかをお願いすれば、そんなに高い金額じゃなくて本当に親切に教えていただけますので、そういうことを勉強なさることも一つではないかと思っております。

私たちの実験をやりましたときに、茨城新聞と日刊自動車新聞社の方がお見えになりまして、新聞に大きく載りましたけれども、ごらんになった方おありでしょうか。

11月12日に実行をいたしましたので、その後19日と14日ごろに茨城新聞と、日刊新聞というのは特殊な新聞ですのでごらんになったことはないと思いますが、民間のテレビの中にも1日5回放映されたとは私は聞いております。私はたまたまそれは入らなかったので見れなかったのですが、これは国をあげてやる仕事でありますけれども、民間というより、行政として各市町村で力を出して指導していただくことが、私は一番浸透しやすいことだと思えます。

私たちも、県で勉強してきて、地域におろしてきまして、なかなか思うようには動けないのが現実でございます。せっかくいいことを学んできて、やろうとしても動きがとれないということがありますので、そういうことを踏まえまして、地球温暖化というのは10年前からありますけれども、いまだに悪い方へは加速しますけれどもいい方へは転がっていかないということがあります。

ついせんだったの話ですけども、個人のことになりますが、私は夜に三重県まで車を走らせたことがございます。これは仕事だったんですけども、そうしたときに「エコドライブ走行中」というステッカーを張ったトラックがたくさん通ってありました。企業でも、恐らくトラック業界でも、そういうことを推進していらっしゃるんだろうと思って見ました。そして、走るときも、トラックもすごいスピードで走っているのを前には見ておりましたけれども、最近は整然と淡々と100キロ前後で走ってありました。やはりエコドライブということを意識しての走行であったらと思っております。

そういうことは、やはり何かを張ってやるということによって自分にも意識を持たせること、そこで無謀な運転をストップさせることという意識の芽生えも出てくると思っております。

ぜひそういうことについて、市の方で、行政の方で市をあげて取り組んでいただけることでCO₂の削減につなげていくことができるのではないかと考えております。ぜひやっていただきたいと思うのですけれども、もう一度ご返答お願いできたらと思っております。

○議長（廣瀬 満君） 市民部長渡辺勝美君。

〔市民部長 渡辺勝美君 登壇〕

○市民部長（渡辺勝美君） 先ほど地球温暖化対策実行計画ができておるわけですが、今後推進計画というのを策定したいと思っているわけですが、これは市内全域にこういう活動を広めようというような計画でございまして、市内の事業者、それから市民の皆様、特にエコドライブにつきましては運転方法の工夫等によって環境負荷も減らすということで、安全運転、燃料の節約につながるエコドライブという方法等も今後周知していきたいと思っております。

○議長（廣瀬 満君） 安藤幸子君。

○13番（安藤幸子君） 優柔不断ではなくて、委員会の中でしっかり踏まえていただきまして、これは民間の方も入っていらっしゃるのだろーと思いますけれども、ぜひやっていただきたいと思います。これは経済効果にもつながってくると思っておりますので、お願いしたいと思います。

そのほかに、今度は、過去に質問したことの中で、まだ現実としてなされていないことがありますので、本当は羅列して出したかったんですけども、行政の方でしっかり引き続きやっていただけるものと信じてここには出してきておりませんが、廃プラの問題も環境問題です、エコと一緒に。

それから、行政側の規約の中に入っていると思うんですけども、古紙とかりサイクルのものがすべて盗難に遭っていると、持っていかれてしまっているというのがあります。そういうことも、最近では、東京の高裁で、古紙持ち去りが有罪判決で20万円の罰金を受けたというのも出ております。

私たちも、せっかく出しているのが盗難に遭ってしまっているという現実をずっと見てきておりますので、何とか対策をとって、これも幾らかの費用の経費にかかっているんじゃないかと思っております。

もっと大事なもの、きれいにやっていかなくちゃいけないことというのがたくさんあります。これは住民におっしゃって住民でやってほしいということになれば、そこでまたやれることも大いにあるのだろーと思っております。私たちも、生ごみの処理もやろうということで登録もさせていただいております。しっかりそういうことを踏まえてやっていただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（廣瀬 満君） 時間が延長になりますけども、あと一人、横張議員だけですので続けます。

12番横張光男君。

〔12番 横張光男君 登壇〕

○12番（横張光男君） 12番の横張でございます。お昼の鐘が鳴って大変恐縮とは存じますが、質問ははしょって簡潔にやります。お答えの方は、慎重に十分明快な答弁を私は期待をしております。

それでは、私の質問は二つありましたが、一つが済みましたもので、2番目の、平成20年度予算編成に当たりその方針と取り組みについてお伺いをするものでございます。

12月でございますので、時期的に平成20年度の予算編成作業には既に入っていることと存じます。特に財政課については、多分各課とヒアリングに入っているのではないかと考えられますので、そこで予算の基本的な方針をお伺いしたいと。そして、それは市長に基本的な予算編成方針をお伺いしまして、さらには担当課長に、具体的にどう取り組まれているのか、その点をお伺いしたいと思います。

ご承知のとおり、12月6日に国の財務省におきましては2008年度国家予算の財務省原案の大枠が固まったところでございます。それを見ますと、一般会計総額83兆7,000万円というような方向で、財務省が各課とのヒアリングに入っておるような状況でございます。

このうち、国の税収を見ますと、当初予算並みの53兆円台で推移するのではないかとというような予測もしております。歳出につきましては、大きく分けまして、国の政策的経費

である一般歳出を前年度より0.3兆円程度多い47.3兆円、さらには大事な地方に回す地方交付税交付金につきましては、1.3兆円多い16.2兆円程度が見込まれるというようなことでございます。しかし、借金に回します国債費は0.8兆円程度少ない20.2兆円程度となる見通しだということで、昨日の新聞には載っておりました。

政策に使う経費を税収などでどれだけ賄っていけるかということを示す基礎的財政収支、プライマリーバランスというものにつきましては、国は6兆円程度の赤字になるというような財務省の原案でございます。これらから見ますれば、国の財政状況がいかに厳しく、そして今までにない財政改革をしなければならぬということがはっきりと伺えます。したがって、これを地方の格差是正と申しまして財政配慮を期待することは大変厳しいのではないかというふうに思う次第でございます。

そこで、当市の状況はと申しますと、年々交付税は減少され、平成17年度の決算で見ましても経常収支比率が98.7%ということでございます。異常な数字でございます。経常的経費に対して経常的一般財源がどれだけ充てられるかというのが、この経常収支比率であるわけでございます。この比率が100に近いほど、ご承知のとおり財政に弾力性がないと言われるものでございます。

そして、平成18年度の決算を見ましても、若干はポイントは下がりましたが、相変わらず97.5という非常に高い数字で、ここ2年間推移をしている状況でございます。これらから見ますと、平成19年度の決算も間もなく終わろうとしていますけれども、これらもさほど経常収支比率が期待するほど下がることはないのではないかと考えております。

そういうことから見れば、つくばみらい市の財政状況は、はっきり申し上げまして健全財政とは間違っても言えないと私は断言しても過言ではございません。

こういうところで、一般的に見ますれば、この経常収支比率というのは、市では75から80が標準値であるということを言われております。町村の場合は70から75が標準値であると言われておりますので、いかにこのつくばみらい市の経常収支比率が高いかということがはっきりとわかってくると思います。

それでは、この予算編成に対してこの経常収支比率の引き下げに蛮勇を奮って健全財政に努めなければならぬのではないかと私は考える次第でございますけれども、その辺のところ、具体的には財政課長の答弁の中でお願いをしたいと。

1回目の質問を終わります。

○議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 平成20年度予算編成に当たりその方針と取り組みについてということで、いろいろ広範囲なお話がありました。

今定例議会で、当市の10年先の将来像を目指した基本構想の議決をお願いしております。このことによりまして、平成20年度からの予算編成の方向性が示されることになります。平成20年度予算編成にかんがみましては、今ございましたように自主財源の確保を急務としております。一方では、ゼロベースの視点から各費目の徹底した歳出改革を実行する指示をいたしております。

しかしながら、合併後の本市の一本化に向け重点的にどうしていくのかということでございますが、計画には七つの主題がございますけれども、しからば何を重点にやっていく

かということでございますが、予算編成の中でお願いしていることは、市道路線網の整備、これを代表とする合併特例債事業、それから少子化対策等、優先、緊急度、事業効果を検証しながら今回の予算編成に当たってまいりたい。基本的な考えでございます。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） まず、取り組み状況をちょっと簡単に触れたいと思いますが、例年ですと11月になってから予算編成指針を出しておりましたが、今年度はそれではなかなかこの財政難に対する市政もちょっとまずいということで、10月の末に指標を出しまして取り組みを始めました。

それで、この指標の大きな流れとしましては、歳入に関する事項と歳出に関する事項をお願いいたしまして、さらに一般行政経費、これはどうしても削減できない人件費とか一部事務組合、扶助費、それから公債費を除いた90%以内に要望していただきたいという形で指示いたしました。

それから、議員先ほどおっしゃられますように、予算編成上、一番弾力性を持ってるのが普通建設事業でございますので、それにつきましては、昨年19年度に対する15%削減で85%以内でお願いいたしますよと、そういう形でお願いしたところでございます。

しかしながら、予算要望を受け、現在ヒアリングも終了している状況でございますが、この中でも歳入と歳出の乖離状況は、正直申し上げて、まだまだ開きがある状況でございます。厳しい状況でございます。

しかしながら、これから、私、財政課の職員を引っ張りまして、要望ある箇所、現場をつぶさに見てまいりまして、どういう状況にあるのか、それを把握しながら、財政課内部でまず案を固め、それでもって今後、市長、副市長、部長とスケジュールを調整しながら、1月に入りまして本格的な予算編成作業を徹底してやってまいりたいと考えております。

そういう流れでございますので、とにかく現在の中身の中で、それから先ほど基金の状況を触れていただきましたけれども、財政調整基金は、おかげさまで逆に取り崩しをしない形で、温存できるような状況が徐々に出てきております。

それというのは、法人市民税、これが今定例会でも補正予算を組んでございますけれども、伸びがちょっと見られる、景気が、民間会社におかれてはその影響が法人市民税の方に伸びている状況のようでございますので、この辺のところはやや回復基調にあるのかなというふうな印象を持っております。

いずれにしましても、何らかの形で歳出改革、歳入確保策を講じながら、予算編成をこれから年末年始にかけ、基本的には1月末ぐらいに基本的な案を固めてまいりたいなという形でございますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 横張光男君。

○12番（横張光男君） ただいま市長から基本的なこと、さらには財政課長から具体的な答弁をいただきましたけれども、私もここに平成20年度の予算編成方針ということで財政課長からちょうだいしております。限なく私も読ませていただきましたけれども、この予算編成方針を見る限り、大変厳しさは十分うかがえる予算編成方針でございます。そして、今、財政課長から言われましたように、いわゆる一般財源ベースでの削減額を19年度当初予算並みに10%、一般行政経費。投資的経費については85を限度でいわゆるマイナス

15ということで、ここに具体的な数字が示されております。

しかし、私は、この予算編成方針だけで、財政課長、先ほど私が質問したのは、経常収支比率を下げるのにどのように取り組むのかということも含めて私は回答していただきなかったわけですが、これだけの平成20年度の予算編成方針、若干ニュアンスは違ってはおりますけれども、19年度、18年度の予算編成方針も私はこの時期にいつでもやっておりますから、若干は違ってはおりますけれども、ほぼ教科書どおりなんです、この予算編成方針は。まずいとは言いませんよ。ですから、具体的に、今まではそれで私もあるほどなということで2年間来ましたが、今回は、何と云っても、先ほど第1回目の質問でも申し上げましたように、経常収支比率が90何%後半に推移していると、2年間。これは財政課長ですので十分ご承知かと思っておりますけれども、いわゆる経常一般財源がふえるか、経常一般歳出を減らすか、どちらかなんです、この経常収支比率を下げるのは。

先ほどの答弁の中で、財政課長は、人件費、扶助費、公債費等については、先ほどの10%と15%は含まないんだということです。ということは、経常収支比率は、極端に言えば下がらないと言っても、若干は下がるでしょう、そのときの決算のあんばいですから。私はそこを申し上げたいんですよ。私が今回突っ込んで申し上げたのはそこなんです。

経常一般財源が1億円例えば出たとすれば、どのくらいの住民に対する事業ができるかということは、十分財政課長は知っていると思うんですよ。経常収支比率を5%下げてどれだけの経常一般財源が生み出せるのか。いわゆる歳入を確保する、歳出削減だというのは、歳入歳出一体改革というのは、耳にたこができるほど国ないし市町村では言われております。しかし、もう一步踏み込まないと、入ってくる金というのは、いわゆる企業誘致、今までの定例議会でも言われましたように企業誘致、財源確保も大事でしょう。しかし、今ある構造的な内容をどのようにするかによって、大きな財源がここに生じるんですよ。

例えば、先ほど申し上げましたとおり経常一般財源を1億円捻出したとしたら、3倍の3億円の建設事業に充てられるんですよ。その裏は、地方債を含め、そして国県の補助金を含めれば3倍の事業ができるということは、財政課長ですから十分承知だと思いますけれども、この辺のところに私はメスを入れなくてはならないんじゃないかと。それには、この予算編成方針の一番最後にありますように、先ほど答弁にもありましたように、一般行政経費、人件費、扶助費、維持補修費、経常一般歳出なんですよ。ここにメスを入れなくて、経常収支比率は私は下がらないと、こう思うんです。

その辺のところ、財政課長として、20年度予算編成に取り組む経常収支比率をどのくらい下げようと努力されているのか、具体的数字を示して、今現在97.何%の経常収支比率を3%下げる、そういう数字目標を持ったものでないと、理論上の予算編成方針は私はもう聞く必要はないと思っておりますので、その辺のところをどのようにされているのか、財政課長の再度の答弁を求めたいと思います。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

○財政課長（秋田信博君） 今、議員おっしゃいますように、具体的に金額がどれくらいというのは、私ちょっと能力がございませんのでつかんでおりません。

ところが、人件費のお話を申し上げますが、退職手当特別負担金が平成19年度は1000分

の185なんですよ。ところが、20年度は1000分の220ということで、片方で歳出削減をいたしましても片方で伸びてしまうと、そういうふうなことで、なかなか難しい状況にございます。

それから、業務委託経費を述べましても、現在、分庁舎方式でございますから、これも何を削減したらいいとか、いろいろ頭をひねって、ご叱声は十分耳にし、理解しているわけなんです、長期継続契約に踏み込んでも、それから補助金の20年度のやっておりますけれども、なかなか……。当然、19年度の経常収支比率はまだ出ておりませんから、これは私自身の予測ですが、現在の経常収支比率はまず下がると、これは見ております。

というのは、三役そのものがですね、人件費もやっていますし、その他の改革をやっておりますから、当然これは数値的には下がると、これは自信を持って言えるのですが、いかんせん歳入の方も、また交付税が19年度のベースで維持できればいいんですが、これでもできる約束もない。そうすると、例えば5,000万円減るといって、今度は5,000万円の分を事業費の方でなかなか確保できないと、毎年毎年こういうことを繰り返しております、ちょっともう少し打ち明けた話をしますが、18年度の本予算編成のときも、歳入と歳出の開きの状態が非常に大きかったですので、やっぱりこれは財政担当しておりますと実際衝撃でした。果たしてこれは予算がどういうふうな歳入を当て歳出をどのように削減したらよろしいのか、そういう状況で、たまたま18年度は6月の下旬でしたから、繰越金とある程度の財源が見られましたけれども。とにかく議員おっしゃることは十分ご理解させていただいて、ご叱声を耳にしながら取り組んでおります。

具体的には、ちょっと申しわけございませんが、なかなか金額で目標を示せないのが実態でございます。そういう形でご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣瀬 満君） 横張光男君。

○12番（横張光男君） 3回目ですから、時間も20分です。

ただ、非常に残念なのは、今、財政課長からご答弁がありました数字目標は挙げられないというようなことで言われましたけれども、前段でだれかの議員さんから財政改革の問題も出ましたと思います。数字目標を持って当たってほしいというようなことも言われたかなと思うのですが、今の財政課長の答弁ですと、財政課長は優秀ですから、努力はされて、その姿勢はうかがえます。しかし、19年度の経常収支比率も多分下がるだろうという、そういう……もっと危機感を持って、何%下げるんだという目標を持ちながら、それで、先ほど申しましたように市の部ではこの経常収支比率が50になることは絶対あり得ないわけですからわかるんですが、75、80に近づけていくためには何カ年計画でこういう構造改革、経常一般財源の削減を図って、経常一般歳入との兼ね合いでこうしたいというぐらいの、それが達成されるかされないかは、これは生きているものですから未知数ですよ、交付税も不確定要素が多分にありますから。しかし、そのくらい一本の筋金が入った財政改革をすべきではないかと。

自然に任せてはいないでしょうけれども、どうもその辺のところうかがえるということで、私は大変残念であると言わざるを得ません。先ほど申しましたように、経常一般財源の動きを見ながら、経常一般歳出をどうするかでこの経常収支比率の差が出てくるわけですから、確かに経常一般財源には交付税も入っております。その主たるものは税なわけですから、ある程度私は読めると。そういうことを切り込みながらやっている市町村もあるわけですよ。その結果、数字目標を設けたから、そのとおりいかなかったから後でど

うなんだということは、私は申しません。しかし、明快なる目標を持たないところに、私は達成はあり得ないと思います。

時間でございますので答弁は要りませんけれども、その辺をぐっと腹に据えて、英断を持って今後の財政改革に臨んでいただきたいことを強く申し上げまして、私の一般質問を終了とします。

以上でございます。ありがとうございました。

議案第 8 2 号 つくばみらい市総合計画基本構想の策定について
議案第 8 3 号 つくばみらい市部設置条例の一部を改正する条例
議案第 8 4 号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 8 5 号 つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例
議案第 8 6 号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第 8 7 号 つくばみらい市営住宅条例の一部を改正する条例
議案第 8 8 号 つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
議案第 8 9 号 つくばみらい市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例
議案第 9 0 号 つくばみらい市下水道条例の一部を改正する条例
議案第 9 1 号 つくばみらい市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
議案第 9 2 号 つくばみらい市水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第 9 3 号 平成 1 9 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 9 4 号 平成 1 9 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 9 5 号 平成 1 9 年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 9 6 号 平成 1 9 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 9 7 号 平成 1 9 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 9 8 号 平成 1 9 年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（廣瀬 満君） 日程第 2、議案第 82 号から議案第 98 号まで、17 案件を一括して議題といたします。

議案に対する質疑については、期限までに本職あてに通告がありませんので、省略いたします。

議案第 8 2 号～議案第 9 2 号及び議案第 9 4 号～議案第 9 8 号について各委員会付託

○議長（廣瀬 満君） 日程第 3、議案第 82 号から議案第 92 号及び議案第 94 号から議案第 98 号について各委員会付託を行います。

お諮りします。

この際、お手元に配付しました議案付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり各委員会に付託することに決しました。

なお、議案第93号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）については、各委員会において所管部分の審議を行うことといたします。

散会の宣告

- 議長（廣瀬 満君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回の本会議は12月18日午後1時から開きます。

なお、討論を行う場合は17日の午後までに通告願います。

本日はこれで散会します。

どうもご苦労さまでございました。

午後零時25分散会

第 4 号

〔 12 月 18 日 〕

平成19年第4回
つくばみらい市議会定例会会議録 第4号

平成19年12月18日 午後1時03分開議

1.出席議員

1番	高木寛房君	16番	飯野喬一君
2番	鴻巣早苗君	17番	大好光君
3番	染谷礼子君	18番	海老原弘君
4番	中山栄一君	19番	富山和夫君
5番	倉持悦典君	20番	山崎貞美君
6番	飯泉静男君	21番	廣瀬満君
7番	堤 實君	22番	今川英明君
8番	福島克良君	23番	豊島 葵君
9番	岡田伊生君	24番	細田忠夫君
10番	古舘千恵子君	25番	倉持眞孜君
11番	直井誠巳君	26番	川上文子君
12番	横張光男君	27番	中山 平君
13番	安藤幸子君	29番	神立精之君
14番	松本和男君	30番	市川忠夫君
15番	古川よし枝君	32番	野田正男君

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯島善君
副 市 長	小林弘文君
教 育 長	豊嶋隆一君
総 務 部 長	海老原 茂君
市 民 部 長	渡辺勝美君
保 健 福 祉 部 長	鈴木 等君
産 業 振 興 部 長	鈴木 清君
都 市 建 設 部 長	青木 秀君
教 育 次 長	倉持政永君
会 計 管 理 者	豊島 久君
秘 書 広 聴 課 長	森 勝巳君
参事兼企画政策課長	中川 修君
総 務 課 長	湯元茂男君
財 政 課 長	秋田信博君
水 道 課 長	間根山知己君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪瀬重夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
議 会 事 務 局 副 参 事	井 波 進 君
書	亀 田 和 義 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成19年12月18日(火曜日)

午後1時03分開議

- 日程第1 議案第82号 つくばみらい市総合計画基本構想の策定について
議案第83号 つくばみらい市部設置条例の一部を改正する条例
議案第84号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第85号 つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例
議案第86号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第87号 つくばみらい市営住宅条例の一部を改正する条例
議案第88号 つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
議案第89号 つくばみらい市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例
議案第90号 つくばみらい市下水道条例の一部を改正する条例
議案第91号 つくばみらい市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
議案第92号 つくばみらい市水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第93号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算(第3号)
議案第94号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第95号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第96号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議案第97号 平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議案第98号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算(第1号)
請願第7号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書
- 追加日程第1 発議第8号 町長公用車の使用についての事実関係の解明と、適正な対応を求める決議
- 追加日程第2 発議第9号 道路整備の推進と財源の確保に関する意見書
- 追加日程第3 発議第10号 県南・県西広域水道用水事業の統合を早期に実現し契約料金の引き下げを求める意見書
- 追加日程第4 発議第11号 こどもの医療費無料制度の創設を求める意見書
- 追加日程第5 発議第12号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1	議案第82号	つくばみらい市総合計画基本構想の策定について
	議案第83号	つくばみらい市部設置条例の一部を改正する条例
	議案第84号	つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
	議案第85号	つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例
	議案第86号	つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
	議案第87号	つくばみらい市営住宅条例の一部を改正する条例
	議案第88号	つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
	議案第89号	つくばみらい市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例
	議案第90号	つくばみらい市下水道条例の一部を改正する条例
	議案第91号	つくばみらい市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
	議案第92号	つくばみらい市水道事業給水条例の一部を改正する条例
	議案第93号	平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）
	議案第94号	平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
	議案第95号	平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）
	議案第96号	平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第97号	平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第98号	平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）
	請願第7号	高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書
追加日程第 1	発議第8号	町長公用車の使用についての事実関係の解明と、適正な対応を求める決議
追加日程第 2	発議第9号	道路整備の推進と財源の確保に関する意見書
追加日程第 3	発議第10号	県南・県西広域水道用水事業の統合を早期に実現し契約料金の引き下げを求める意見書
追加日程第 4	発議第11号	こどもの医療費無料制度の創設を求める意見書
追加日程第 5	発議第12号	高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書

午後 1 時 0 3 分開議

開議の宣告

○議長（廣瀬 満君） ただいまの出席議員は28名です。欠席議員は、17番大好 光君、

20番山崎貞美君です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局副参事、事務局主幹、議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入るに先立ち、総務部長の発言を求めます。

総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

○総務部長（海老原 茂君） 去る12月12日の川上議員の一般質問の、福岡堰土地改良区にかかります公用車の使用と職員の派遣についてであります。職員の派遣につきましては、16年度に6回ございました。この6回分につきましては、旅費相当分、日当相当分8,800円を福岡堰の方から負担をしていただいております。

ただ、給与につきまして、事務処理に遺漏がございました。また、公用車の使用につきましては、この6回のうち1回を使用してございます。今後は、適正な事務処理に努めていく所存でございますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） 以上で報告が終わりました。

ここで暫時休憩をします。

午後 1 時 0 5 分休憩

午後 1 時 2 1 分開議

○議長（廣瀬 満君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

17番大好 光君、20番山崎貞美君出席です。

日程追加

○議長（廣瀬 満君） お諮りします。

ただいま、川上文子君外2名から、発議第8号 町長公用車の使用についての事実関係の解明と、適正な対応を求める決議が提出されました。この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。よってこの際、発議第8号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

発議第8号 町長公用車の使用についての事実関係の解明と、適正な対応を求める決議

○議長（廣瀬 満君） 追加日程第1、発議第8号 町長公用車の使用についての事実関係の解明と、適正な対応を求める決議。

説明を求めます。

川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

○26番（川上文子君） 急遽、発議を出させていただきました。

説明をしたいと思います。

今、紹介がありましたように、町長公用車の使用についての事実関係の解明と、適正な対応を求める決議案です。

中身については、つくばみらい市平成19年12月議会において、飯島市長が、福岡堰土地改良区理事長を務めていた平成14年11月から平成18年3月までの期間に、公用車の私的使用があったのではないかという疑問が出された。公用車の運行記録に基づき、事実関係を明らかにし、不適切な使用が明らかになった場合は、市として適正な対応、処理を行っていくことを求めるものです。

この問題については、さきの12月議会の一般質問の場で、飯島市長がかつて町長の時代に、福岡堰土地改良区の常勤の理事長として3年余務めていた期間の問題について質問をいたしました。福岡堰土地改良区の常勤理事長を務められていたときに、平成14年ですけれども、5カ月の間で79日、平成15年度は1年間で222日、平成16年度は222日、平成17年度は213日と、土日祭日を除くほとんどの日、福岡堰土地改良区に理事長として通っていました。

この問題については、私は一般質問の中で、常勤の特別職である町長が重要な執務時間を毎日割いて一団体に足を運ぶ、このことの是非を問いました。同時に補助金を出す地方公共団体の長が、補助金を受ける団体の長を兼務する、これは地方自治法の142条の兼業禁止の法律にはわずかに抵触をしませんけれども、ほとんど同じ意味を持つ兼業禁止と同等の重さを持つ問題ではないかというふうに思っています。それらの問題はとても大きな問題だと思うのですが、少なくとも法的な問題からいえば、公用車を使って福岡堰土地改良区に、関係している方からの証言に基づきますと、かなりの頻度で通っていた、この問題は法的にも十分に問われる問題だというふうに思っています。この点については、少なくとも明らかにすることを一般質問の場で求めました。

この点について、副市長は、公用車の使用の部分ですけれども、当然公用車を私用に使うということは大変問題があると思います。当然当たり前のことだと答弁をされています。引き続いて総務部長が、私が今議会中にでき得限りの調査をして、この問題について、市としてどうしていくのか明らかにしてほしいというふうに質問をしたのに答えまして、ご指摘の形で対応していきたいというふうに答弁をされています。これに基づいて、さっき総務部長が報告をされたわけですが、報告は極めて不十分です。

今お手元に、職員の派遣に関する協定書というのを配らせていただいたのですが、これは、公用車を使って福岡堰土地改良区に行ったときに法的な問題も起こるということで、平成14年に伊奈町と福岡堰土地改良区との間で協定が結ばれています。派遣期間は平成14年12月1日から平成15年10月31日までで、この協定は延長されていません。

この協定で何が取り交わされているかといいますと、第8条のところに書いてありますように、伊奈町が運転手の北泉さんに払った給与、それから旅費については、福岡堰が伊奈町に戻していく、返金していくということが協定で定められています。これに基づいて、どのくらい支払われたのかということで担当部局に確認をしましたところ、出されたのが右側のものです。2007年12月11日に総務部人事課から出されていますが、今総務部長が報告されましたように、平成16年に1件合計8,800円のみということです。

今総務部長も言われていましたように、この中には協定で取り交わされている給与も支払われていません。しかもこれを払われたのは、この3年半の中でたった1回です。実際

には、福岡堰の職員の方、それから、さまざま地域住民の方からしますと、頻繁に、飯島、町長だった町長が、福岡堰に公用車を使って行っているというふうに証言をしています。市長自身も一般質問の中で、自分の公用の途中では寄っているというふうにお話もされています。途中で寄ったとしても、明確にこの協定に基づく対応がされなければならなかった。ところがそこが全くされないで、たった1回8,800円のみが支払われていただけです。

いずれにしても、私は自分の車で行ったのだと、ほかの人たちはいやそんなことはない、大半公用車で来ていたと食い違っているわけですから、公用車の運行記録が当然伊奈町の中で残されているはずですよ。残されていないとすればこれは大変問題です。当然残されているわけですから、運行記録に基づいて、実際に行った回数が今総務部長が言われた回数だけなのかどうなのか、そこも事実的な検証をする必要があります。

いずれにしても、不適切な使用は十分この中で疑問が投げかけられているわけですから、運行記録に基づいた事実関係を明らかにして、市として責任ある対応をしていくことが要求されるんだろうと思います。

今、飯島町長は市長としてこの市の責任者になっているわけですから、過去の問題とはいえ、過去の問題としてそのままあいまいにすることは、私は許されないというふうに思います。さまざまたくさん問題ありますけれども、少なくとも公用車の使用の問題については法的にも問われる問題です。この決議に基づいて、私たちの任期は限られているわけですから、その任期中に事実関係を明らかにして、市の対応を決めて、そして議会に明らかにすること、これは当たり前なことだと思いますし、この要求は市民から見ても当然のことだというふうに思います。

ですから、全議員の方の賛同のもとに、このつくばみらい市が市民の信頼を欠くことのないように、議会として責任ある決議をしていただいて、ただすべきところはただして、そして市民の理解の上に新しい市をつくっていくという方向で議会としても一緒に努力をしていきたいというふうに思っています。ぜひ議員の方の賛成をしていただくことを強く求めて説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬 満君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第8号については、会議規則第35条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。よって、発議第8号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから発議第8号について採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣瀬 満君） 起立少数です。したがって、発議第8号は否決されました。

議案第82号 つくばみらい市総合計画基本構想の策定について

議案第83号 つくばみらい市部設置条例の一部を改正する条例

議案第84号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第85号 つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

議案第86号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第87号 つくばみらい市営住宅条例の一部を改正する条例

議案第88号 つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

議案第89号 つくばみらい市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例

議案第90号 つくばみらい市下水道条例の一部を改正する条例

議案第91号 つくばみらい市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

議案第92号 つくばみらい市水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第93号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）

議案第94号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第95号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第96号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第97号 平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第98号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）

請願第7号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書

○議長（廣瀬 満君） 日程第1、議案第82号から議案第98号及び請願第7号を一括して議題といたします。

これより委員長報告に入ります。

本会議において各委員会に付託された案件の審査経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長横張光男君。

〔総務常任委員長 横張光男君 登壇〕

○総務常任委員長（横張光男君） それでは、総務常任委員会に付託されました議案の審議の経過と結果につきましてご報告申し上げます。

総務常任委員会に付託されました議案は、議案第82号、83号、84号、そして議案第93号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）の総務常任委員会所管部分の、これは審議のみでございます。

それではまず最初に、議案第82号からご報告申し上げます。

議案第82号 つくばみらい市総合計画基本構想の策定についての議案につきましては、

総務委員会単独ではなくて、教育民生、経済常任委員会と連合による審査で行いましたので、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

総務常任委員会は、去る12月13日午前10時より開催いたしました。先ほども申し上げましたように、82号の連合審査により審査をしましたのでご報告申し上げます。

総務委員が10名全員出席でございます。教育民生委員、全員、経済常任委員が1名のみ欠席で、皆さんの出席のもと開催をいたしました。なお執行部からは、全部長、並びに関係課長、職員等が出席されました。

まず、議事に入りまして、議案第82号 つくばみらい市総合計画基本構想の策定についてを議題とし、執行部より説明を受け、企画政策課長が、伊奈町・谷和原村合併協議会が策定をした新市建設計画、つくばみらい市まちづくり計画を踏まえ、平成20年度から平成29年度までの10力年のつくばみらい市総合計画基本構想であると。町の将来像を、活力に満ちたうおいとやすらぎのまち」と位置づけ、まちづくりの基本目標は「みんなを結ぶみらいのまち」、まず都市基盤の整備を初め7本の柱で、人口推計、土地利用計画、及び施策の大綱とで構成されているとの説明があり、詳細な説明を受け、質疑に入りました。

質疑につきましては、多数の委員から活発なご意見等が出されました。ここで、そのすべての意見を申し上げることははしります。全員出席でございますので、改めてご報告することはないと思いますので、はしりますけれども、いずれにしても、総体的に申し上げられることは、この総合計画は、やはり理想であって、それを担保する、果たして実現が可能なのか否かという質問が大勢であったというふうに私は感じております。そしてなお、これらが果たして理想であるけれども、これらを担保する、いわゆる、すべき財政計画というものが明示されないことから、その実現性がうかがえないというようなことが、総体的なご意見としてあったと思います。

なお、詳細については、議員の皆さん全員が出席ございましたので、改めてここつぶさには申し上げませんので、省略いたします。

以上で質疑を打ち切り、採決に入りました。

なお採決につきましては、審議が連合審査で、採決は総務委員会に付託でございますので、採決は総務常任委員のみの採決でございます。

採決の結果、賛成多数で議案第82号 つくばみらい市総合計画基本構想の策定については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会での連合審査は終了いたしました。

引き続き単独の総務常任委員会の結果をご報告申し上げます。

まず、議案第83号 つくばみらい市部設置条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部より説明を求め、執行部から、20年度よりさらに行政組織のスリム化を図っていくための説明で質疑に入りました。

この一部改正条例で両庁舎にまたがる組織変更があるが、市民への周知を十分にされたいということの質疑がございました。生活環境課は谷和原庁舎に移動するというような回答がございました。なおこの変更は、3月広報紙等で市民に十分周知徹底を図るというような答弁がございました。

ほかには質疑がなく、審議の結果、全員賛成をもって議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第84号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例を議題とし、執行部より説明を求めるに、平成19年8月に人事院勧告があり、一般職員の給与の改定等を勧告どおり完全実施するものであるとの説明で質疑に入りました。

質疑の一部は、この給与改定による財源はどのくらいなのか、そして他町村との比較ともなります改定後のラスパイレス指数はどのくらいになるのかという質問がございました。それに対して、財源については、おおむね約964万円の財源が必要であると。なおラスパイレス指数については、国家公務員の給与改定等もあり、現在は比較はしていないということでした。

さらに、この給与改定は、若年層のみの改定であるが、その理由はいかがかという質問もございまして、さらには、人勧どおり完全実施しなければならないのかというような質問もありました。これに対して、前段のものは、財政が非常に厳しい折であり、やはり若年層のみの改定であったというような答弁でございました。なお後段の答弁については、人勧は勧告どおりではなくて、市単独での改定も可能であるということでした。

ほかに質疑がなく、審議の結果、全員賛成をもって、議案第84号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第93号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）の総務常任委員会所管部分の、これは審査のみでございしますので、審査のみを行いました。

執行部より説明を求め、質疑に入りましたところ、賦課徴収費の備品購入費10万1,000円の自動車差し押さえ用タイヤロックとあるが、どのようなときに使用するのかとの質問等がございました。これは、悪質な場合と判断した場合のみ使用していく予定であるとの答弁でございました。

ほかには質疑がなく、審議を終了いたしました。

以上が総務常任委員会に付託されました議案の審議の経過と結果でございます。議員各位には、委員会決定にご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして委員長報告といたします。以上です。

○議長（廣瀬 満君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長山崎貞美君。

〔教育民生常任委員長 山崎貞美君 登壇〕

○教育民生常任委員長（山崎貞美君） 教育民生常任委員会委員長報告ということで、去る12月14日に教育民生常任委員会を開催し、付託されました議案4件及び請願1件につきまして審査をいたしました。

その審査の経過並びに結果についてご報告をいたします。

まず、執行部から議案内容について説明を求め、その後各委員から質疑、意見を求める形で実施をいたしました。

議案第85号 つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例についてであります。祝金の支給対象年齢を節目の年齢とし、77歳、88歳、99歳、祝金の額を増額するとともに、基準日以降に死亡したときの弔慰金を廃止するための条例の一部を改正するものです。

委員からは、改正の内容や対象年齢や祝金の額についての質問がなされ、さらには、少

なくとも広く支給すべきではないか、このような意見が出されました。執行部からは、近隣市町村等の状況や財政状況等を勘案の上、対象年齢を節目の年にする——先ほど申し上げましたように77歳、88歳、99歳——旨の答弁がなされるなど、大変活発な意見が交換されました。

審査の結果、原案に対しまして賛成少数ということで、否決すべきものと決定した次第でございます。

議案第86号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

平成20年4月1日から国民健康保険税の特別徴収が開始されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

委員からは、年金額が年18万円以上の人から国保税を天引きにされるこの制度そのものが問題である、このような意見が出され、執行部からは、少ない年金から天引きされることは苦しいと思うが、一方で、国保税の徴収率が上がり、公平性が保たれる旨の答弁がなされました。

審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第94号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ1,207万6,000円を追加し、予算の総額を46億1,707万3,000円とするものであります。

委員からは、歳入の療養給付費交付金の過年度分の予測と、一般会計の繰入金の減額についての質問が出され、執行部からは、当初予算での予測はできないため、補正予算でお願いしたい。また一般会計繰入金の減額は法定外の収入なので、ことし収入増のため、一般会計繰入金を減額した旨の答弁がございました。

審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第95号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第2号)については、歳入歳出の金額に変更はなく、項の変更をするものであります。

委員からは、法改正後1年で予防サービス主体の事業が増加しなかった、今後の見通しについての質問が出され、執行部からは、法改正により介護予防へ進むと考えていた。支援の予防ができなかったことではなく、予防事業の見込み予想ができなかったもので、今後も予防を進めることとなる旨の答弁がなされるなど、大変活発な意見交換が行われました。

審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第93号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算(第3号)、当委員会の所管部分については、執行部より説明を受け、審査をいたしました。

委員からは、父子及び母子家庭福祉金の件数についての質問が出され、執行部から、当初見込んでいた数が不足したため補正する旨の答弁がございました。

次に、請願第7号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書については、紹介議員であります市川忠夫議員に出席を依頼し、請願の趣旨等を説明していただきました。その後、各委員から意見を求める形で実施をいたしました。

委員からは、請願に対する賛成、反対の意見が出され、審査の結果、賛成多数で採択すべきものと決した次第でございます。

以上で、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について申し上げますが、この決定に対し議員各位のご賛同をお願いをいたしまして、ご報告を終わります。

○議長（廣瀬 満君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

9 番岡田伊生君。

〔 9 番 岡田伊生君 登壇 〕

○ 9 番（岡田伊生君） ただいまの委員長報告なのですが、議案第85号 つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例ということで、委員会の方では取り下げるといいますか、否決というような報告だったように思うのですが、私欠席していましたので、傍聴させていただいておりません。ぜひともその辺の中身をもう少し詳細に教えていただければと思います。

○議長（廣瀬 満君） 教育民生常任委員長山崎貞美君。

〔 教育民生常任委員長 山崎貞美君 登壇 〕

○教育民生常任委員長（山崎貞美君） 岡田議員に説明を申し上げます。

まず、改正条例ですと、77歳、88歳、99歳、その節目に限って敬老祝金を出すと。その額が7,000円、1万円、1万5,000円ということでございます。先ほど私説明を申し上げただけけれども、まだのみ込めないようですね。

そういう意味で、委員会の中では、80歳以上広く、例えば一律3,000円等にして、そして今、確かにつくばみらい市、非常に財政難であります、それよりも突出しない程度で広く浅く、そして皆さんが本当に年をとられて、市からお祝い、おめでとうござますというのを、節目じゃなくて、大勢の方に喜んでいただけるような案がいいのではないかと、このような決意で皆さんは原案に対して不採択、反対だということで、お年寄りに対して祝金を出すのが反対だとか、そういうことではございません。よろしいですか。わかりましたか。

○議長（廣瀬 満君） ほかに質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。

次に、経済常任委員長今川英明君。

〔 経済常任委員長 今川英明君 登壇 〕

○経済常任委員長（今川英明君） それでは、経済常任委員会に付託されました報告をさせていただきます。

経済常任委員会は、12月14日金曜日の1時半から開かれました。欠席議員は1名であります。議案は、議案第87号から92号までの条例改正ということであり、それから93号につきましては、一般会計の補正予算の審査ということであり、

内容につきまして、議案第87号 つくばみらい市営住宅条例の一部を改正する条例でありますけれども、この件は、暴力団による不当な行為を防止ということで、一部改正の条例であります。

出席議員から質問がありまして、最初の申し込みが大切で、推薦人など確認する必要があるというようなことがありました。これに関しまして、課長答弁でありますけれども、申込書を提出いただきまして、細かく説明をいただきました。

それから、御出子住宅の廃止ということが一部入っていますけれども、その経費ということの質問が出ました。この質問に関しまして、現在1戸の空き家で、土地は賃借なので、更地にして地主に返す。建物の処分費用は予算が計上してあるということでもあります。それから、先ほどの暴力団に関しましては、公安委員会などと十分調整をしてほしいというような意見も出されました。

採決の結果、全員賛成ということで可決されました。

それから、議案第88号 つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例でありますけれども、これは合併によりまして事業の統合ということで、料金改定が主な要因の改正であります。

市全体の収支と統一前と後ではどうなっているのかという質問が出されました。これに関して答弁は、年間約400万円ほどの減収ということで答弁ございました。それから自家水、いわゆる井戸水の取り扱いはどうかというような質問が出まして、これは暫定水量ということで、1人当たり6平米の人数ということで計算をされるということでもあります。

採決の結果、賛成多数で可決されました。

議案第89号 つくばみらい市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例でありますけれども、これも農業集落排水と同じ、農業集落排水の改正に伴って同様の制度を有するコミプラの一部を改正する条例ということでございます。この件は質疑はございませんでした。

採決の結果、賛成多数ということで可決をされました。

それから、議案第90号 つくばみらい市下水道条例の一部を改正する条例、この件につきましても、やはり使用料金体系、それから徴収方法の改正ということで、一部を改正する条例であります。質疑はございませんでした。

採決の結果、全員賛成ということで可決されました。

議案第91号 つくばみらい市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例でありますけれども、これも合併によります事業統合に伴い一部を改正する条例であります。

質疑は、流末の水圧が弱い、口径も考慮をしてほしいというような要望がありました。これに対しまして、執行部の答弁は、今後検討させていただきたいということでもあります。

採決の結果、全員賛成ということで可決されました。

議案第92号 つくばみらい市水道事業給水条例の一部を改正する条例でありますけれども、これも合併による事業統合に伴い、水道料金の改定をする条例であります。質疑はございませんで、採決の結果、全員賛成で可決されました。

議案第96号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でありますけれども、この件に関しましても質疑はございませんで、全員賛成で可決されました。

それから、議案第97号 平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でありますけれども、この件も質疑はございませんで、採決の結果、全員賛成で可決されました。

それから、議案第98号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）でありますけれども、この件につきましても質疑はありませんで、全員賛成で可決されました。

それから、議案第93号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）の経済

委員会の所管部分でありまして、これは審査のみということであります。

質問は、何点か出ました。申し上げますと、担い手支援センターの運営はＪＡが行っているが、市職員の派遣などを含め、ＪＡと交流により進めるべきではないかというような質問が出されました。この件につきましての執行部の答弁でありますけれども、職員の派遣等も検討したが、派遣せずに協力体制で推進してきたと。事務については、スムーズに今のところ進んでいるということであります。今後も、密に協力しながら推進をしていきたいというようなことであります。

それから、農村公園の遊具撤去等について、また新設について質問がございました。旧谷和原時代のときも、地元の意見を聞いて新設はしていないと。今後もそのような要望はないということで、新設はしないということであります。

それから、園芸施設の補助対象ということで質問がございまして、これは花卉部会、つくばみらい市の10名ほどの花卉部員の人がやっているということで、補助金が今回補正されております。その補正に関しまして、県の補助金ばかりでなく、市独自の補助金はないのかというような質問がありましたけれども、これはないということで、県だけの補助のみであるということであります。

それから、先ほどの遊具で、旧伊奈にあります農村公園の補助をしていたが、全体の点検、いわゆる遊具がもうかなり老朽化といいますか、傷んできまして、今回も撤去されるわけでありますけれども、その点検などを行ってほしいという要望がありました。この件につきましては、農政課所管の箇所について、現地を確認しながら対応していきたいということであります。

それから、生産調整を100%できたか、今回の県との補助、100%ないと補助が少なくなるといったことでもありますけれども、それは大丈夫かというような質問もございました。この件につきまして執行部の答弁は、やはり100%できていないと県の補助金制度もかなり減少するのではないかと、見通しでありますけれども、そういうふうな話がございました。

以上が経済委員会に付託されました案件であります。この件につきましては、委員会の結論を皆さんにご理解いただき、ご賛同いただきたくご報告申し上げます。以上です。

○議長（廣瀬 満君） 経済常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。

各委員長の報告及び質疑が終わりました。

討論・採決

○議長（廣瀬 満君） これから討論、採決に入ります。

それでは、議案第82号 つくばみらい市総合計画基本構想の策定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第82号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 挙手多数です。よって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号 つくばみらい市部設置条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第83号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第84号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号 つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について討論を行います。

通告がありますので、まず原案に対し反対の方の発言を許します。

26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

○26番（川上文子君） 議案第85号 つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について、反対をいたします。

本案は、77歳、80歳、85歳、そして88歳以上すべての高齢者に年額7,000円の敬老祝金を差し上げていたものを、77歳の方に7,000円、88歳の方に1万円、そして99歳以上の方に1万5,000円を支給することにして、支給総額約600万円を削減しようとするものです。

反対の第1は、高齢者の楽しみを次々奪っていくやり方、改定案の出し方について反対です。

合併前、谷和原村では77歳以上の方に1万円を差し上げていました。伊奈町では80歳以上の方に7,000円のお祝いを差し上げていたんです。合併後、この支給対象を狭めて、77歳、80歳、85歳そして88歳以上の方に年額7,000円にと切り下げられました。さらにまたことし引き下げをしようというものです。昨年支給対象から外されて、ことしはとっていたのにまた切り捨て、逃げ水のように消えていく祝金、合併後2年も改定するわけです。

地域を歩きますと、合併後もこの敬老祝金が節目になって削られた、不満の声が出されています。今回この改定案がもし通れば、さらにこの声は大きくなるのだと思います。こういう先を見通せない財政難だからと次々削減をしていくこのやり方は、市民の批判を受けるものです。しかも全員対象とする年齢を88歳以上から99歳以上に引き上げるということです。99歳以上は21名しかいないと報告されています。お祝金をいただいて祝われたのだと実感できる方がどの程度いるのでしょうか。祝金を受け取る喜び、自分の意思で生かせなければ祝金の意味を持ちません。

反対の第2は、こういうふうに次々と切り捨てられることに市民が反発をするのは、新市の方向づけが明らかになっていないからです。ここを削減をするけれども、ここはちゃんと守っていく、そういう市政の方向づけがされて、それが市民に納得できれば、市民の理解は得られるものです。

伊奈町と谷和原村の合併は、このままではやっていけないと強迫観念にかられるように、2カ月余りでばたばたと決められました。しかし少なくとも、合併することによって効率化が図られ、市民の暮らしを守ることができると考えて、多くの方々が合併に賛成をしたのだと思います。

しかし現実には、新市をどういう市にしていこうかという姿が見えないまま次々と市民負担がふやされる、そして財政難だ、だから5%カットだ、来年は15%一律カットだという連呼です。これでは、また切り捨てかとなるのは当然だと思います。

教育民生委員会での否決は、削減されることへの反対も去ることながら、連続して切り下げるなど、この市政のやり方への批判も多かったのではないのでしょうか、市政のあり方が問われているのだと思います。ここをしっかりと受けとめることを求めて本案に反対をいたします。

○議長（廣瀬 満君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第85号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案否決であります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔「否決に賛成だろう」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 原案に対して賛成の方。

〔「もっとはっきりやってくれよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔「原案に否決するのに賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 賛成だけ。

委員長は原案に対して否決でありますので。

〔「否決がいいのか可決がいいのかということで可決に賛成の人」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 原案ですから。

原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣瀬 満君） 起立多数です。よって、議案第85号は可決されました。

次に、議案第86号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

通告がありますので、まず原案に対し反対の方の発言を許します。

15番古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

○15番（古川よし枝君） 議案第86号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論をいたします。

この間、公的年金等の公助縮小などの税制改悪に連動して、国保税の大幅値上げが高齢者に襲いかかっています。同時に行われました2年連続の市国保税率の引き上げで、保険税が2倍3倍になったとあって、多くの市民が役場に問い合わせや抗議が殺到しました。その上、昨年の医療改悪法は、今議会提案された65歳から74歳の被保険者は、年18万円以上の年金給付があれば、保険税は年金から天引きするということを決めたのです。年18万円の年金は、月額にしますと1万5,000円です。少ない年金から一刻の猶予もなく年金先取りで税を徴収するという手段には賛成できません。

昨年の医療大改悪の特長は、高齢者、重症患者への情け容赦ない負担増と医療の切り捨てにありました。昨年10月からは、現役並み所得の70歳以上の方の窓口負担が2割から3割に引き上げられ、来年4月からは、70歳から74歳のすべての人の窓口負担は1割から2割に引き上げられ、そして65歳以上の高齢者の国保税は、介護保険料と同じように年金天引きをするということになります。

頼りのこの年金はどうかといいますと、国民年金しか受けていない高齢者は全国で910万人です。その受給額は、平均月額4万6,600円にすぎません。月2万円、3万円の年金者も膨大な数になります。課せられた税金は、年金天引きでも、納付書で支払っても、支払う額は変わりありませんが、年々削られていく可処分所得で、食事を削り、おつき合いも控えるなど、生活を切り詰め、やりくりをされている高齢者にとって、少しの納税猶予も許されないことは、あまりにも無慈悲というものではないでしょうか。

以上、反対の討論といたします。

○議長（廣瀬 満君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第86号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣瀬 満君） 起立多数です。よって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号 つくばみらい市営住宅条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第87号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号 つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第88号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号 つくばみらい市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第89号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号 つくばみらい市下水道条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第90号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 つくばみらい市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第91号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号 つくばみらい市水道事業給水条例の一部を改正する条例について討論を行います。

賛成討論の通告があります。

発言を許します。

15番古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

○15番（古川よし枝君） 議案第92号 つくばみらい市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、賛成の討論をいたします。

提案の条例は、伊奈町・谷和原村合併による水道事業の統合に伴う使用料金体系等の改正案です。

改正案では、平成20年4月から、水道料金は、基本料金と1トンからの従量料金の合算

額となります。伊奈町では、口径別5トンの基本水量制、谷和原村では、口径別はなしで、2カ月20トンの基本水量料金制という制度の違う中で料金体系を統一することは、当局も苦労されたと思います。統一を行う上で、料金引き下げが可能かどうか探求されたことがうかがえます。

結果は、伊奈地区では1.71%、谷和原地区では2.94%の引き下げで、全体平均で2.3%の引き下げとなっています。引き下げ幅は小さいものですが、1トンからの従量料金制にすることで、使った分だけの料金となり、少人数世帯にとっては負担軽減となります。また、節水の醸成もつくり出すことができます。

高い水道料金となる大きな要因は、県との契約水量と市の人口との乖離です。現在、平成17年度決算で見ますと、確保水源のうち1日平均給水量は、その73.6%、1日最大の給水量でも85.6%であり、まだ余分な水を県から買っています。市は県との契約水量の見直しや県水の料金を引き下げるよう県に求め、市水道料金の引き下げに一層努力することを求めて賛成の討論といたします。

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第92号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第93号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 平成19年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第94号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第94号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号 平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第95号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第95号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第96号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第96号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号 平成19年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第97号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第97号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号 平成19年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第98号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第98号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第7号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書について討論を行います。

通告がありますので、まず原案に対し反対の方の発言を許します。

24番細田忠夫君。

〔24番 細田忠夫君 登壇〕

○24番（細田忠夫君） 請願第7号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書について、反対の立場から討論いたします。

この高齢者医療制度は、医療費の上昇が続いている中であって、医療費制度をより充実、効率的なものにするために、国会におきましても、議論に議論を重ねられて、来年4月より新たにスタートする制度であります。しかしながら、今、与党内においても、負担増については凍結など、見直しが進められております。

その内容は、75歳以上の被扶養者が新たに負担する予定の保険料は、来年9月までの半年間は免除し、その後2009年3月までの半年間は9割軽減することになっております。また、70歳から74歳の窓口負担につきましても、2割への引き上げを見送り、来年度は1割のまま据え置く等が進められております。さらにその後の対応につきましても、引き続き検討されることになっております。このように負担増は皆無に近い内容であります。

今、各自治体におきましては、最終的な準備がなされている段階であります。民主主義のルールに従って決まったことであります。この時点で、中止、撤回をすることは、混乱を招くだけで、無責任と言わざるを得ないのではないかと思います。問題点があればそれを見直す姿勢こそ求められることであります。今その方向で取り組みがなされておりますので、推移を見守ることも必要ではないかと思います。よって、中止、撤回を求める請願には反対するものであります。

以上、反対討論といたします。

○議長（廣瀬 満君） 次に、原案に対し賛成の方の発言を許します。

26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

○26番（川上文子君） 請願第7号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書について、賛成の討論を行います。

後期高齢者医療制度というのは、昨年の医療改悪法によって導入が決められ、来年4月からスタートする予定で今進められています。

この制度は、後期高齢者75歳以上の方は、現在加入している国保や健保を脱退させられ、後期高齢者だけの独立保険に組み入れられる制度です。

現行制度との大きな違いは、現在、家族に扶養されている人も含め、すべての後期高齢者が保険料の負担を求められ、大多数が年金天引きで保険料を徴収されることになることです。介護保険料と合わせますと、多くの高齢者が毎月1万円を年金から天引きをされます。しかも従来75歳以上の高齢者は、障害者や被爆者などと同じく、保険料を滞納しても保険証を取り上げてはならないと国が定めてきましたが、今回の制度改悪によりまして、滞納者は保険証を取り上げられます。しかも保険料は2年ごとに改定されますが、後期高齢者の数がふえるのに応じて自動的に保険料が引き上がる仕組みもつくられています。つまり、保険料値上げをするのか、医療内容の劣悪化か、どちらをとっても痛みしかない選択を高齢者自身に迫るのがこの制度です。

知れば知るほどこの制度は問題が多い、国民の中からも声が上がっていますけれども、政府自身も、そういう中で一部凍結をせざるを得ない事態に追い込まれ、さらにこの制度それ自身への全国的な批判の中で見直しを迫られてきています。

さまざま全国的な運動が今広がっていますけれども、ことしの11月、先日の11月18日、高齢者の医療を考える県民フォーラム青森というのが青森県で行われました。この中の様子を見ますと、各党が参加をしています。民主党の下田敦子参議院議員、日本共産党の高橋千鶴子衆議院議員、社会民主党の阿部知子衆議院議員、新党日本の有田芳生副代表が参加をしています。

民主党の下田敦子参議院議員は、制度は、国民が知らない間に全部国によって仕組まれていたという感じだ。国は凍結するといっても、凍結ではいずれ解けてしまう、解ける、つまり制度が実施される前に、電子レンジで焦がしてしまおうと呼びかけています。

社会民主党の阿部知子衆議院議員は、75歳以上を区切りにして医療制度を変える国が世界にはないことを挙げて、高齢者をねぎらい、医療、介護の心配なく生きてくださいというのが国の本来の役割ではないかと訴えています。

新党日本の有田氏は、青森県でさまざまな運動が起こり、リハビリ制度については、青森県の運動の成果で見直しをさせてきた。後期高齢者医療制度も青森から声を上げて、凍結、中止に追い込もうと呼びかけています。こういう形で、今国会の中でも、この制度の見直しを大きく迫る声が広がっています。

全国的にも、300近い自治体が意見書を採択しています。また茨城県の後期高齢者医療の広域連合の会長の石塚氏、それから栃木県の後期高齢者医療広域連合の会長の吉谷氏、それから群馬県の後期高齢者医療広域連合の会長の松浦氏も、連名で厚生労働大臣に後期高齢者医療制度に関して、見直しを求める要望書も出されています。こういう形でさまざまな声が今広がっているところです。

確かに制度の確定は法律によって決められましたけれども、国民のこの声にこたえて、地方議会が国にものを言う、これが地方議会の大きな役割だというふうに思います。この制度の凍結、廃止という大きな広がっている国民の声にこたえて、このつくばみらい市議会でも、本請願を採択をし、国にこの声を届けていただきたい、このことを要望して賛成討論といたします。

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから請願第7号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

本請願は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣瀬 満君） 起立多数です。よって、請願第7号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

ここで暫時休憩します。

午後2時33分休憩

午後3時08分開議

○議長（廣瀬 満君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程追加

○議長（廣瀬 満君） お諮りします。

ただいま今川英明君外3人から、発議第9号 道路整備の推進と財源の確保に関する意見書が提出されました。この際、これを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。よって、この際、発議第9号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決しました。

発議第9号 道路整備の推進と財源の確保に関する意見書

○議長（廣瀬 満君） 追加日程第2、発議第9号 道路整備の推進と財源の確保に関する意見書。

提案理由の説明を求めます。

今川英明君。

〔22番 今川英明君 登壇〕

○22番（今川英明君） 発議第9号 道路整備の推進と財源の確保に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成19年12月18日提出

つくばみらい市議会議長 廣瀬 満様

提出者 つくばみらい市議会議員 今川 英明
賛成者 つくばみらい市議会議員 細田 忠夫
賛成者 つくばみらい市議会議員 堤 實
賛成者 つくばみらい市議会議員 豊島 葵

提案理由であります。

市民が安心して暮らせる町を目指し、道路特定財源については現行の税率水準を維持し、地方公共団体における道路財源の充実に努められるよう、別紙意見書を、衆参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）にあてて提出するものであります。

意見書の内容でありますけれども、つくばみらい市は、茨城県南西部、東京から40キロ圏に位置し、人口4万2,000人の農業を主とした産業とする市であり「活力に満ちたうるおいとやすらぎのまち」を将来都市像として、地域間の交流・連携による活力あるまちづくりや安心して安全に暮らせるまちづくりを推進しているところである。

しかし、当市内の道路は、改良率が16.8%と低いうえ、災害時の緊急車両が通行できない箇所、歩道（通学路）のない箇所、幅員狭小箇所などの危険な箇所が多数残ったままとなっている。また、市内を縦横断する幹線道路については、特に朝晩、著しい交通渋滞が発生しており、市民の安全で快適な生活に大きな支障をきたしている。これらを解消するための早期整備が強く望まれているところである。さらに、道路の維持管理においては、今後、老朽化した橋梁等が急増し、維持修繕費の増大が見込まれる。このような中、つくばみらい市では毎年、道路特定財源に加えて多くの一般財源を投資し、道路整備を行っている。そこで、国においては、以下の施策を講じられるよう、強く要望する。

記

- 1 地方が真に必要な道路整備を行うため、道路特定財源については現行の税率水準を維持し、その安定的確保を図るとともに、地方公共団体への配分割合を高めること等により、地方公共団体における道路財源の充実に努めること。
- 2 慢性化している渋滞解消のためにつくばエクスプレスの地域拠点間を連絡する広域道路整備を早期に実現すること。
- 3 高速道路付近の渋滞緩和のため国道294号線を早期に整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月18日

つくばみらい市議会

よろしく願います。

○議長（廣瀬 満君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第9号については、会議規則第35条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。よって、発議第9号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これから討論を行います。

通告がありますので、まず原案に対し反対の方の発言を許します。

30番市川忠夫君。

〔30番 市川忠夫君 登壇〕

○30番（市川忠夫君） 発議第9号 道路整備の推進と財源の確保に関する意見書について、反対の討論を行います。

つくばみらい市の道路建設の財源が必要なことは当然であります。しかし、意見書案の問題は、道路特定財源の確保の件であります。

特定財源は、国道と都道府県の舗装率が5%しかなかった半世紀前に、整備が急務だという理由で臨時措置法としてスタートした制度であります。ガソリン税や自動車重量税、軽油取引税などの巨額の税収を、専ら道路建設につぎ込む道路特定財源の仕組みをもって続けてきました。この特定財源をやめ、使い道を特定しない一般財源化して、社会保障などの予算にも回せるようにすることは国民的な重要課題であります。

こうした世論におされて、小泉元首相も、安倍前首相も、一般財源化を前提とした道路特定財源全体の見直しをあげてきました。けれども、この法改正を先送りしてしまったわけであります。

福田内閣においても、道路特定財源の一般化には、政府税制調査会も、財政制度など審議会も、おざなりの言及しかしておりません。政府が進めてきた特定構造改革の大きなごまかしが、また一つはっきりしたということであります。しかし、国民の世論が政府に一般財源化を公約させた事実は消えません。当初の公約を守って道路特定財源を一般財源化するように求めて討論といたします。以上です。

○議長（廣瀬 満君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから発議第9号について採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣瀬 満君） 起立多数です。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

日程追加

○議長（廣瀬 満君） お諮りします。

ただいま今川英明君外3人から、発議第10号 県南・県西広域水道用水事業の統合を早期に実現し契約料金の引き下げを求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。よって、この際、発議第10号を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決しました。

発議第10号 県南・県西広域水道用水事業の統合を早期に実現し契約料金の引き下げを求める意見書

○議長（廣瀬 満君） 追加日程第3、発議第10号 県南・県西広域水道用水事業の統合を早期に実現し契約料金の引き下げを求める意見書。

提案理由の説明を求めます。

今川英明君。

〔22番 今川英明君 登壇〕

○22番（今川英明君） 発議第10号 県南・県西広域水道用水事業の統合を早期に実現し契約料金の引き下げを求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成19年12月18日

つくばみらい市議会議長 廣瀬 満様

提出者 つくばみらい市議会議員 今川 英明

賛成者 つくばみらい市議会議員 細田 忠夫

賛成者 つくばみらい市議会議員 堤 實

賛成者 つくばみらい市議会議員 豊島 葵

提案理由でありますけれども、県南・県西地域の広域的水道整備の統合は、生活水の供給を確保するため急務な課題であります。また、統合することで、市民の負担を軽くするために、県水受水にかかる契約料金を引き下げよう、別紙意見書を茨城県知事あてに提出するものであります。

意見書の内容は、裏面に書いてありますので、よろしく願います。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月18日

つくばみらい市議会

以上であります。よろしく願います。

○議長（廣瀬 満君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第10号については、会議規則第35条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。よって、発議第10号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これから討論を行います。

賛成討論の通告がありますので発言を許します。

26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

○26番（川上文子君） 県南・県西広域水道用水事業の統合を早期に実現し契約料金の引き下げを求める意見書の案について、私は、非常にこれは迷いました。賛成をします。しますが、私は大変この中身については不十分だというふうに思っています。

県の水道事業の見直しを求めるというのは大変大切なことで、水道料金の大変高い原因が県水道事業に大きく要因をしています。県水の問題で言いますと、1点目として、県水の取水量をどれだけ抑えていくのかというのが大事な課題です。

伊奈町では、過大な契約水量によって、使わない水の料金まで県に支払わなければならない、このことが大変高い伊奈町の水道料金の大きな要因でした。合併をしまして、今後10年間の県水取水量をこれから県の方と調整をしていくわけで、そのときにどう定めるかというのが、市として、県の水道料金、今回の議案で2%の引き下げがありましたけれども、その契約水量を現実に合わせていくことで、私は水道料金はもっと下げられると思っています。ここが一つのポイントだと思います。

もう一つは、県の過大な水道事業の中身の抜本的な見直しが必要だと、ここが最大の争点で、合併が争点ではありません。

県はことしの1月16日に、新しい長期水供給計画、茨城水のマスタープランの改定案を公表いたしました。ここで初めて、都市用水の需要量予測を、従来計画よりも縮小する方針を初めて打ち出しました。

中身は、県の20年の人口が前回計画時の323万人から297万人に修正をする。その結果、1人1日当たりの最大給水量、これも前回計画の1日1人当たりの給水量を508リットルから455リットルに下方修正をいたしました。このことによって生ずる1日45万トンの余剰水についてどうするかということなのですが、これがこの計画の問題点で、余剰水が起るのに、その余剰水については、半分程度の水量を、湖沼の水質浄化や河川環境の改善など、水環境に配慮した環境用水に活用するのだと。さらに半分については、降水量減少など長期的な気象変動に対応する危機管理水量として確保するという方針を決めたのです。つまり、過大な計画だったと下方修正しながら、余った水については、環境用水という新しい文言をつくり出し、そしてまた危機管理用水としての新しい文言をつくり出して、結局垂れ流しをするということなのです。

本来言えば、下方修正したわけですから、県の水道事業自身の見直しが必要なのに、そこにはメスを全く入れない、結果として導水事業5年延長ということまで決めるという形で、こういう県の水道事業をやっている、県の水を買っている市町村にとっては、大変高い水道料金にならざるを得ないわけです。だからここにメスを入れることが必要です。

県南・県西用水の統合というのは、市長も、この間要求してきましたけれども、早く始まった県南水道、今黒字です。県南・県西を合わせることによって、つまり県南水道の水域の住民の負担によって今の県事業の問題点を解消しようというもので、これでは全く抜本的な解決にもならないし、県水道事業の基本的な見直しの方向を私はゆがめるようなことになるだろうという点では、私は県南・県西広域水道の統合を積極的に進めるという方向には決して賛成をしません。

しかし、今私はつくばみらい市の議員ですから、今つくばみらい市の市民の要求からす

ると、一番目が水道料金大変高い、ここを下げてほしいという声が第１番目の私たちのアンケートでの要求です。そのことからすれば、県南・県西水道の統合は一定の役割を果たすことも事実です。

ですから、この意見書についても、水道運営審議会やこの間の水道料金の統合についての議論の中で、何とか水道料金を引き下げたい、そういう思いの中からつくられたのだろうというふうに思います。そういう意味では、その趣旨は尊重したい。中身については、そういう問題点をもっているということをしっかりおさえていただいて、今後の中で、つくばみらい市が、県の過大な水道事業自身のあり方をただす方向で声を上げていくと、そこも含めて要望しながら、私はこの意見書については反対をしない、つまり賛成をするという立場に立ちたいというふうに思います。

以上です。

○議長（廣瀬 満君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから発議第10号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

日程追加

○議長（廣瀬 満君） お諮りします。

ただいま古川よし枝君外３人から、発議第11号 こどもの医療費無料制度の創設を求める意見書が提出されました。この際、これを日程に追加し、追加日程第４として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。よって、この際、発議第11号を日程に追加し、追加日程第４として議題とすることに決しました。

発議第１１号 こどもの医療費無料制度の創設を求める意見書

○議長（廣瀬 満君） 追加日程第４、発議第11号 こどもの医療費無料制度の創設を求める意見書、提案理由の説明を求めます。

古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

○15番（古川よし枝君） 発議第11号 こどもの医療費無料制度の創設を求める意見書です。

この議案を、会議規則第13条第２項の規定に基づいて提出いたします。

提出者 つくばみらい市議会議員 古川よし枝
賛成者 つくばみらい市議会議員 市川 忠夫
賛成者 つくばみらい市議会議員 海老原 弘
賛成者 つくばみらい市議会議員 古館千恵子

この意見書の提案理由を述べます。

現在、すべての都道府県、市町村は、少子化対策の重要な施策として乳幼児・児童の医療費助成を行っています。しかし、市町村の助成制度の内容は、格差が年々拡大しています。当市においては、県の助成制度に上乘せをして通院の医療費を就学前まで無料にしていますが、県内の市町村の実施状況を見ると、所得制限をなくすことや、対象年齢を小学生・中学生まで引き上げることなど、県内の市町村間でも格差が拡大している状況です。

今、子供たちはアトピー性皮膚炎、小児ぜんそくなど、長期の治療を要する病気が増加しており、早期発見と早期治療、治療の継続が必要であり、医療費助成制度の拡充が求められています。しかし、年々厳しくなる地方財政のもとで、助成制度の拡充のためには国の支援が不可欠です。よって、国に子供の医療費無料制度の創設を求める意見書を提出するものです。

こどもの医療費無料制度の創設を求める意見書

わが国の合計特殊出生率は年々低下し、2003（平成15）年の値は人口を維持するのに必要な2.08を大きく下回る1.29にまで低下し、2005年にはさらに1.25に低下。いっそう危機的な水準を推移しています。

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、こどもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要な施策となっており、全ての都道府県及び市町村において、乳幼児・児童医療費助成制度が設けられています。しかし、市町村の制度内容の格差は年々拡大している状況です。

児童期までの年代は、病気にかかりやすく、アトピー性皮膚炎、小児喘息など長期の治療を要する病気も増加しています。病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で、医療費助成制度は極めて重要な役割を担っています。さらに厚生労働省が推進する「8020」運動の達成のためには、永久歯が完成する中学校時期までの口腔管理が必要であり、同制度の果たす役割は大きくなっています。

このような地方公共団体の施策をいっそう充実させ、こどもを安心して産み育てることのできる社会の実現を目指すには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには国の支援が不可欠であります。

よって、政府におかれましては、当面、小学校就学前までのこどもに対する医療費無料制度を早期に創設されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月18日

茨城県つくばみらい市議会

よろしく申し上げます。

○議長（廣瀬 満君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第11号については、会議規則第35条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。よって、発議第11号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから発議第11号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（廣瀬 満君） 挙手多数です。したがって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

日程追加

○議長（廣瀬 満君） お諮りします。

ただいま山崎貞美君外5人から、発議第12号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書が提出されました。この際、これを日程に追加し、追加日程第5として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。よって、この際、発議第12号を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決しました。

発議第12号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書

○議長（廣瀬 満君） 追加日程第5、発議第12号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書。

提案理由の説明を求めます。

山崎貞美君。

〔20番 山崎貞美君 登壇〕

○20番（山崎貞美君） ただいま本会議において、反対討論、賛成討論がありました。

賛成多数にて採択されまして、よって意見書を提出するものであります。

発議第12号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出をいたします。

平成19年12月18日提出

つくばみらい市議会議員 廣瀬 満殿

提出者	つくばみらい市議会議員	山崎 貞美
賛成者	つくばみらい市議会議員	古舘千恵子
賛成者	つくばみらい市議会議員	倉持 悦典
賛成者	つくばみらい市議会議員	中山 栄一
賛成者	つくばみらい市議会議員	古川よし枝
賛成者	つくばみらい市議会議員	川上 文子

提案理由、高齢者がいつでもどこでも安心して医療が受けられる制度になるよう、新たな後期高齢者医療制度は、中止・撤回することほか3項目についての意見書を、内閣総理大臣と厚生労働大臣あてに提出をするものであります。

高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書

政府は2008年4月より、75歳以上を対象に新たな「後期高齢者医療制度」を実施しようとしています。同制度は これまで保険料負担のなかった扶養家族を含めて、75歳以上のすべての高齢者から保険料（初年度平均月額6,200円）を徴収する、月額1万5,000円以上の年金受給者は年金から保険料を天引きする、保険料滞納者は保険証を取り上げ、窓口で医療費全額を負担させる、75歳以上を対象にした別建ての診療報酬（医療保険から支払われる医療費）を設定し、高齢者に差別医療を強いる、ものです。さらに70～74歳の窓口負担を1割から2割に引き上げる、65歳～74歳の国保料も年金から天引きする、ことも予定されています。

多くの病気を抱えているハイリスクの高齢者だけをひとまとめにした別建ての医療制度は、世界に例を見ないものです。すでに2006年10月より、長期入院患者への食費・居住費の負担増、現役並み所得者の2割から3割負担への引き上げが実施されました。高齢者からの収奪と医療費削減を目的とした医療制度を認めることはできません。

記

- 1 新たな後期高齢者医療制度は、中止・撤回すること。
- 2 70～74歳の窓口負担の2割への引き上げ（1割から2割）を中止すること。
- 3 前期高齢者（65歳から74歳）の国保料の年金天引きを中止すること。
- 4 医療に使う国の予算を増やして、高齢者・国民が安心して医療を受けられるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月18日

つくばみらい市議会

ということです。よろしくお願いします。

○議長（廣瀬 満君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第12号については、会議規則第35条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。よって、発議第12号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから発議第12号について採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣瀬 満君） 起立多数です。したがって、発議第12号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（廣瀬 満君） 以上で、今定例会に付議された事件は全部終了しました。

これで、会議を閉じます。

平成19年第4回つくばみらい市議会定例会を閉会します。どうもご苦労さまでした。

午後3時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

平成19年12月18日

つくばみらい市議会議長 廣瀬 満

つくばみらい市議会議員 山崎 貞美

つくばみらい市議会議員 今井 英明